

※下線箇所は、平成29年度までの審議経過報告からの主な変更点を意味します。

## 著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について (クリエイターへの適切な対価還元関係) (案)

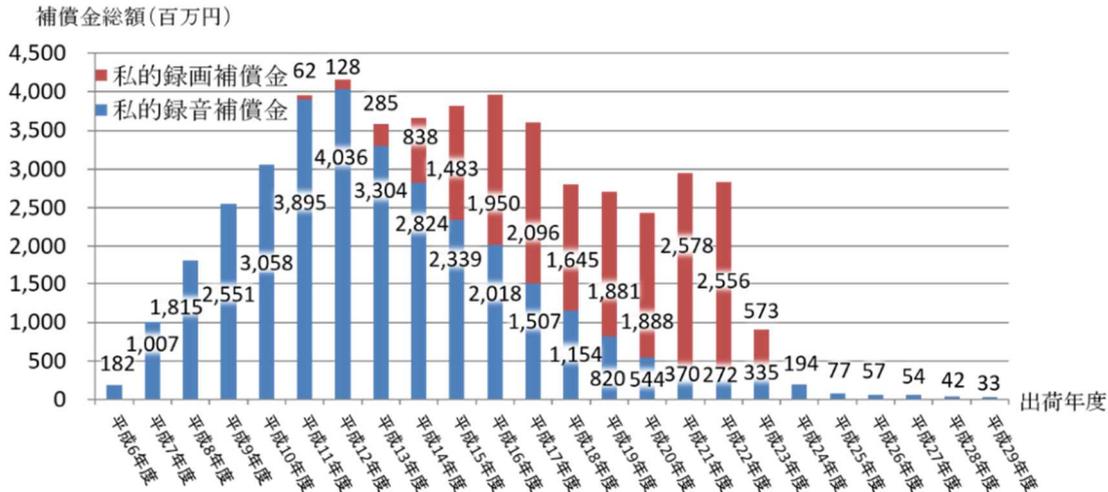
平成31年 月 日  
著作物等の適切な保護と  
利用・流通に関する小委員会

### はじめに

私的録音録画補償金制度（以下、「補償金制度」という。）<sup>1</sup>は、デジタル方式の録音・録画の機能を有する機器・記録媒体により録音・録画を行う者が相当な額の補償金を著作権者に支払う義務を負うとする制度であり、1992（平成4）年の著作権法の改正により導入され、翌年6月に施行された。~~（当初は録音分野から運用が開始され、録画分野は機器が普及し始めた平成11年から運用が開始された）~~。現行制度では、~~対象機器を主たる用途が録音・録画であるものに政令で限定し、また、著作権法第30条第2項の規定の仕方から、録音・録画機器とその記録媒体が分離していることを想定しているとも考えられる~~が、録音・録画機能を有する機器等の商品化の状況も踏まえ、補償金制度における記録媒体内蔵型（一体型）の機器等の扱いにつき、2004（平成16）年度から検討が開始された。この検討は、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（2005（平成17）年度）における検討を経た後、同分科会私的録音録画小委員会（2006（平成18）年度～2008（平成20）年度）における検討により、「同分科会の枠組みを離れて関係者による合意形成を目指すことも必要」とする旨の提言によって、それ以降、検討は一時中断していた<sup>2</sup>。なお、この間、録画に関しては、デジタル放送専用録画機に係る民事訴訟が提起されたところ、知的財産高等裁判所は、政令により現在指定されている対象機器は、放送波がアナログであることを前提にしてこれについてアナログデジタル変換を行うものを指す旨判示し（知財高裁2011（平成23）年12月22日判決）、また、そのような機器の販売がなくなった影響も大きく、補償金徴収額は年々減少傾向にある。

<sup>1</sup> 私的録音録画補償金制度の概要については、参考資料1を参照。

<sup>2</sup> 私的録音録画補償金制度については、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（2003（平成15）年7月8日）において、「音楽CD複製機能を備えたパソコンや、技術的保護手段を備えたCDなど多様なデジタル録音・録画のための機器・媒体が商品化されている現状を踏まえ、関係者間で、より実態に応じた制度への見直しを目指し協議が進められているが、関係者間協議の結論を得て、2004年度以降必要に応じ同制度の改正を行う。」とされ、その後、文化審議会著作権分科会において、ハードディスク内蔵型録音録画機器等の追加指定や、汎用機器・記録媒体の取扱いに関して、「実態を踏まえて検討する」とする課題整理を行うとともに（2005（平成17）年1月「著作権法に関する今後の検討課題」）、翌年、私的録音録画補償金制度をめぐる諸課題について整理（2006（平成18）年1月「文化審議会著作権分科会報告書」）を行った上で、2006（平成18）年度から3年間、私的録音録画小委員会において法的検討が行われた。ただし、その際には、私的録音録画補償金制度の見直し等について、具体的な結論は得られなかった。



このような状況の中、本小委員会（著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会）が2014（平成26）年度に設置され、2015（平成27）年度より、クリエイターへの適切な対価還元をテーマとして、補償金制度の見直しの観点も含めて検討を再開し、(1)「クリエイターへの対価還元についての現状」、(2)「補償すべき範囲」、及び(3)「対価還元の手段」の3点について順次検討を行ってきた。2016（平成28）年度は、録音について、(1)「クリエイターへの対価還元についての現状」及び(2)「補償すべき範囲」に係る検討・整理を行い、録画については、(1)についての検討・整理とともに、(2)について検討を行った。2017（平成29）年度は、これらの検討を土台として、特に録音関係に焦点を当て、(3)「対価還元の手段」に係る検討として、①私的録音録画補償金制度、②契約と技術による対価還元手段、及び③クリエイター育成基金、という三つの対価還元手段のそれぞれに関する課題や考え方等の整理を行った。また、同年に文化庁において実施した私的録音に係る実態調査の結果も踏まえながら、対価還元手段に関する基本的考え方について検討を行った。

本年度（2018（平成30）年度）は、前年度までの検討を踏まえ、(3)「対価還元の手段」について、録音及び録画を併せて、具体的な制度設計に向けた検討を深めた。なお、その際、同年に文化庁において実施した私的録画に係る実態調査の結果も踏まえながら、検討を行った。

クリエイターへの適切な対価還元に係る本小委員会における4年間の審議の状況は、以下のとおりである。

# I クリエーターへの対価還元についての現状

## 1. 私的録音に係るクリエイターへの対価還元についての現状

### (1) 音楽コンテンツの流通の概観

利用者が音楽コンテンツを入手する主な流通形態として、パッケージ販売、ダウンロード型音楽配信、ストリーミング型音楽配信及びパッケージレンタルの四つがある。

パッケージ販売は、レコード会社が著作権者及び実演家と使用許諾契約を締結し、レコード原盤を制作する。CD ショップ等の小売店がレコード会社との販売契約により、商品を仕入れ、その商品を利用者に再販売するという流通モデルになっている。ダウンロード型音楽配信の流通モデルは、音楽配信事業者又はレコード会社が、権利者とそれぞれ使用許諾契約を締結することでダウンロード販売するコンテンツを収集し、利用者がコンテンツをダウンロードする際に課金をして購入代金を得る仕組みとなっている。ストリーミング型音楽配信については、音楽配信事業者又はレコード会社が、著作権者及びレコード会社とそれぞれ使用許諾契約を締結することでストリーミング配信するコンテンツを収集する点は、ダウンロード型音楽配信と同様であるが、利用者がコンテンツの複製物を所有するわけではなく、月額利用料を支払い配信事業者のサービスを利用してコンテンツを視聴することが基本のモデルとなっている。パッケージレンタルの流通モデルは、CD レンタルショップが、著作権者、実演家及びレコード会社とそれぞれ貸与許諾契約を締結し、レンタル商品を仕入れて利用者に貸与し、レンタル料金を得るモデルとなっている。

### (2) DRM (デジタル著作権管理) 技術

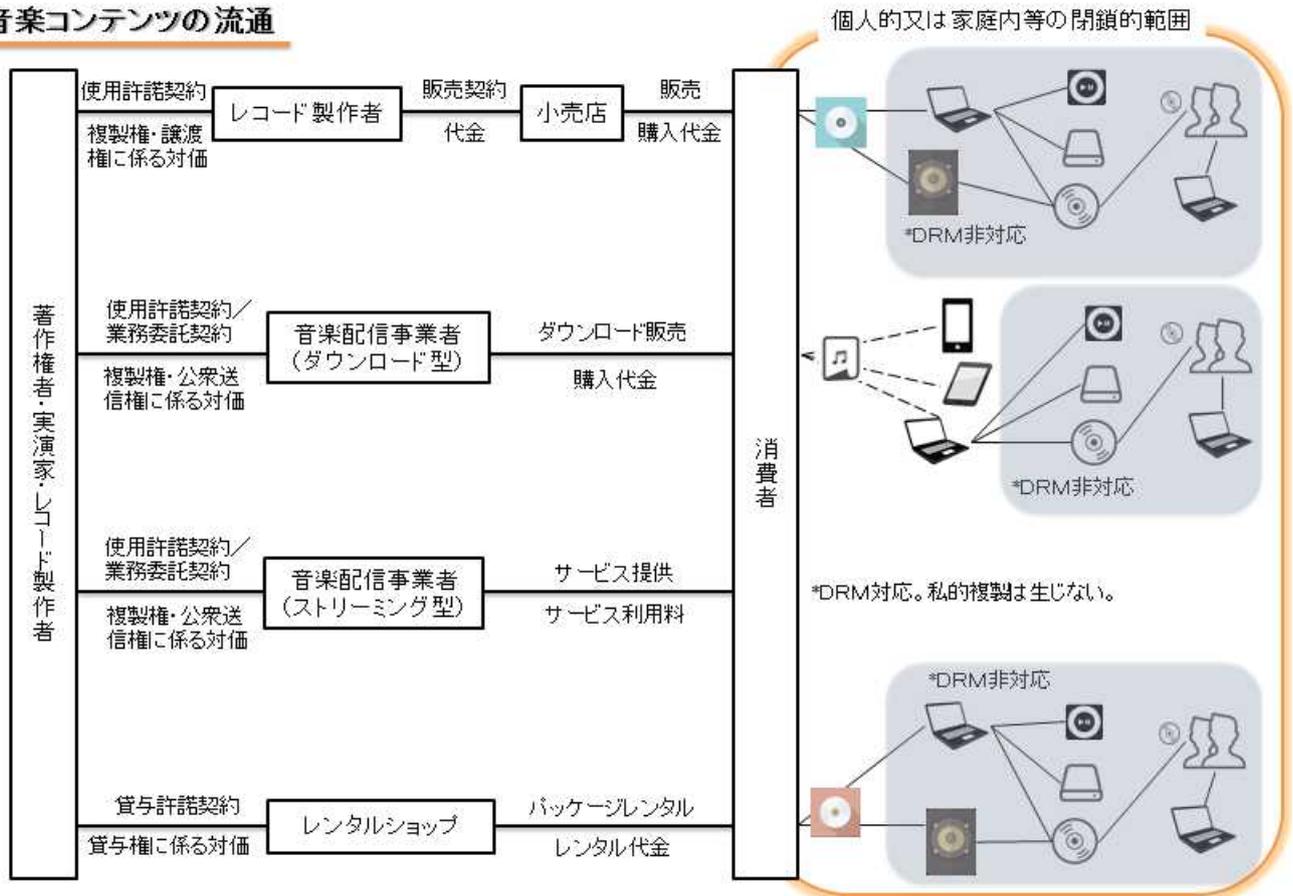
利用者が CD により楽曲を入手するパッケージ販売やパッケージレンタルについては、利用者が入手した楽曲をパソコンやスマートフォンに複製する場合の DRM 技術に対応しておらず、利用者は自由に複製をすることが可能である。ダウンロード型音楽配信についても、現在は DRM 技術をかけずに配信しており、利用者は、購入した楽曲を自由に複製することが可能である<sup>3</sup>。~~が、端末によっては複製ができない場合もある。~~

一方で、ストリーミング型音楽配信については、一般的には、複製を防止する措置が講じられており、利用者が私的複製をすることはできない。

---

<sup>3</sup> ただし、音楽配信サービスによっては、ダウンロードした楽曲の複製ができない端末もあるとの指摘があった。

## 音楽コンテンツの流通



### (3) 私的録音に係る対価について

利用者が入手楽曲の複製を行うことが技術的に可能となっているパッケージ販売、ダウンロード型音楽配信及びパッケージレンタルについて、現状、私的録音に係る対価は利用者への提供価格に含められておらず、また、小売店や音楽配信事業者、レンタルショップ等が権利者に支払うライセンス料等にも、私的録音に係る対価は含められていない<sup>4</sup>。

ダウンロード型音楽配信について、配信事業者の多くは、かつては1課金1ダウンロードでDRM技術をかけてサービスを提供していた。現在は、利用者の利便性向上のため、1課金につき複数台のデバイスでダウンロードが行えるサービス(マルチデバイス・ダウンロード)を提供している。また、ダウンロードした楽曲にはDRM技術が施されていないため、利用者は自由に私的複製を行うことが可能である<sup>5</sup> えることとなっているが、端末によっては複製が行えない場合もある。

なお、ストリーミング型音楽配信については、利用者が楽曲の複製を行うことが技術的にできないた

<sup>4</sup> ただし、ダウンロード型音楽配信については、私的録音に係る対価も加味して音楽配信事業者によるライセンス料等が支払われている場合もあるとの意見もあった。

<sup>5</sup> ただし、前掲・脚注3も参照。

め、私的録音に係る対価は問題とならない。

#### (4) 各流通モデルにおける契約実態等

##### ① パッケージ販売

音楽パッケージの制作・流通は、一般的には、レコード会社が主体となって行われる。まず、原盤を制作するため、レコード会社は、音楽の著作権について著作権等管理事業者等と使用許諾契約を締結し、原盤制作に係る作品の複製権及び譲渡権の許諾を受ける。また、実演家とも契約をし、原盤を制作する。著作権等管理事業者等や実演家、場合によってはプロデューサー等に対して、レコード会社からはそれぞれの契約に基づいた対価が支払われる。

卸・小売店はレコード会社と販売契約を締結し、それに基づきパッケージ商品を仕入れ、小売店は仕入れた商品を利用者に再販売して代金を得ることとなる。この際の音楽パッケージの価格は、各著作権者等への複製権及び譲渡権の対価に加え、パッケージ商品の制作に要した様々な経費を考慮して決定されているが、私的録音の対価についてはこれに含まれてはいない。その背景として、私的録音に係る補償は補償金制度により担保されてきたという歴史的経緯がある。

##### ② ダウンロード型音楽配信

ダウンロード型音楽配信の契約形態は、レコード会社が配信業務を配信事業者に委託する業務委託契約と配信業者がレコード会社の許諾を受けて楽曲を配信する原盤使用許諾契約の2種類が主流となっている。業務委託契約の場合には、レコード会社がダウンロード代金を決定し、販売手数料等を配信事業者を支払うこととなる。また、楽曲の著作権使用料は、レコード会社が著作権等管理事業者等に支払うこととなる。原盤使用許諾契約の場合には、配信事業者がダウンロード代金や配信態様を決定し、契約に基づきレコード会社に使用料を支払う。この場合には、楽曲の著作権使用料は配信事業者が支払うこととなる<sup>6</sup>。

権利者から配信事業者に対する許諾の範囲は、事業者の行う複製、公衆送信、利用者が楽曲をダウンロードする際に生じる複製である。これに対し、ダウンロード後に生じる利用者の私的録音は私的複製に該当するとして契約には含まれていない<sup>7</sup>。

##### ③ ストリーミング型音楽配信

ストリーミング型音楽配信についても、ダウンロード型音楽配信と同様に、業務委託契約と原盤使用許諾契約の2種類が主流となっている。

ストリーミング型音楽配信については、DRM 技術ではなく、データ伝送経路に暗号をかけることで、

---

<sup>6</sup> ダウンロードに係る著作権使用料について、一部の管理事業者において、DRM 技術を施す場合の使用料率を低く設定している場合がある。これは、配信事業者が DRM 技術を施すにあたってのコストを負担していることに鑑み、一定の控除を設けるとする趣旨によるものだと説明されている。

<sup>7</sup> ただし、前掲・脚注4も参照。既述（脚注2）のとおり、ダウンロード型音楽配信契約においては、契約によっては、私的録音に係る対価も加味して対価が支払われている場合もあるとの意見も見られた。

データが複製されないようなセキュリティ技術が実装されている。

また、多くのストリーミング型音楽配信サービスにおいては、1課金につき1IDを発行し、IDとパスワードが認証されればサービスを享受できる仕組みとなっており、結果として、異時に複数デバイスでのサービス利用が可能となっている。

#### ④ パッケージレンタル

パッケージレンタルについては、CDレンタル店が、著作権、実演家の権利、レコード会社の権利について、それぞれ著作権等管理事業者から貸与に係る許諾を得てサービスを実施している。著作権については、店舗基本使用料に売上にに基づき算出した使用料を加えた額がJASRACに支払われており、実演家の権利については、店舗ごとの月額固定使用料及びCDの仕入れ時に1枚ごとに上乗せされた使用料が芸団協に支払われている。また、レコード会社の権利については、CDの仕入れ時に1枚ごとに上乗せされた使用料がレコード協会に支払われている。

権利者からレンタル店に対する許諾の範囲は、貸与権のみであり、レンタルCDを利用者が複製する行為は私的複製に該当するため、使用許諾契約の範囲外である。

## 2. 私的録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状

### (1) 動画コンテンツの流通の概観

利用者が動画コンテンツを入手する主な流通形態として、パッケージ販売、無料放送、有料放送、動画配信及びパッケージレンタルの五つがある。

パッケージ販売については、DVD等のパッケージの製造・販売事業者が権利者の許諾を得てパッケージを製作し、これを小売店が利用者に販売する流通モデルとなっている。無料放送及び有料放送については、放送事業者が著作権者等から放送の許諾を得て動画コンテンツを自社制作するなどして、利用者に対し無料又は有料で放送する。動画配信は、配信事業者が配信許諾契約を映画製作者等と締結し、多くの場合有料で利用者に対して動画コンテンツを配信するモデルとなっている。パッケージレンタルは、DVD等のパッケージの製造・販売事業者が権利者の許諾を得てパッケージを製作してレンタルショップにこれを貸与し、レンタルショップが利用者にレンタルするモデルである。

動画コンテンツのうち、特に商業用映画については、映画館等での興行後、5タイプの流通モデルにおいて二次利用を行うことで、投下資本を回収し収益の最大化を図るといった特徴を有しており、それぞれの流通モデルにおいて複製をコントロールすることによりビジネス上の利益を確保するという要請が強い。

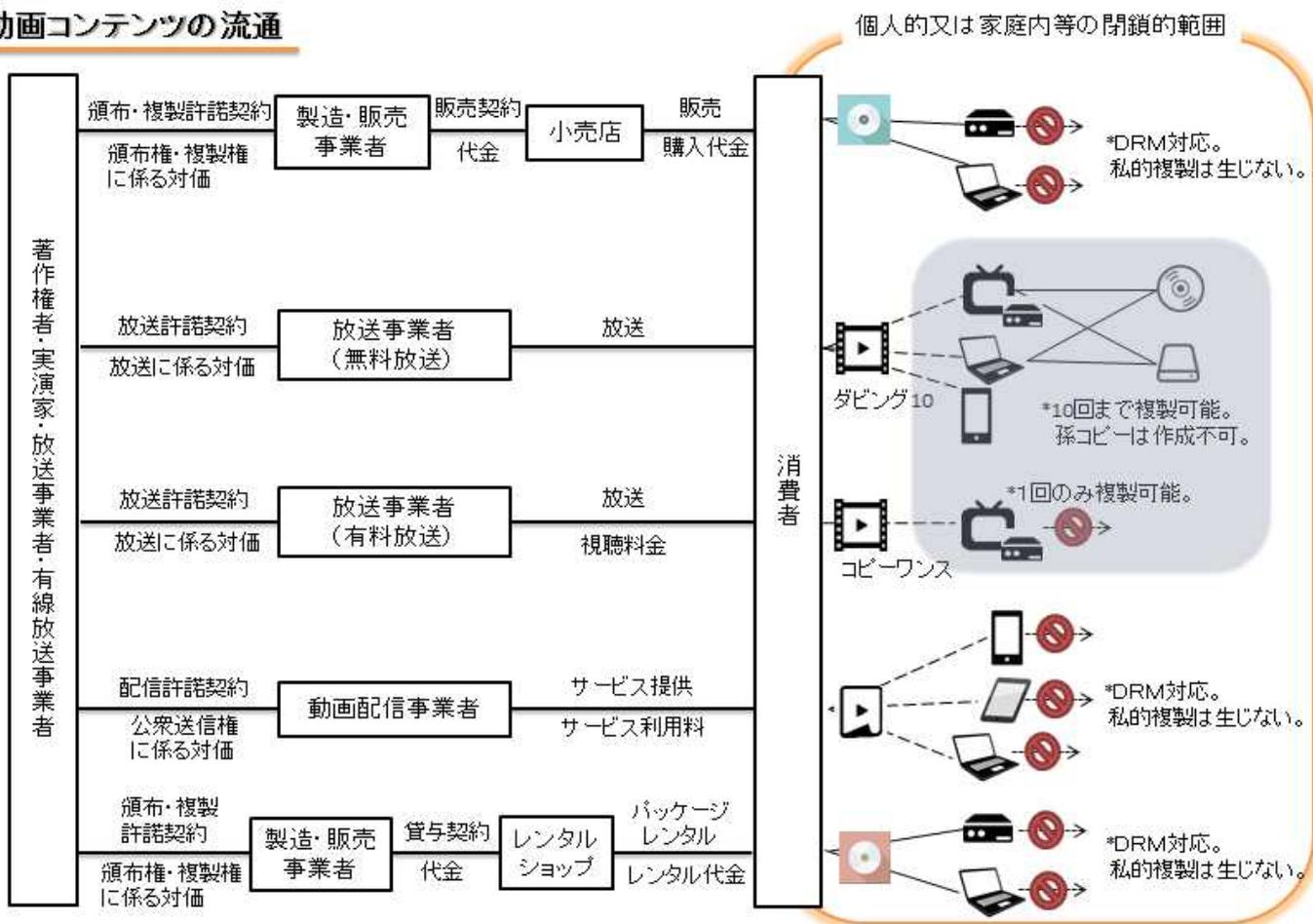
### (2) DRM 技術

動画コンテンツについては、放送による流通モデルを除いては、DRM技術により利用者が私的複製を行うことを禁止する措置がとられている場合がほとんどである。放送におけるDRM技術は関係者により取り決められた放送運用規定に従い導入されており、無料放送の場合と有料放送の場合とで異なる。無料放送については、孫コピーを禁止し複製の回数を10回までに限定する、「ダビング10」のルールが採用されている。一方、有料放送については、一般的には、複製の回数を1回に限定する「コピーワンス」のルールが採用されている（ペーパービューについては、「コピーネバー」のルールを採用する場合もある）。

### (3) 私的録画に係る対価について

動画コンテンツの流通においては、技術的に、私的録画が生じ得る場面は放送に限定されている。そのため、無料又は有料放送以外の3モデルにおいては、私的録画が行われることはなく、私的録画に係る対価は問題とならない。放送においては、上述のとおり、無料放送で「ダビング10」が、有料放送で「コピーワンス」が採用されることが一般的であるが、放送事業者から権利者に支払われる対価は放送に係る対価であり、利用者の行う私的録画に係る対価は含まれていない。

## 動画コンテンツの流通



### (4) 各流通モデルにおける契約実態等

#### ① パッケージ販売

パッケージ販売の場合、DVD等のパッケージの製造・販売会社は、映画製作者等と頒布・複製許諾契約を締結した上で、パッケージ小売店と販売契約を締結して、小売店に販売をする。利用者がパッケージを購入する代金は、製造・販売会社が権利者に支払う使用料を含めた対価として設定される。

#### ② 無料放送

無料放送においては、放送事業者は、著作権者や実演家、レコード会社、映画製作者等から放送の許諾を得て使用料等を支払う。無料放送の場合は、利用者が視聴に際しての対価を支払うことはなく、放送事業者は広告収入により放送事業を行っていることから、権利者への対価の支払は、広告収入を基に行われることとなる。放送事業者が権利者から得る使用許諾の範囲は、利用者の行う録画行為は含まれていない。

### ③ 有料放送

有料放送についても、無料放送の場合と同様に、放送事業者は権利者と放送許諾契約等を締結し<sup>8</sup>、放送に係る対価として権利者に使用料を支払っている。利用者から直接、放送に係る対価を徴収している点が無料放送と異なる。

### ④ 動画配信

動画配信は、動画配信事業者が権利者と配信許諾契約を締結し、公衆送信に係る対価を権利者に支払う。動画配信事業者は、利用者から配信に係る対価を収受するか、無料動画配信の場合には広告収入を得ている。配信される動画コンテンツには DRM 技術が施されており、多くの場合、複製を行うことは禁止されているため、私的録画に係る対価は問題とならない<sup>9</sup>。

動画配信には、利用者が視聴権を購入するセル形式のモデル (EST)、視聴期間が限定されたレンタル形式のモデル (TVOD)、期間内定額の複数コンテンツ見放題モデル (SVOD)、広告付帯形式の無料配信モデル (AVOD) の四つの分類があると言われている。

商業用映画の収入として大きいモデルは EST モデルである。EST モデルにおいて利用者が動画コンテンツを視聴する方法は2種類あり、動画コンテンツをダウンロードしデバイスに保存した上で視聴する方法と、ダウンロードとストリーミングを併用し、通信環境が良好な場合はストリーミングで視聴し、通信環境の悪い場所ではダウンロードデータを視聴するという方法である。ダウンロード形式の場合には、ダウンロードした動画コンテンツが複製できないよう DRM 技術が施されている。ストリーミング形式の場合には、公衆送信されるデータを複製できないよう DRM 技術が施されている。いずれの視聴形式も共通して、視聴者に ID を発行し、認証されたデバイスでなければ視聴できない仕組みを採用するサービスが標準となっている。

また、近年成長著しいモデルが SVOD モデルであるが、SVOD モデルにおいても、ストリーミングの際に送信データを複製できないよう DRM 技術が施されていることから、私的録画に係る対価は問題とならない。

### ⑤ パッケージレンタル

パッケージレンタルについては、DVD 等のパッケージの製造・販売事業者は、映画製作者等と頒布・複製許諾契約を締結し、レンタルショップは製造・販売事業者と貸与契約を締結して、レンタルショップが利用者に DVD 等のパッケージをレンタルする。製造・販売事業者とレンタルショップ、レンタルショップと利用者間でそれぞれ行われるパッケージのレンタルについては、映画製作者等と製造・販売事業者の間の契約で処理されている。利用者がパッケージのレンタルを受ける代金は、レンタルショップ及び製造・販売会社を通じて権利者に支払う使用料を含めた対価として設定される。パッケージには、DRM 技術により複製を禁止する措置が講じられていることから、消費者が私的複製を行うことはできない。すなわち、動画コンテンツの利用に係る対価は、全て契約において処理されている。

---

<sup>8</sup> 有料放送番組について、映画作品を提供するか否かを判断するにあたって、DRM 技術によるコピー制限の程度が判断要素の一つになる場合がある。

<sup>9</sup> 一部のサービスにおいて、ダウンロードした動画を特定のメディアにムーブできる機能を持つものがある（いわゆるコピーができるわけではない）。この場合には作品を提供するか否かを判断するにあたって、DRM 技術によるコピー制限の程度が判断要素の一つとなり得る。

## II 補償すべき範囲

### 1. 補償についての基本的な考え方

補償が必要となるのは、権利制限されていることによって権利者に不利益が生じている場合であると考えられるが、どのような場合に権利者への補償が必要となるのかについては、様々な意見が挙げられた。

まず、補償が必要な理由について、私的複製により権利者に不利益が生じていることを理由とするのか、私的複製が権利制限されていることにより利益を得ているものがあることを理由にするのか、あるいはそもそも権利者が得ている対価に問題があることを理由にするのか、という点を明らかにする必要がある。

この点について、著作権法第30条第1項の権利制限規定がなければ起こり得ないであろう事柄を全て対象にして補償の要否を考えるというアプローチは不適切であり、私的複製による直接的な影響をもとに補償の必要性を検討すべきであるとの意見が挙げられた。また、補償の要否を判断する上で、産業界の利益再分配をその理由とすることは不適切であるとの意見も挙げられた。これらを踏まえると、補償が必要となるのは、権利制限規定によって権利者に不利益が生じている場合であると考えられる。

次に、権利制限規定により権利者にどのような不利益が生じているのかという点について、個々の私的複製が微々たるもので権利者のビジネス上の不利益に直接結びつくものではなくとも、それらの複製が累積することによって、総体的に大量の複製が行われていれば、権利者に不利益が生じていると考えられるとの意見が示された。これに対して、権利制限規定により私的複製の制約を緩和し、利用者の利便性を高めることによって権利者もビジネスを行ってきたのであり、私的複製による不利益が権利者に生じているとは考えられないとの意見が挙げられた。また、購入した音楽を複製して様々なデバイスで視聴することが普及した時代において、複製が行われることは当然であり、これを不利益ととらえることは納得できないとの意見もあった。

この点について、第30条第1項の権利制限規定に基づき社会的に大量の複製が行われている以上、複製権を制限されている権利者に法的な不利益が生じていると言わざるを得ないものと考えられる。仮に、同項の権利制限規定に基づき私的複製が行えることが音楽コンテンツの購買意欲につながり、権利者の利益に資するという側面があったとしても、私的複製に対して権利行使が制限されていることは、権利者にとっての不利益であると法的には評価されることとなる。

その上で、この不利益が、補償が必要な程度に存在しているか否かという点に関しては、平成4年に私的録音録画補償金制度が導入された際に、個々の利用行為としては零細な私的複製であっても、デジタル技術の発達により社会全体としては大量の録音物・録画物が作成・保存されることとなり、権利制限の範囲内で行われているデジタル方式の録音・録画について経済的補償の必要があると整理されたが、現時点においても私的録音・録画の実態があり、補償金制度を廃止するほどに必要な立法事実があると

はいえない場合には、なお補償が必要な程度の不利益が権利者に生じていると考えられる<sup>1011</sup>。

なお、サブスクリプションサービス等の私的複製を必要としない新たな音楽サービスの提供が増えていることから、私的複製の量は今後減少するのではないかとの指摘があるが、我が国ではいまだ約 8 割以上が CD 等のフィジカルの市場となっているという特徴がある<sup>12</sup>。

私的複製による不利益が権利者に生じていると評価できる場合は、原則として、権利者への補償が必要であると考えられる<sup>13</sup>。私的録音・録画に伴う権利者の不利益を補償するために導入された補償金制度が機能していない以上、比較法的に見ても射程の広い法第 30 条第 1 項の権利制限規定を維持するためには、権利者への補償の在り方を検討することが必要であるといえる。補償制度を整備しないという選択をとることにより、権利制限の範囲が狭まることは利用者にとっても望ましくなく、まずは、現行の第 30 条第 1 項の権利制限の範囲を維持することを前提とした上で、検討することが適当である。

もっとも、私的複製により不利益が生じていることをもって、全ての私的複製について補償が必要であると直ちに断じることは拙速であり、私的複製の趣旨や性質を考慮しながら、最終的にどのような補償制度を導入するかという議論とは別に、どのような私的複製について補償の必要があるのかを検討することが重要であると考えられる。

なお、総体として大量に私的複製が生じているとしても、個々の利用者のレベルでは必ずしも大量の私的複製が行われているわけではないという側面があることを踏まえ、仕組みを構築していく上では社会的理解を得る必要がある。

---

<sup>10</sup> 「私的録音録画に関する実態調査報告書」（平成 26 年公益社団法人著作権情報センター附属著作権研究所）の結果を踏まえ、平成 26 年度第 3 回本小委員会において、国民全体（15～69 歳）の 1 年間の音楽 CD からの録音回数は約 58 億曲分である、との試算が浅石委員、椎名委員及び畑委員より報告されている。

<sup>11</sup> 委員会においては、社会的に大量の私的複製が行われているとして、補償が必要な程度の不利益がなお権利者に生じているとする意見が示された一方で、現行の補償金制度は必要ないとする立場からは、私的複製により経済的な不利益が具体的に発生しているとは考えられないとの意見や、私的複製を伴わない音楽コンテンツの視聴が増加しているため私的複製の量は減少しているのではないかとの意見も示された（詳細は後述（Ⅲ.2(1)等）を参照）。

<sup>12</sup> 「日本のレコード産業 2018」（日本レコード協会発行）によると、我が国においては、CD パッケージの 2017 年生産実績は 170,653 百万円、ダウンロードの 2017 年音楽配信売上実績は 26,785 百万円、ストリーミングは 23,885 百万円である。「日本のレコード産業 2016」（日本レコード協会発行）によると、CD パッケージの 2015 年生産実績が 180,110 百万円であるのに対して、2015 年有料音楽配信売上実績は 40,613 百万円である。なお、世界的な潮流をみれば、2017 年の音楽売上は 172 億 7,000 万米ドル（前年比 8.1% 増）であり、そのうち音楽配信による売り上げは 94 億米ドル（前年比 19.1% 増）（全体売上の 54%）であるとともに、特にここ数年、音楽ストリーミングサービスの利用と収入が急速に伸び、2017 年にはストリーミング売上が初めて単独でパッケージ売を超え、音楽産業の最も重要な収入源となっているとされている（日本レコード協会機関誌「THE RECORD」No.703（2018 年 6 月号）における「Global Music Report 2018」（IFPI 年次レポート）の紹介より）。このことを捉え、本小委員会では、日本においても音楽ストリーミングサービスが増加していくとする意見が出された一方、パッケージ市場が多い等の日本の音楽産業の現状を直視して検討を行うべきであるとの意見が出された。

<sup>13</sup> 補償についての基本的な考え方として、権利者への補償が必要であると結論付けるのではなく、両論併記にとどめるべきである、との意見も示された。また、ビジネスモデルの変化によって私的録音の機会は減りつつあると考えられるとして、契約と技術のコントロールによってクリエイター及び利用者双方にメリットのある手段により音楽市場を活性化していくべきとの意見もあった。

## 2. 音楽コンテンツの私的録音に係る「補償すべき範囲」について

### (1) 議論の対象となる流通形態について

「クリエイターへの対価還元についての現状」において整理された音楽コンテンツの流通モデルごとに、契約実態と対価還元の現状を整理すると、以下のとおりである。

#### ① パッケージ販売

パッケージを製作、流通、販売し、利用者の手元に届くまでの利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。利用者の入手したパッケージには DRM 技術が施されていないことから、利用者は自由に音楽コンテンツを複製することが可能である。この利用者の行う私的録音に係る対価については、契約には含まれていない。

#### ② ダウンロード型音楽配信

配信楽曲を配信事業者提供、公衆送信し、利用者の手元に届くまでの利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。利用者の入手した音楽データには DRM 技術が施されていないことから、利用者は自由に音楽コンテンツを複製することが可能である<sup>14</sup>が、端末によっては複製することができない場合もある。なお、利用者の利便性向上のため、多くの配信事業者は複数のデバイスに楽曲を配信するマルチデバイス・ダウンロードサービスを提供しており、このサービスを利用することで、他のデバイスで購入した楽曲が視聴できる状況にある。マルチデバイス・ダウンロードについて、契約において許諾の対象となっている複製は、30 条 1 項の私的複製には該当しない複製として整理されるが、利用者が私的録音を行える場合の当該私的録音に係る対価については、契約には含まれていない<sup>15</sup>。

#### ③ ストリーミング型音楽配信

配信楽曲を配信事業者提供、公衆送信する利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。ストリーミングの際には、データ伝送経路に暗号をかけてデータが複製されないようなセキュリティ技術が施されていることから、利用者が私的複製を行うことはできない。すなわち、音楽コンテンツの利用に係る対価は、全て契約において処理されている。

#### ④ パッケージレンタル

パッケージを製作、流通、貸与し、利用者の手元に届くまでの利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。利用者の入手したパッケージには DRM 技術が施されていないことから、利用者は自由に音楽コンテンツを複製することが可能である。この利用者の行う私的録音に係る対価については、契約には含まれていない。

以上を踏まえると、コンテンツの入手後に利用者が私的複製を行うことができる、「パッケージ販売」、「ダウンロード型音楽配信」及び「パッケージレンタル」については、私的録音に係る補償の可否を議論する必要がある。

<sup>14</sup> ただし、前掲・脚注 3 も参照。

<sup>15</sup> ただし、前掲・脚注 4 も参照。契約によってはこの整理とは異なるとする見解もあることにつき、脚注 2 等参照。

## (2) 補償すべき範囲

どのような私的録音に補償の必要があるかどうかについて、論点を整理し以下のような検討を行った。

### ① 複製目的による「補償すべき範囲」の切り分けについて

全ての流通形態に共通する論点として、一定の目的の下に行われた私的録音について、複製の性質に鑑み、補償は不要なのではないかという指摘があった。

第一に、自身が購入した音楽コンテンツを複数の機器で聴くための私的録音については、いわゆるプレイスシフトであり、当該行為によって売上が減少するわけではなく、権利者に不利益は生じていないため、補償は不要ではないかとの意見が挙げられた。この点について、プレイスシフトを目的とした私的録音は補償金制度の創設時から補償の対象として整理されてきたものであり、この整理を覆す事情の変更が生じているわけではない。また、プレイスシフトを目的とした場合であっても、私的複製が権利制限規定の下で行われている以上は、権利者に法的な不利益が権利者に生じているものと考えられる。

第二に、購入した音楽のバックアップのために行われる私的録音について、視聴のために行われているわけではなく、補償は不要ではないかとの意見が挙げられた。この点については、バックアップのための複製といえども、最終的にはマスターファイルを破損・紛失した場合に視聴することを目的として行われるものであり、非享受利用であるとは言い難いのではないかとの指摘があった。また、目的がバックアップであったとしても、複製を行っている以上は、著作権法上は著作物の利用と位置付けられ、これらの行為について権利が制限されているという点では権利者に法的な不利益が生じているといえる。

以上を踏まえると、プレイスシフトやバックアップを目的とする私的複製について、権利者に不利益が生じていないとは言い難く、いずれの場合も「補償すべき範囲」に含まれ得るものと考えられる。

### ② DRMの有無による「補償すべき範囲」の切り分けについて

DRMがかかっていない状況で提供されるコンテンツについては、私的複製が行われることを見込んで対価設定が行われているはずであり、補償の必要はないのではないかと、この意見が挙げられた。これは、長年にわたり私的複製が行われており、補償金制度が機能していないことを前提とすれば、私的複製の対価を含めてコンテンツの提供価格を設定することが経済的に合理的な判断であり、権利者が不利益を放置したままコンテンツを提供し続けているとは考えづらいことから、私的複製の対価は既に支払われているのではないかと、という意見である。

この指摘に対して、権利者からは、私的複製の対価をコンテンツの提供価格に上乗せすることはないとの反論があった。また、我が国においては、現在は機能をしていないとしても、私的録音に係る対価は補償金制度によって権利者に還元されるという制度的前提が存在しており、これを踏まえれば、提供価格に私的複製の対価を盛り込んでいるとの評価は妥当しないものと考えられる<sup>16</sup>。

### ③ 複製先がインターネットクラウドである場合について

インターネットクラウドへのコンテンツの複製についても、従来のMDやCDといった媒体からク

---

<sup>16</sup> 私的複製の対価をコンテンツの提供価格に含めて徴収することで権利者に対価を還元するというのも方法論としては考えられるものであり、これを直ちに否定するものではない。脚注42も参照。

クラウドというインターネット上の領域に複製先が拡大したに過ぎず、補償の対象とすべきとの意見が挙げられた。この点について、本小委員会でも、2014（平成26）年度にクラウド上の私的な領域に自らのコンテンツを保存する行為については私的複製にあたと整理しており、これに基づけば、インターネットクラウドへの複製も補償の対象となり得ると考えられる。

④ ダウンロード型音楽配信により購入した利用者が行う私的複製について

ダウンロード型音楽配信サービスにより購入した音楽コンテンツについては、多くの場合、マルチデバイス・ダウンロードサービスにより私的複製を行わなくても複数の機器で購入した音楽コンテンツを視聴することが可能であることから、私的複製が行われることは稀ではないか、との指摘が挙げられた。

これに対しては、マルチデバイス・ダウンロードサービスが提供されている場合でも、当該サービスの範囲外で私的複製が行われているとの意見があった。もっとも、コンテンツを購入して最初にダウンロードをする部分については、パッケージを購入する行為と同一視でき、音楽コンテンツの購入と一体に行われる複製であることから、補償の必要はないといえる。

なお、プレイシフトやバックアップを目的とする複製やインターネットクラウドへの複製について、補償を具体化する仕組みにどのように反映させるべきかについては、対価還元の手段についての議論において、十分な議論を行うことが必要である。

### 3. 動画コンテンツの私的録画に係る「補償すべき範囲」について

#### (1) 議論の対象となる流通形態について

「クリエイターへの対価還元についての現状」において整理された動画コンテンツの流通モデルごとに、契約実態と対価還元の現状を整理すると、以下のとおりである。

##### ① パッケージ販売

パッケージを製作、流通、販売し、利用者の手元に届くまでの利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。パッケージには、DRM 技術により複製を禁止する措置が講じられていることから、利用者が私的複製を行うことはできない。すなわち、動画コンテンツの利用に係る対価は、全て契約において処理されている。

##### ② 無料放送

動画コンテンツを制作し、放送するまでの利用行為については、契約等により権利者への対価還元が行われている。無料放送番組においては「ダビング 10」を原則とした DRM 技術が採用されており、この範囲であれば視聴者は自由に複製を行うことが可能となっている。この視聴者の行う私的録画に係る対価については、契約には含まれていない。

##### ③ 有料放送

動画コンテンツを制作し、放送するまでの利用行為については、契約等により権利者への対価還元が行われている。有料放送番組においては「コピーワンス」を原則とした DRM 技術が採用されており、この範囲であれば視聴者は自由に複製を行うことが可能となっている（一部の番組では複製を禁止する「コピーネバー」の DRM 技術が施されている）。この視聴者の行う私的録画に係る対価については、契約には含まれていない。

##### ④ 動画配信

配信楽曲を配信事業者提供、公衆送信する利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。配信形態としてはダウンロード型とストリーミング型が存在するが、いずれも DRM 技術により複製を禁止する措置が講じられていることから、利用者が私的複製を行うことはできない。すなわち、動画コンテンツの利用に係る対価は、全て契約において処理されている。

##### ⑤ パッケージレンタル

パッケージを製作、流通、貸与し、利用者の手元に届くまでの利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。パッケージには、DRM 技術により複製を禁止する措置が講じられていることから、利用者が私的複製を行うことはできない。すなわち、動画コンテンツの利用に係る対価は、全て契約において処理されている。

以上を踏まえると、コンテンツの入手後に利用者が私的複製を行うことができる、「有料放送」及び「無料放送」については、当該私的録画に係る補償の要否を議論する必要がある。

## (2) 論点及び意見

動画コンテンツについては、「有料放送」及び「無料放送」の私的録画について論点を整理し、各論点について、以下のように意見が出された。

### ① 放送波の最初の録画と「補償すべき範囲」の切り分けについて

- ・ 多くの視聴者は、放送番組をその放送時間に視聴するのと同じように、番組をハードディスクに録画しタイムシフトをして視聴している。ハードディスクに録画された番組はあくまで視聴者が番組を視聴するためのものであり、権利者に不利益は生じない。
- ・ 放送番組をその放送時間に視聴するのであれば、番組の視聴後に当該番組を再度視聴することはできない。しかし、録画を行った場合に視聴後も録画物が残存するのであれば、権利者に不利益が生じないとは言い切れない。
- ・ 「補償すべき範囲」について議論をするには、クリエイターへの対価還元の論点も含め、具体的な制度設計までつながった話をしなければいけないのではないかと、フェーズごとの話だけでは、全体の制度設計はできないのではないかと。

### ② DRMの有無による「補償すべき範囲」の切り分けについて

- ・ 2007（平成 19）年の総務省情報通信審議会の中間答申においては、コンテンツを尊重（リスペクト）し、適切に保護すること、及び、クリエイターが適正な対価を得られる環境を実現することを基本的な姿勢としつつ、「ダビング 10」の導入が提言されたが、2008（平成 20）年の同審議会の中間答申においては、文化審議会における補償金制度の審議について早期の合意形成を期待しつつも、その在り方自体は同審議会の検討対象とはならないと明記されている。
- ・ 日本の放送には、世界で唯一、無料放送も含めて DRM が適用されていると考えられる点や、「(録画源に著作権保護技術が伴っているか否かは) 私的録画補償金の対象とするか否かにおいて大きな要素となっていることは否めない」との平成 23 年 12 月 22 日の知財高裁の判示<sup>17</sup>を踏まえ、DRM が適用されたコンテンツは、技術と契約によるコントロールが可能であることから補償は不要と考える。 選択肢の多少はあれ、何らかの DRM 技術を選択できる以上は、権利者が私的複製の範囲をコントロールしていると評価すべき。
- ・ 様々な制度制約や実社会の要請によって DRM が定められているというのが実態であり、権利者の自由意思で DRM を選択できるわけではないのではないかと。このような実態や、個人の私的複製の

<sup>17</sup> ただし、知財高裁による同判示は、「技術と契約によるコントロールが可能であれば補償が不要」とは述べておらず七たものではない。同判示は、著作権法施行令 1 条 2 項 3 号（DVD レコーダー等）が補償金の対象として追加された際に主として念頭に置かれた録画源が「テレビ放送」であったことの理由について、著作権保護技術により複製ができない「市販 DVD」等との対比の中で述べたものである（「DVD 録画機が録画の対象とし、施行令 1 条 2 項 3 号が追加された際に主として念頭に置かれた録画源がテレビ放送であったのは、著作権保護技術を伴う市販ビデオテープや市販 DVD からの複製が、法 30 条 1 項 2 号によって、ほとんど私的複製として許される範囲外となっていたからであり、録画源に著作権保護技術が伴っているか否かは、私的録画補償金の対象とするか否かにおいて大きな要素となっていることは否めない。」）。

態様を総合考慮して補償が必要な範囲を決めるべきである。権利者が DRM 技術を選択できない現状においては、補償金等の形で権利者への対価還元が必要となる。

- ③ 「コピーネバー」の運用が可能となっているペーパービューと「補償すべき範囲」の切り分けについて
- ・ 少なくとも映画について、「コピーネバー」を運用しているものについては補償を求めるものではない。

なお、タイムシフト目的の録画や DRM 技術との関係については、私的録画の実態調査結果も踏まえ、対価還元の手段の議論において、十分な議論を行うことが必要である。

### Ⅲ 対価還元的手段

#### 1. 対価還元手段の選択肢と基本的考え方

私的複製に係るクリエイターへの対価還元手段として、著作権法が用意している補償金制度については、制定時とは私的録音・録画の環境が変わったこともあり、補償金収入の減少傾向が進み、制度が有効に機能していないのではないかとの指摘がある。そこで、本小委員会では、クリエイターへの適切な対価還元的手段について、(1) 補償金制度とともに、(2) 契約と技術による対価還元手段、(3) クリエーター育成基金の三つを選択肢として取り上げ、各手段の強みや課題、留意事項等について検討を進めた。各手段の概要は以下のとおりである。

##### (1) 私的録音録画補償金制度

私的録音録画補償金制度について、私的録音・録画に供されている機器・媒体のうち、現在対象となっていないものについて制度の対象とする等の改善を行う。私的録音・録画に供される機器・媒体に対して補償金を課し、これらの機器・媒体の購入時に補償金を一括で徴収することで、指定管理団体を通じて権利者に分配する。

##### (2) 契約と技術による対価還元

コンテンツの提供価格に私的録音・録画の対価(補償)を上乗せする等、DRM の状況等を踏まえて価格設定を行う方法。補償金制度のように指定団体を経由した徴収・分配を行うのではなく、コンテンツ提供のために行われる権利処理と同様に、提供されるコンテンツの権利者に直接紐づいて、対価が還元される。

##### (3) クリエーター育成基金

限定的な環境で行われる私的録音・録画という行為を正確に捕捉しそれに対応した対価を正確に還元するというには限界があることから、個々のクリエイターに対価を還元するという発想から離れ、私的録音・録画を総体として捉えた上で、その対価を広く一般に文化芸術の発展に資する事業に使用する。

補償金制度は、広範な私的複製を認める現行の30条1項の規定を前提とし、かつ、そのような私的使用を目的とする複製により、デジタル方式の高品質なコピーが容易に大量に作成されることに伴う補償を権利者に行うために制度化されたものである。このため、私的複製に係る対価還元手段については、このような広範な私的複製の範囲を維持することを前提とした上で検討を進めるべきである。

また、著作権は準物権的な権利であり、30条1項の権利制限は物権的な側面に関わるものであることを踏まえ、対価還元手段については、どのようにしたら実効性のある(現に権利者にリターンのある)公

平で現実的な解決策となるか、各手段の組合せも含め、総合的に探っていくべきである。

私的録音・録画行為は家庭内等で行われるものであるが、利用者の個々の録音・録画行為を捉えることは、実際上も困難であり、さらに、権利者が個別に利用者に報酬を請求することは、徴収のための組織や仕組みにかかる社会的コストやその実効性などの点からも困難である。補償金制度は、このような理解のもとで導入された制度であるが、逆に言えば、技術の進展等を踏まえ、契約と技術による対価還元手段により利用者の個々の録音・録画行為を直接捕捉できるようになるのであれば、有効な代替手段として、その範囲においては、補償金制度は不要になると言える。これについては、更に、契約と技術による対価還元は複製の許諾により対価を徴収することと同じであり、私的録音・録画行為の全てについて実現するのであれば、30条1項の私的録音・録画の権利制限を認める必要もなくなるはずであるとの考え方も示された。ただし、そのような契約と技術による対価還元について手段の範囲に関し、利用者は、私的領域の録音・録画行為の全てについて個別課金の実現されることを望んでいるわけではないとの意見が示されるとともに、30条1項により私的複製が法的に行えることは、一般市民が文化的な生活を送るため、また文化の発展にとっても極めて重要である、との意見も示された。これらのことにも留意しながら、私的録音・録画に係る対価還元手段を検討することが必要である。

## 2. 私的録音・録画の実態

対価還元的手段を検討するに当たり、私的録音及び録画の実態を踏まえる必要があることから、2017（平成29）年度及び2018（平成30）年度において、文化庁が委託調査を実施した。調査結果から見える主な特徴は以下のとおりである。

### （1）私的録音の実態

#### （1-1）私的録音実態調査<sup>18</sup>（2017年度）

##### < 1次調査結果 >（調査対象：過去1年間の録音経験の有無を問わない）

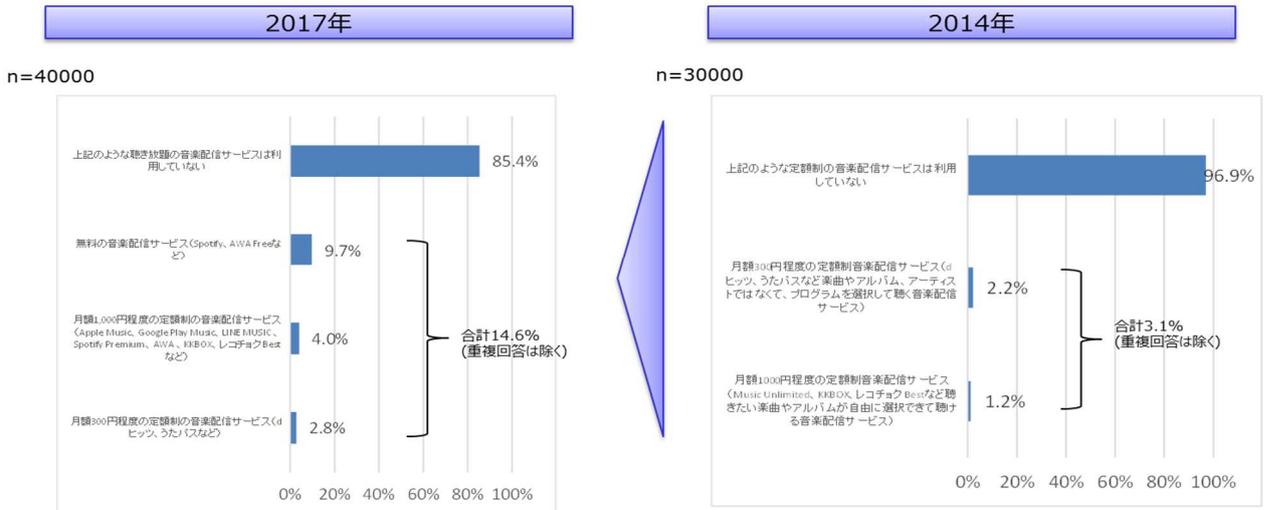
- 聴き放題の音楽配信サービスの利用者は3年前と比べて増加しており、3年前は、有料の音楽配信サービスの利用者は全体の3.1%であったが、現在は6.2%であり、無料の音楽配信サービス<sup>19</sup>も含めると14.6%である。（数値は重複回答を除いた割合）[図表1]
- CDやラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音源の録音、コピー、ダウンロード、アップロード（以下、「録音等」という。）を過去1年間に行ったことがある者の割合は40%であり、3年前とほぼ変化はない。[図表2]

---

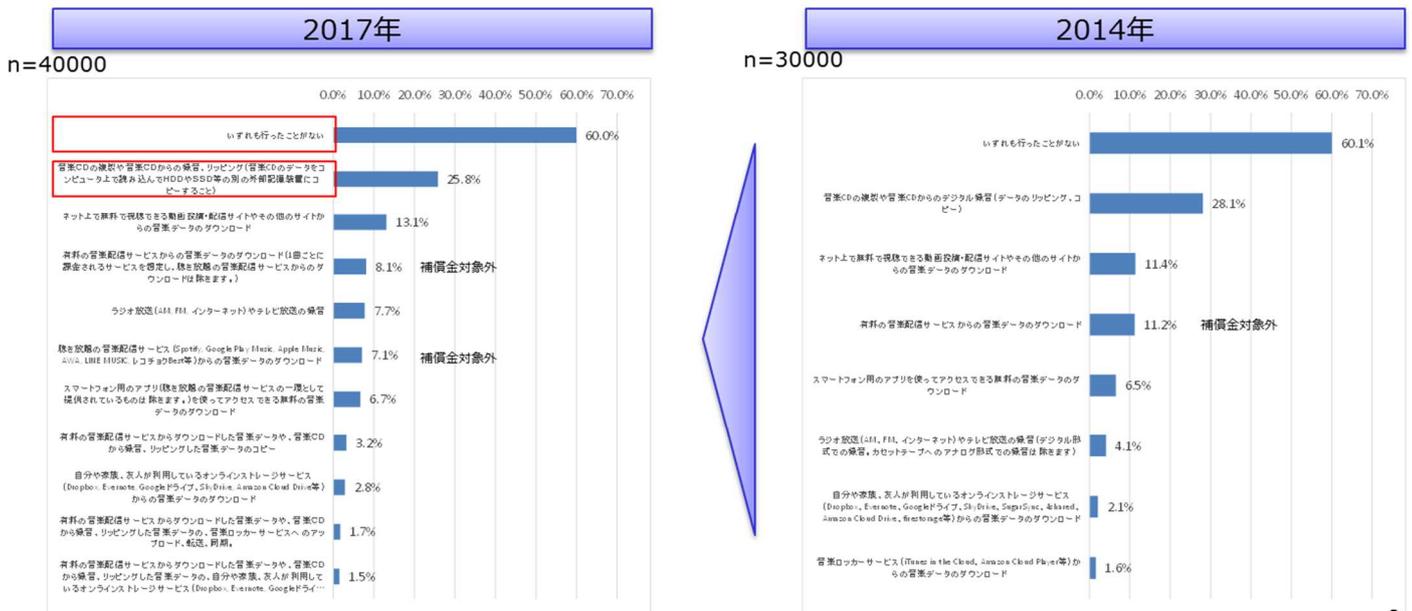
<sup>18</sup> みずほ情報総研株式会社「平成29年度私的録音に関する実態調査」（以下、「2017年調査」という。）。母集団は、15歳～69歳の男女個人であり、1次調査は、実際の私的録音の実施の有無に関わらず、日本の人口構成に合わせるように無作為に抽出した4万人の回答（ウェブアンケート調査）を集計したものである。2次調査は、1次調査の回答者のうち、デジタル方式の録音を実施しているとした者（40%）を日本のデジタル録音人口の年代構成に合わせて配分・抽出した4千人の回答（ウェブアンケート調査）を集計したものである。調査では、2014（平成26）年著作権情報センター附属著作権研究所「私的録音録画に関する実態調査」結果との対比も併せて行っている（なお、ウェブアンケート調査であるため、回答者はパソコンやスマートフォン等の機器の保有者であることが一般に想定され得る。今回の調査では、郵送調査は実施していない）。

<sup>19</sup> 本年度調査において調査対象とした「無料の音楽配信サービス」は、3年前の調査においては、そもそも回答の選択肢として含まれていなかったため、当該サービスを利用していた場合でも、「上記のような定額制音楽配信サービスは利用していない」とする回答に含まれていた可能性も考えられるとの指摘があった。他方、本年度調査においても、3年前の調査においても、YouTubeのような「無料の動画配信サービス」は直接の調査対象とはされていないが、一般社団法人レコード協会の調査（「2016年度音楽メディア利用者実態調査」（2017年4月））によれば、最も利用されている音楽聴取手段はYouTubeで、音楽を聴く人の42.7%であるとの紹介があった（なお、2位が「音楽CD（レンタルしたものや家族・友人から借りたものも含む）」で38.4%、3位が「音楽CDからPC・スマホ等にコピーした楽曲ファイル（MP3等）」で27.0%となっている。）。

図表1 あなたは、聴き放題の音楽配信サービスを利用していますか。(複数回答)



図表2 あなたは、過去1年間で、CD やラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音源を録音、コピー、ダウンロード、アップロードしましたか。行ったことがあるものについてお答えください。(複数回答)



○ 過去1年間の録音等経験者が録音に使用した機器等としては、パソコン (CD, DVD, Blu-ray などの光学メディアドライブつき) については5割、スマートフォン (iOS, Android など) については4割の利用者利用者が録音等で使用し、また、ポータブルオーディオプレーヤー (iPod, ウォークマンなど) もそれに次いで多い (24.1%)。[図表3]

図表3 過去1年間で、CD やラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音楽音源を録音、コピー、ダウンロード、アップロードをしたことがある方におうかがいします。過去1年間で、録音、コピー、ダウンロード、アップロードで、【あなたが使用した機器】は、どの機器ですか。使用した機器を全てお答えください。（複数回答） また、そのうち、最もよく、録音、コピー、ダウンロード、アップロードで使用した機器はどれですか。（単一回答）

	使用した(M)	最も使用した(S)
パソコン(CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブつき)	53.5%	38.9%
スマートフォン(iOS、Androidなど)	40.2%	26.6%
ポータブルオーディオプレイヤー(iPod、ウォークマンなど)	24.1%	12.4%
録音機能付きフジカセ等(ポータブルオーディオシステムを言む)	12.3%	5.4%
パソコン(CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブ無し)	10.1%	4.6%
タブレット端末(iOS、Androidなど)	9.2%	2.3%
HDD(ハードディスク)レコーダー(音楽専用、据置型)	5.7%	1.6%
録音機能付きカーオーディオ、カーナビ	4.8%	1.8%
ICレコーダー・リニアPCMレコーダー	4.2%	1.1%
録音機能付き据置型コンボ	3.9%	1.0%
CD-R/RWレコーダー(据置型)	3.8%	0.8%
PSVita、ニンテンドー3DSなどの携帯型ゲーム機	3.6%	0.3%
携帯電話・PHS	3.4%	0.8%
PlayStation4などの据置型家庭用ゲーム機	3.3%	0.4%
ポータブルMDプレイヤー(録音機能付き)	3.1%	0.7%
ポータブルMDプレイヤー(再生専用)	2.3%	0.4%
ポータブルDATレコーダー・DCCLレコーダー	1.7%	0.2%
MDレコーダー(据置型)	1.7%	0.2%
MD・CD-R/RWのダブルレコーダー(据置型)	1.6%	0.2%
DATレコーダー・DCCLレコーダー(据置型)	1.3%	0.1%
上記以外の機器	0.4%	0.4%

< 2次調査結果<sup>20</sup> > (調査対象：過去1年間の録音経験者のみ)

- 過去1年間に録音等を行った音源は多様であるが、中でも、「自分が過去1年間に新規に購入した市販のCDから」及び「自分が借りたレンタル店のCDから」録音等を行ったとする者が多く、上位2位を占めている<sup>21</sup>。過去1年間に実際に録音等を行った対象曲数は、3年前と比べると全体的に減少しており、「自分が過去1年間に新規に購入した市販のCDから」及び「自分が借りたレンタル店のCDから」の録音等については、約半数の減少（1か月平均でH26：15.0曲・14.5曲→H29：8.7曲・8.8曲）となる一方、その中であって、有料の音楽配信サービスからの録音等<sup>22</sup>の対象曲数は、これらの録音等曲数に届かないものの、約1.8倍の増加となっている（1か月平均でH26：4.3曲→H29：7.6曲）。[図表4][図表5]

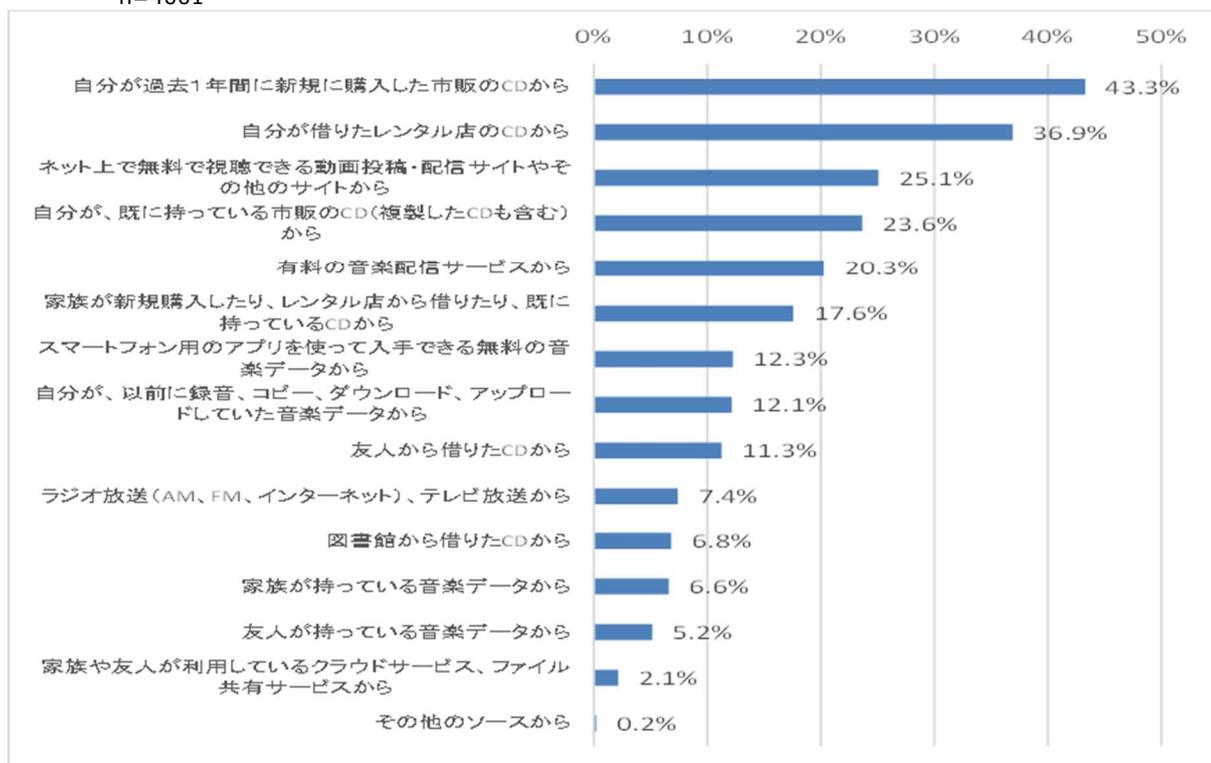
<sup>20</sup> 前述注10のとおり、2次調査は、過去1年間にデジタル方式の録音を実施した者（1次調査の回答者全体の40%）を母集団とし、そのうち4千人を対象に実施した。

<sup>21</sup> なお、3年前の調査においては、「自分が借りたレンタル店のCDから」が1位（44.3%）、「自分が過去1年間に新規に購入した市販のCDから」が2位（39.0%）であり、本年度においては、1位及び2位の順位が逆転している。

<sup>22</sup> ただし、有料の音楽配信サービスからの最初のダウンロード（マルチデバイスを含む）は、30条1項の私的複製にあたらないといえる。

図表4 あなたは録音、コピー、ダウンロード、アップロードをどの音源から行いましたか？過去1年間の状況についてお答えください（複数回答）

n=4001

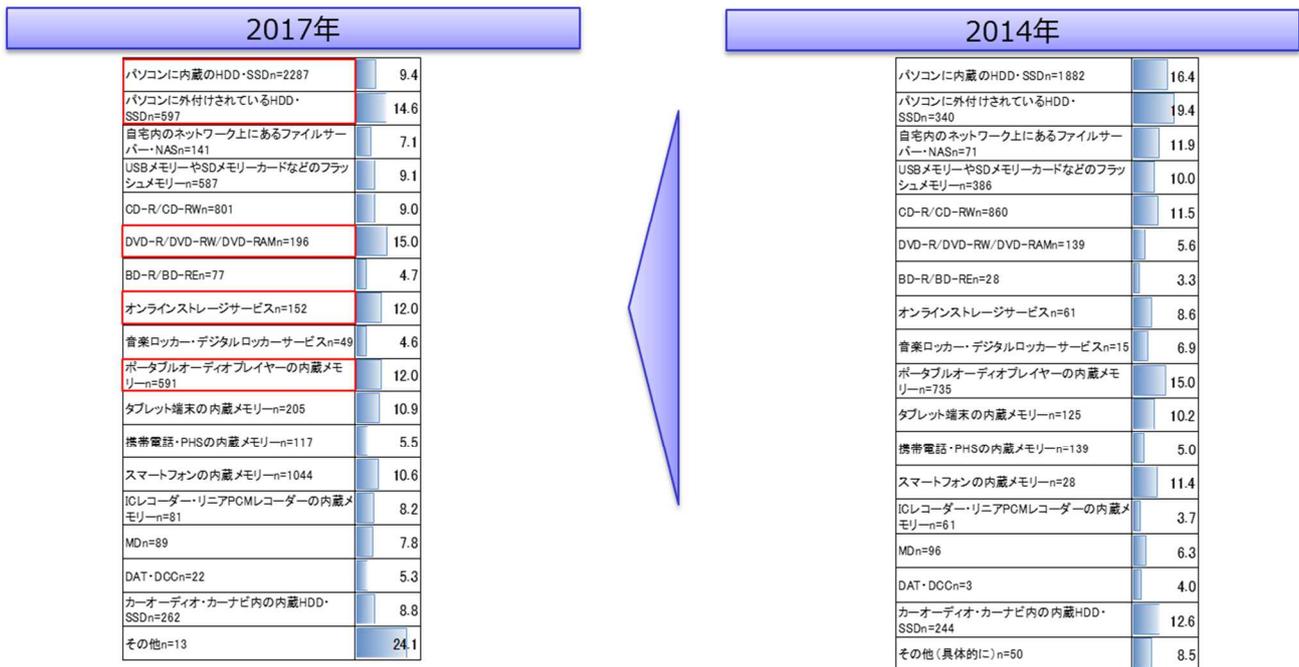


図表5 過去1年間にあなたが録音、コピー、ダウンロード、アップロードした1か月あたりの平均曲数をお答えください。曲数は、コピー元の音源の曲数でお答えください。（数字記入）



- 過去1年間に実際に行った録音等の曲数の総量の変化についてみると、過去1年間に新規に入手した音楽音源を録音等した曲数は、3年前に比べ、録音等を行った各機器・媒体・サービスによって増減は様々<sup>23</sup>である一方、既に自分で入手していた音楽音源については、録音等を行った各機器・媒体・サービスについて、録音等の曲数は、全般的に増加している<sup>24</sup>。[図表6-1][図表6-2]

**図表6-1 過去1年間にあなたが録音、コピー、ダウンロード、アップロードをした1か月あたりの平均曲数をお答えください。曲数は、録音、コピー、ダウンロード、アップロードした先の曲数でお答えください。（過去1年間に新規に入手した音楽音源）（数字記入）**



**図表6-2 過去1年間にあなたが録音、コピー、ダウンロード、アップロードをした1か月あたりの平均曲数をお答えください。曲数は、録音、コピー、ダウンロード、アップロードした先の曲数でお答えください。（既に自分で入手していた音楽音源）（数字記入）**

<sup>23</sup> パソコン内蔵のHDD・SSD等への録音等の曲数は減少している一方、DVDやオンラインストレージサービス等への録音等の曲数は増加している。

<sup>24</sup> 3年前に比べて録音等曲数について2倍以上の増加が見られ、かつ、録音等曲数が多い録音先としては、「タブレット端末の内蔵メモリー」(40.5曲)、「ポータブルオーディオプレイヤーの内蔵メモリー」(31.9曲)、「USBメモリーやSDメモリーカードなどのフラッシュメモリー」(24.9曲)、「オンラインストレージサービス」(24.5曲)、「携帯電話・PHSの内蔵メモリー」(22.7曲)が挙げられる(括弧内はいずれも、1か月あたりの録音等の平均曲数)。なお、これらの録音等曲数の中には、私的複製に当たらない複製も含まれる。

2017年

パソコンに内蔵のHDD・SSD	n=2216	17.0
パソコンに外付けされているHDD・SSD	n=588	26.9
自宅内のネットワーク上にあるファイルサーバー・NAS	n=124	13.5
USBメモリーやSDメモリーカードなどのフラッシュメモリー	n=575	24.9
CD-R/CD-RW	n=745	12.0
DVD-R/DVD-RW/DVD-RAM	n=201	9.5
BD-R/BD-RE	n=65	10.2
オンラインストレージサービス	n=122	24.5
音楽ロッカー・デジタルロッカーサービス	n=42	5.4
ポータブルオーディオプレイヤーの内蔵メモリー	n=612	31.9
タブレット端末の内蔵メモリー	n=184	40.5
携帯電話・PHSの内蔵メモリー	n=122	22.7
スマートフォンの内蔵メモリー	n=996	15.2
iレコーダー・リニアPCMレコーダーの内蔵メモリー	n=84	6.7
MD	n=116	14.9
DAT・DCC	n=19	9.1
カーオーディオ・カーナビ内の内蔵HDD・SSD	n=281	15.1
その他	n=10	4.8

2014年

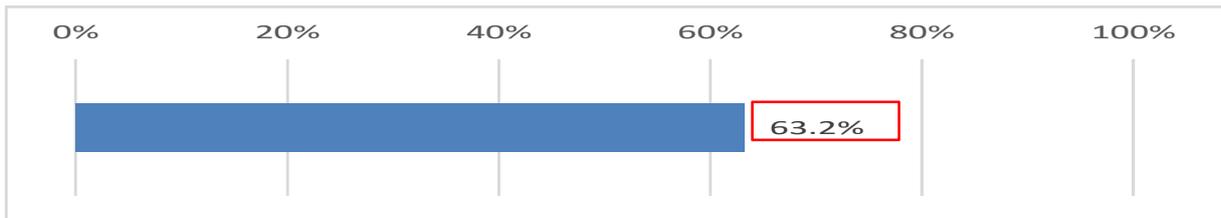
パソコンに内蔵のHDD・SSD	n=617	15.6
パソコンに外付けされているHDD・SSD	n=113	21.8
自宅内のネットワーク上にあるファイルサーバー・NAS	n=22	11.0
USBメモリーやSDメモリーカードなどのフラッシュメモリー	n=122	7.6
CD-R/CD-RW	n=287	8.3
DVD-R/DVD-RW/DVD-RAM	n=43	7.3
BD-R/BD-RE	n=7	2.9
オンラインストレージサービス	n=12	7.5
音楽ロッカー・デジタルロッカーサービス	n=5	18.0
ポータブルオーディオプレイヤーの内蔵メモリー	n=273	13.7
タブレット端末の内蔵メモリー	n=42	6.5
携帯電話・PHSの内蔵メモリー	n=46	7.5
スマートフォンの内蔵メモリー	n=191	12.0
iレコーダー・リニアPCMレコーダーの内蔵メモリー	n=23	3.2
MD	n=36	4.9
DAT・DCC	n=1	3.0
カーオーディオ・カーナビ内の内蔵HDD・SSD	n=65	13.4
その他(具体的に)	n=11	6.4



- 自分が購入した音楽の総曲数のうち、同じ楽曲を様々な機器や環境で聴くために、CD-R やパソコン、スマートフォン、クラウドロッカーサービス等にコピーして保存する割合は、過去1年間に録音等を行った者の63.2%であった。[図表7]

図表7 あなたが、自分で購入した音楽の総曲数のうち、同じ楽曲を様々な機器や環境で聴くために、CD-Rやパソコン、スマートフォン、クラウドロッカーサービス等にコピーして保存する曲数の割合をお答えください。(数字記入)

n=4001

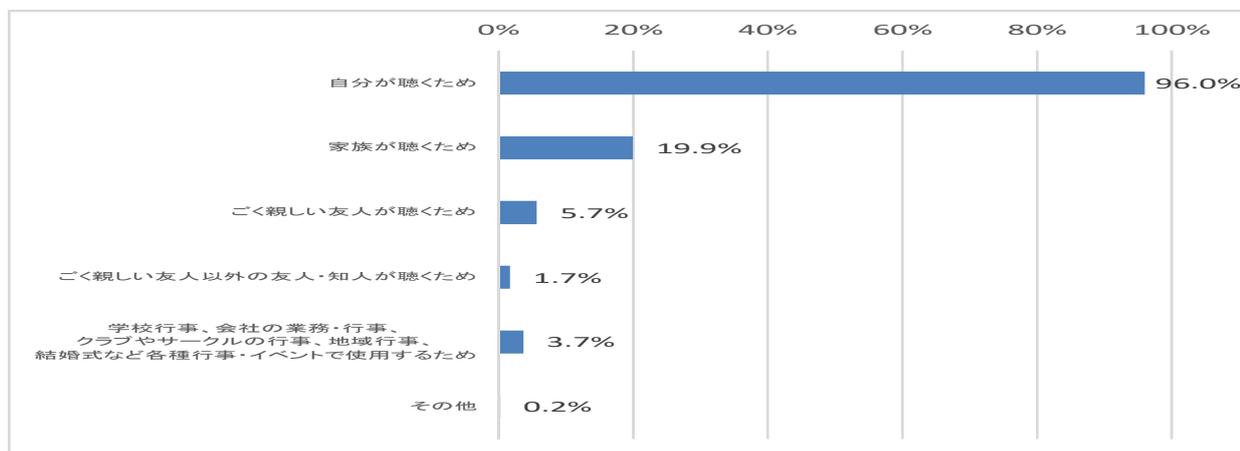


- 過去1年間に音楽データの録音等を行った者について、その目的としては、「自分が聴くため」に録音等を行ったことがあると回答した者の割合が最も多い(96.0%)。また、過去1年間に、自分自身が聴くために録音等した音楽データを実際に家族や友人にあげたり共有したりした割合は、約2割である<sup>25</sup>。なお、共有に利用する機器・記録媒体等としては、光学メディア(CD系、DVD系、BD系など)(55.2%)やフラッシュメモリー(USBメモリー、SDメモリーカード、コンパクトフラッシュ、

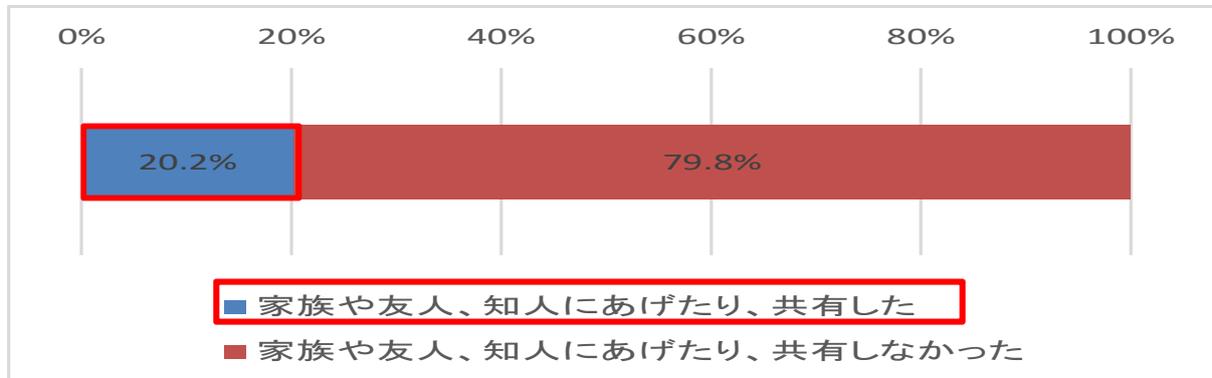
<sup>25</sup> 共有等の割合は、3年前と比較するとやや減少しており、2014年調査：23.3%→2017年調査：20.2%である。これを、過去1年間に録音等を行っていない者も含めた全体に占める比率に読み替えると、2014年調査：9.3%→2017年調査：8.1%である。

メモリースティックなど) (37.9%) が多い。[図表 8 - 1][図表 8 - 2]

図表 8 - 1 過去 1 年間に録音, コピー, ダウンロード, アップロードをした音楽データは, 誰のため, 何のためのものでしたか。(複数回答)

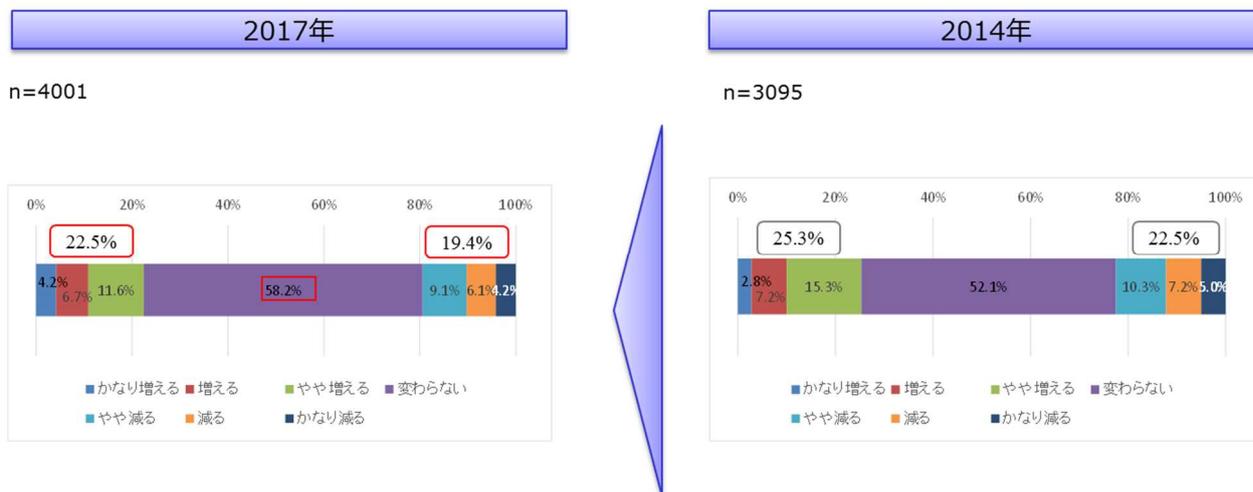


図表 8 - 2 あなたは, 過去 1 年間に, ご自分自身が聴くために, 録音, コピー, ダウンロード, アップロードをした音楽データを, 家族や友人にあげたり共有したりしましたか。(単一回答)



- 今から 2 ~ 3 年後の将来において自分自身が録音等を行う曲数について, 過去 1 年間と比較した増減の予想については, 「変わらない」とする回答が最も多く, かつ 3 年前と比較しても増加している (52.1% → 58.2%)。その一方で, 「かなり増える」「増える」「やや増える」の合計がやや減少し (25.3% → 22.5%), 「かなり減る」「減る」「やや減る」の合計もやや減少している (22.5% → 19.4%)。[図表 9]

図表9 今から2～3年後の将来において、あなたが録音、コピー、ダウンロード、アップロードする曲数は過去1年間と比べて、増えると思いますか、それとも減ると思いますか。(単一回答)

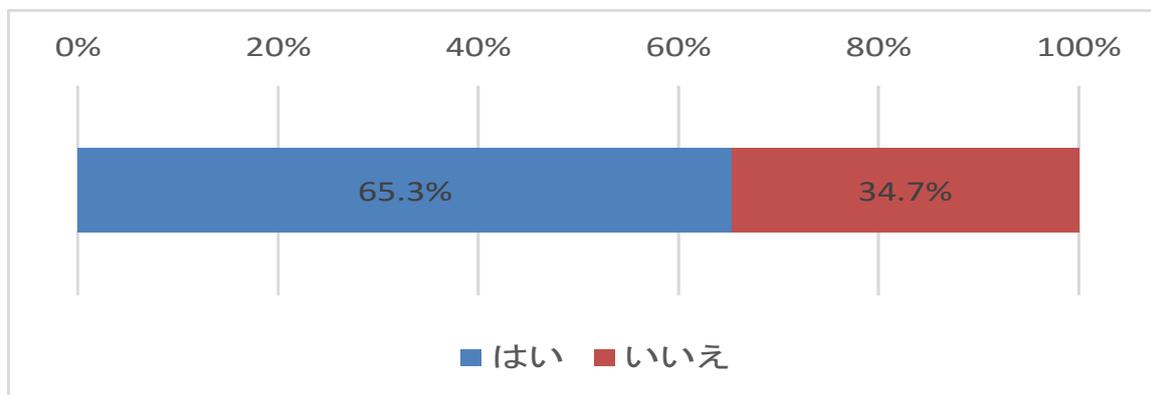


- 私的使用目的のデジタル方式の録音に関して、著作権を持つ権利者に補償金を支払うことは必要と考えるか尋ねたところ、65.3%が「はい」と回答<sup>26</sup>した。なお、「はい」と回答した者に対し、どのような方式で補償金を支払うことが望ましいか尋ねたところ、補償金の支払方式としては、「現在の私的録音録画補償金制度」及び「音楽の価格に上乗せしてお金を支払う仕組み」について肯定的な回答(「大変好ましい」又は「どちらかといえば好ましい」)をした者は、それぞれ63.1%及び54.1%であった。  
[図表10]

図表10 現在の制度では、政令で指定されたデジタル方式の録音機器や媒体の購入時に一定率の補償金を支払うことによって、私的使用目的に限りデジタル方式で音楽を録音することができます。補償金は著作権を持つ権利者に一定のルールで支払われるものです。あなたは、私的使用目的のデジタル方式の録音に関して、著作権を持つ権利者に補償金を支払うことは必要なことだとお考えですか。(単一回答)

<sup>26</sup> 同調査項目については、補償金の支払を所与の前提とした内容であり、補償金の支払を必要とする回答を誘導する問になっているのではないかとする意見も出された。もとより、3年前においては同様の項目についての調査は行われていないものの、約10年前に私的録音補償金管理協会が実施した調査(「デジタル録音機器の利用実態に関する調査」(2006(平成18)年11月)(以下、「2006年調査」という。))において、ほぼ同内容で調査が行われている。それによれば、デジタル録音機器を世帯で保有し、かつデジタル録音機器を利用して録音しているユーザーのうち、補償金を支払うことは必要(「はい」)と回答したのは、全体の46.1%(WEB調査)であり、肯定的な回答は5割に満たなかった。ただし、2006年調査では「ポータブル(携帯型)オーディオ、パソコンを私的録音補償金対象にするべきか」という設問の後に当該設問を置いており、具体的な影響をイメージした上での回答か否かという点で異なるので注意が必要であるといった意見や、補償金の支払方式についての設問については、私的録音録画補償金制度及び契約・技術による対価還元手段のそれぞれについて課題があるという意見があることは伝えられておらず、正確な理解の下の回答になっていないのではないかと、といった意見もあった。

n=4001



## (1-2) 私的録音の実態についての評価

私的複製に係る権利者への補償の必要性については、著作権が準物権的な権利であり、その権利制限によって、私的複製による法的不利益が権利者に生じている一方、実際にどの程度、その不利益について補償すべきかについては、多様な意見があり得るところである。30条1項の私的複製についても、特に音楽配信の分野においては、定額聴き放題の音楽配信サービス等を利用する者が増加している中で、コピーを行う行為自体少なくなっており、私的複製の量は減ってきているのではないかとの意見も出された。また、音楽CDの売り上げについても、ランキング上位のもの多くは特典付きであって、音楽CDからの録音等は減少しているとの意見もあった。そこで、現行の補償金制度が対象としているデジタル方式の私的録音について、その量はどのように変化しているのか、また、その増減は今後どのように変わっていくと考えられるのかといったことが注目される。

この点、現時点の録音等の状況については、実態調査の結果を重く受け止めるべきとの意見が出された。2017（平成29）年度私的録音実態調査によれば、過去1年間にCDやラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音源の録音、コピー、ダウンロード、アップロードを行ったことがある者の割合は40%であり、この割合は、同様の調査結果が確認できる2006（平成18）年以降、変化はない。一方、そのような録音等に使用される機器としては、約10年前には主流をなしていたMD録音機能付きミニコンポ等<sup>27</sup>は減少し、現在は、前述のとおり、パソコン（CD、DVD、ブルーレイなどの光学メディアドライブつき）及びスマートフォン（iOS、Androidなど）が多く、また、ポータブルオーディオプレーヤーもそれに次いで多い状況である。なお、これらの機器等は、現行の補償金制度の対象とされておらず、おらずこれまでも、その追加指定の是非等について、文化審議会著作権分科会において検討を行ってきたが、具体的な結論を得られない状況が続いてきた。

上記調査によれば、過去1年間に録音等を行った音源は、多様ではあるが、中でも、「自分が過去1

<sup>27</sup> 2006（平成18）年に私的録音補償金管理協会が実施した調査（「私的録音に関する実態調査」（2006（平成18）年3月））によれば、家庭内で保有されているデジタル録音専用機器のうち、保有割合が最も高かったのは、「MD録音機能付きミニコンポ・ラジカセ」（49.4%）であった。

年間に新規に購入した市販の CD から」及び「自分が借りたレンタル店の CD から」録音等を行ったとするものが多く、上位 2 位を占めている点は、3 年前と変化はない。さらに、録音等の目的別の状況をみると、「自分が聴くため」に録音等を行ったことがある者の割合が最も多い一方、録音等を行った者のうち約 2 割の者（録音等を行わなかった者も含めれば全体の 1 割弱の者）は、過去 1 年間に、自分自身が聴くために録音等した音楽データを家族や友人にあげたり共有したりしているといった状況も見られる。

録音等の曲数の実態については、上記調査結果によれば、過去 1 年間に CD やラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音源の録音、コピー、ダウンロード、アップロードを行ったことがある者による録音等の対象曲数は、3 年前に比べて減少している。その中であって、有料の音楽配信サービスからのダウンロードについて、増加が見られることから、このことを捉えて、私的複製の量は、補償を必要としない程度まで減少したと言えるのではないかとする意見があった。

他方、実際に行われた録音等の曲数に着目すると、本年度の調査結果によれば、新規に入手した音楽音源の録音等曲数は、3 年前に比べ、録音等を行った機器等ごとに増減は様々である一方、既に自分で入手していた音楽音源については、各機器等の録音等の曲数は、全般的に増加している。ただし、私的複製に伴う補償の必要性について検討する際には、直近 3 年間の変化のみならず、それ以前の状況からの変化についても注目することが必要と考えられるとともに、今後の見通し等も踏まえる必要がある。

2017（平成 29）年度の私的録音実態調査結果は、過去 3 年前との対比に止まるものであるが、現行の補償金制度の見直しの検討が開始された約 10 年前の調査結果との対比でみれば、ポータブルオーディオプレイヤーやパソコンへの保存曲数は増加している<sup>28</sup>。もとより、これらの曲数の中には、30 条 1 項の私的複製の対象外と考えられる複製も含まれるとする指摘がなされる一方、対象外と考えられるそれらの曲数の全体量は、必ずしも明らかではない<sup>29</sup>。

---

<sup>28</sup> 約 10 年前の調査結果（2006 年調査）との対比でみれば、デジタル録音機器・記録媒体に録音を行った者によるポータブルオーディオへの保存総曲数は約 1.2 倍（2006 年:WEB 調査で 595,147.8 曲・郵送調査で 120,958.2 曲（合計 716,106 曲（4,005 人））→2017 年:880,200 曲（4,000 人））、パソコンへの保存曲数は約 1.86 倍（2006 年:WEB 調査で 1,304,267.4 曲・郵送調査で 218,446 曲（合計 1,522,713.4 曲（4,005 人））→2017 年:2,826,677 曲（4,000 人））（パソコン内蔵の HDD・SSD への保存曲数とパソコンに外付けされている HDD・SSD への保存曲数の合計）に増加している（他方、MD 及び CD-R/RW については、2006 年調査との対比でみれば、過去 1 年間ににおける録音曲数は減少している（MD：約 0.17 倍（H29:2,9071.2 曲）、CD-R/RW：約 0.75 倍（H29:193,788 曲））、MD・CD-R/RW・ポータブルオーディオ・パソコンにおける録音・保存の総曲数を比較すると、約 1.47 倍の増加（2006 年：2,669,142.3 曲→H29：3,929,736.2 曲）となっている。なお、過去 1 年間にデジタル録音機器・記録媒体に録音した者の割合は、2006 年調査では WEB 調査で 10 割及び郵送調査で 8 割であったが、これはデジタル録音機器を世帯で保有している者が対象の調査であり、デジタル録音機器の保有状況を問わない録音状況についてみれば、約 10 年前と現在とで変化はなく、いずれも 4 割である（私的録音補償金管理協会「私的録音に関する実態調査」（2006（平成 18）年 3 月））。また、これらの機器等以外についても、2017 年調査によれば、自宅内のネットワーク上にあるファイルサーバー・NAS を始めとして、その他の機器・記録媒体によっても、録音等が行われている実態が見られる（前述 3-（1）[図表 6-1] [図表 6-2] 参照）。

<sup>29</sup> 私的複製の量に関する過去との比較については、この他にも、アナログも含めた私的録音の総体について、年間の「私的録音回数」の推移に着目すれば、私的録音録画補償金制度創設当時を 10 割とすると、現在は約 6 割まで低下している、とする試算の紹介もあった（なお、同試算では、「有料の音楽配信サービスから」、「ネット上で無料で視聴できる

このようなことから七たがって、これまで明らかになった録音等の実態を踏まえれば、現時点において、補償の必要がない程度まで私的複製の量が減少しているものではなく、現行の補償金制度を廃止するほどに必要な立法事実があるとは言えないとする意見があった。

今後の見通し等については、2017年度の調査結果によれば、今から2～3年後の将来における録音等の曲数について、「変わらない」とする回答が増加しているとともに（58.2%）、「(かなり/やや) 増える」及び「(かなり/やや) 減る」と回答した者は、3年前に比べて、共に減少している。この結果について、主観的なものに過ぎないとの意見もある一方、現にデジタル方式の録音を実施した者自身による回答であり、また、過去1年間に実際に行われた録音等の曲数の総量は、この3年間で増加していることを踏まえれば、また、少なくとも、現時点で客観的に将来の私的複製動向を正確に予測することは困難と考えられることから、近い将来のうちに私的録音の全体の量が確実に更に減少していくといった主張は、広い支持は得られなかった<sup>30</sup>。

---

動画投稿・配信サイトやその他のサイトから」及び「スマートフォン用のアプリを使って入手できる無料の音楽データから」の3項目について、集計対象から除外されている)。ただし、同試算については、録音回数の推移であるため、少ない回数により多くの録音が行われる場合があること等、必ずしも、実際の録音曲数の総体を的確に示すとはいえないものであることについて確認があったほか、現行の補償金制度では対象としていないアナログ方式の私的録音を含めた試算であり、かつ、デジタル方式の録音回数の総数は増加していること（1991（平成3）年調査：0割→2017年調査：6割）、また、デジタル方式の録音については、アナログ方式と異なり、高品質の複製物が容易に大量に作成され得るとの特性を踏まえた評価も必要と考えられること、にも留意が必要である。

<sup>30</sup> 本委員会においては、逆に、私的録音録画が増加しうる技術の進展として、無料でストリーミング配信されているコンテンツであっても、画面収録をすることができるスマートフォンの機能も登場しているとの紹介もあった。ただし、これについては、当該機能の目的は、個人利用者が電話の操作やメールの送り方等の各種機能の操作方法を誰かに教えたり、アプリ開発者が自身の開発したアプリがどのように動作するかを説明すること等を主な目的としており、私的録音・録画といった特定の用途を目的としているものではないとの説明が、製造業者からあったところである。画面収録機能については、私的複製が可能になるのであれば、基本的に補償金制度の検討対象になりうると思われるものの、当該機能の動向や実態等を踏まえ、継続的に検討していくべきではないかとの意見が出されている。（画面収録機能については、後述V.2（2—1）を参照）。

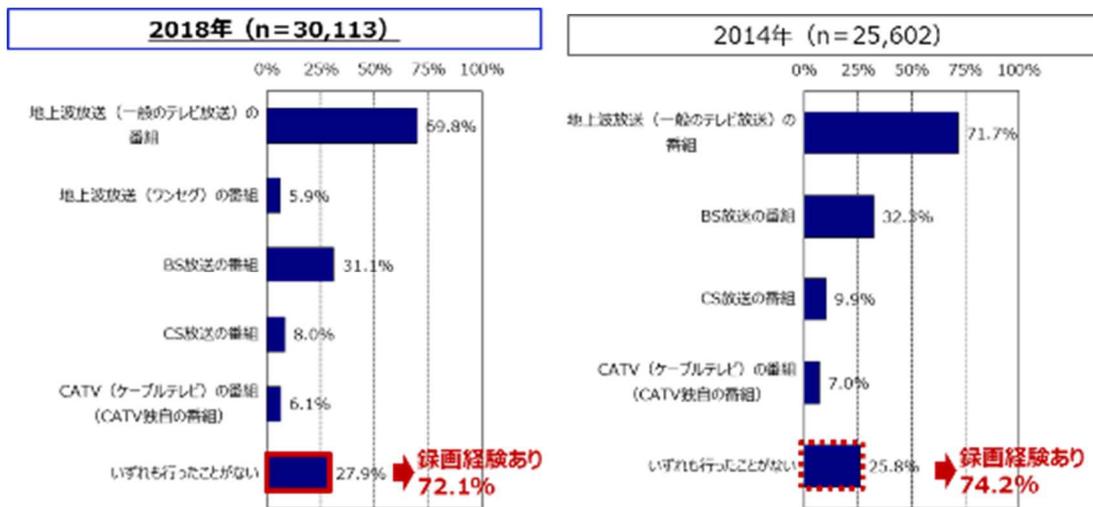
## (2) 私的録画の実態

### (2-1) 私的録画実態調査<sup>31</sup> (2018年度)

< 1次調査結果 > (調査対象：過去1年間の私的録画経験の有無を問わない)

- テレビ番組の録画・コピー (ダビング) (以下、「録画等」という。) を過去1年間に行ったことがある者の割合は72.1%である。4年前は74.2%であり、およそ7割が録画経験者であることに変化はない。[図表12]

図表12 あなたは、過去1年間で、以下のテレビ番組を録画・コピー (ダビング) しましたか。過去1年間で録画・コピー (ダビング) したことがあるものを全てお答えください。(複数回答)



- 過去1年間の録画等経験者が録画に使用した機器等としては、ブルーレイディスクレコーダー (HDD内蔵型) が4年前と同様に最も多く、58.2% (4年前は50.1%) であった。次に多かったのは、録画機能付きテレビ (ブルーレイディスクやDVDなどのディスクメディア、外付けHDD、SDカード、内蔵HDDなどに録画ができるテレビ) であり、18.4% (4年前は25.1%) であった<sup>32</sup>。[図表13]

<sup>31</sup> みずほ情報総研株式会社「平成30年度私的録画に関する実態調査」(以下、「2018年調査」という。)。母集団は、15歳～69歳の男女個人であり、1次調査は、実際の私的録画の実施の有無に関わらず、日本の人口構成に合わせるように無作為に抽出した約3万人の回答 (ウェブアンケート調査) を集計したものである。2次調査は、1次調査の回答者のうち、デジタル方式の録音を実施しているとした者を日本の録画人口の年代構成に合わせて配分・抽出した約3千人の回答 (ウェブアンケート調査) を集計したものである。調査では、2014 (平成26) 年著作権情報センター附属著作権研究所「私的録音録画に関する実態調査」結果との対比も併せて行っている (なお、今回の調査では、郵送調査は実施していない)。

<sup>32</sup> このほか、録画経験者が録画に使用した機器等としては、ブルーレイディスクレコーダー (HDD内蔵型でないもの)

図表 13 前問で、過去1年間で録画・コピー（ダビング）したことがあると答えた方にお伺いします。過去1年間に行った録画・コピー（ダビング）で、【あなたが使用した機器】は、どの機器ですか。使用した機器を全てお答えください。（複数回答）

2018年 (n=21,699)

	使用 器 し た
ブルーレイディスクレコーダー（HDD内蔵型）	58.2%
ブルーレイディスクレコーダー（HDD内蔵型でないもの）	6.8%
DVDレコーダー（HDD内蔵型）	15.3%
DVDレコーダー（HDD内蔵型でないもの）	4.8%
HDDレコーダー（ブルーレイディスク・DVDレコーダーでないもの）	8.2%
セットトップボックス（STB）（HDD内蔵型）	3.5%
録画機能付きテレビ（ブルーレイディスクやDVDなどのディスクメディア、外付けHDD、SDカード内蔵HDDなどに録画ができるテレビ）	18.4%
パソコン（ブルーレイディスク、DVDドライブつき）	12.7%
パソコン（ブルーレイディスク、DVDドライブ無し）	4.9%
タブレット端末（iPadなどiOS機器）	3.0%
タブレット端末（iOS以外の機器）（ワンセグ・フルセグ視聴機能付き）	1.7%
タブレット端末（iOS以外の機器）（ワンセグ・フルセグ視聴機能なし）	1.6%
DV（デジタルビデオ）ビデオデッキ	1.3%
D-VHSビデオデッキ	1.3%
PlayStation4、Nintendo Switchなどの据え置き型ゲーム機	3.0%
PlayStationVita、ニンテンドー3DSなどの携帯型ゲーム機	2.1%
携帯電話・PHS	3.6%
スマートフォン（iPhoneシリーズ）	7.1%
スマートフォン（iPhone以外のAndroid端末など）（ワンセグ・フルセグ視聴機能付き）	5.5%
スマートフォン（iPhone以外のAndroid端末など）（ワンセグ・フルセグ視聴機能なし）	2.5%
iPhone/iPad用外付けテレビチューナー	0.9%
上記以外の機器	0.4%

2014年 (n=18,987)

	使用 器 し た
ブルーレイディスクレコーダー（HDD内蔵型）	50.1%
ブルーレイディスクレコーダー（HDD内蔵型でないもの）	5.2%
DVDレコーダー（HDD内蔵型）	23.9%
DVDレコーダー（HDD内蔵型でないもの）	4.7%
HDDレコーダー（ブルーレイディスク・DVDレコーダーでないもの）	8.2%
セットトップボックス（STB）（HDD内蔵型）	2.6%
録画機能付きテレビ	25.1%
パソコン（ブルーレイディスク、DVDドライブつき）	13.4%
パソコン（ブルーレイディスク、DVDドライブ無し）	4.2%
タブレット端末（iPadなどiOS機器）	2.2%
タブレット端末（iOS以外の機器）	1.3%
DV（デジタルビデオ）ビデオデッキ	1.8%
D-VHSビデオデッキ	2.1%
PlayStation3などの据え置き型ゲーム機	4.5%
PlayStationVitaなどの携帯型ゲーム機	2.7%
携帯電話・PHS	7.4%
スマートフォン（iPhoneシリーズ）	4.5%
スマートフォン（iPhone以外のAndroid端末など）	5.7%
上記以外の機器	1.2%

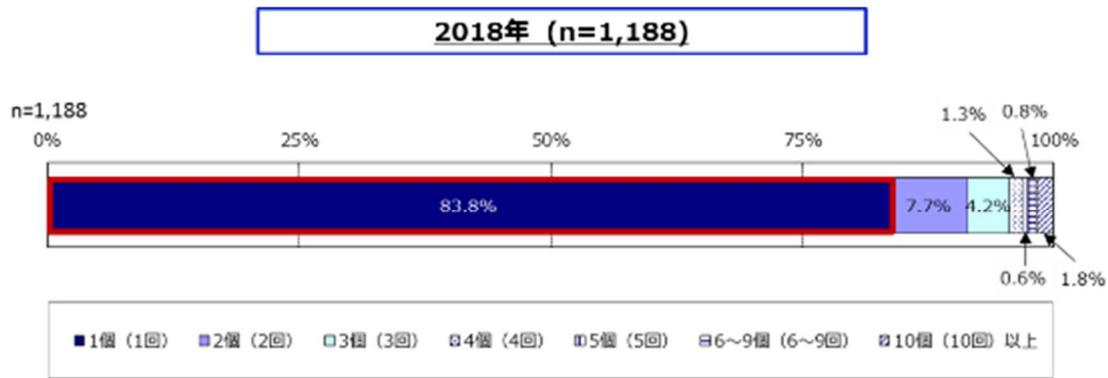
< 2次調査結果<sup>33)</sup> >（調査対象：過去1年間の私的録画経験者のみ）

- 過去1年間にHDD(もしくはSSD)、ブルーレイディスク、DVDディスクなどにテレビ番組を録画等したと回答した者について、1個のテレビ番組の録画データを、普段何個(何回)くらいコピー(ダビング)するか聞いたところ、「1個(1回)」と答えた人が最も多かった(83.8%)。[図表14]

図表 14 過去1年間にHDD(もしくはSSD)、ブルーレイディスク、DVDディスクなどにテレビ番組を録画・コピー(ダビング)した方にお聞きします。1個のテレビ番組の録画データを、普段、何個(何回)くらいコピー(ダビング)をしますか。(単一回答)

は6.8%(4年前は5.2%)、DVDレコーダー(HDD内蔵/内蔵型でないもの)は20.1%(4年前は28.6%)、HDDレコーダー(ブルーレイディスク・DVDレコーダーでないもの)は8.2%(4年前は8.2%)であり、パソコン(ブルーレイディスク、DVDドライブつき/ドライブなし)は17.6%(4年前は17.6%)、タブレット端末(iPadなどiOS機器/iOS以外の機器)は6.3%(4年前は3.5%)、スマートフォン(iPhoneシリーズ/iPhone以外のAndroid端末など)は15.1%(4年前は10.2%)であった。

<sup>33)</sup> 脚注 3122のとおり、2次調査は、過去1年間に録画を実施した者(1次調査の回答者全体の72.10%)を母集団とし、そのうち約3千人を対象に実施した。



○ 過去1年間にブルーレイ・DVD・HDDレコーダーやパソコンなどのHDD (SSDも含む) に録画等を行ったテレビ番組について、実際に視聴した番組のうち意識的に保存した番組の割合は27.7%、意識的に消去した番組の割合は49.2%であり、視聴していない番組については、意識的に保存した番組の割合は19.8%、意識的に消去した番組の割合は41.9%意識的に削除した番組の割合は全体の4~5割、意識的に保存した番組の割合は全体の2~3割であった(残りの番組は、特に何もしていない旨の回答)。ブルーレイディスクやDVDなどのメディアにテレビ番組を録画等した者(録画経験者の39%<sup>34</sup>(2014年調査では53%))は、「自分で保存しておくため」とする回答が最も多く、88.8%であった。[図表15][図表15-2][図表15-3]

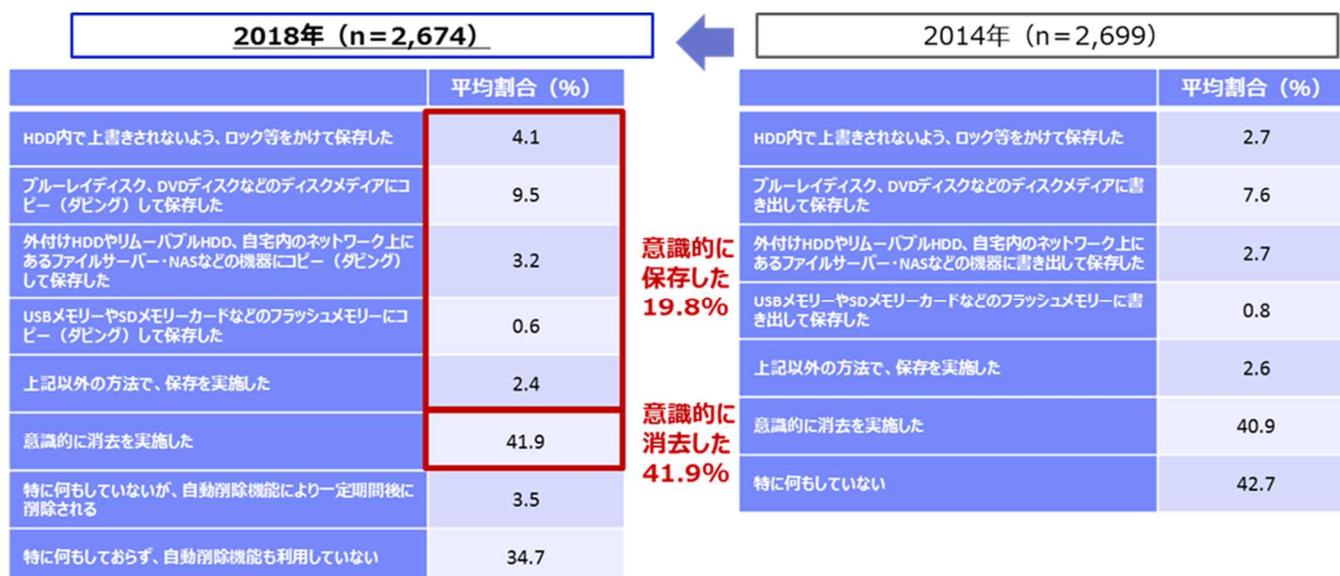
**図表15 過去1年間にブルーレイ・DVD・HDDレコーダーやパソコンなどのHDD (SSDも含みます) に録画・コピー(ダビング)して、実際に視聴した番組のうち、以下のような保存や消去をしたものの割合をお答えください。なお、複数の機器で録画している場合は全ての機器の平均をお答えください。(数字記入)**

2018年 (n=2,674)		2014年 (n=2,699)	
	平均割合 (%)		平均割合 (%)
HDD内で上書きされないよう、ロック等をかけて保存した	4.9	HDD内で上書きされないよう、ロック等をかけて保存した	3.7
ブルーレイディスク、DVDディスクなどのディスクメディアにコピー(ダビング)して保存した	13.2	ブルーレイディスク、DVDディスクなどのディスクメディアに書き出して保存した	13.3
外付けHDDやリムーバブルHDD、自宅内のネットワーク上にあるファイルサーバー・NASなどの機器にコピー(ダビング)して保存した	5.3	外付けHDDやリムーバブルHDD、自宅内のネットワーク上にあるファイルサーバー・NASなどの機器に書き出して保存した	3.7
USBメモリーやSDメモリーカードなどのフラッシュメモリーにコピー(ダビング)して保存した	0.8	USBメモリーやSDメモリーカードなどのフラッシュメモリーに書き出して保存した	1.2
上記以外の方法で、保存を実施した	3.5	上記以外の方法で、保存を実施した	3.4
意識的に消去を実施した	49.2	意識的に消去を実施した	42.5
特に何もしていないが、自動削除機能により一定期間後に削除される	3.4	特に何もしていない	32.2
特に何もしておらず、自動削除機能も利用していない	19.7		

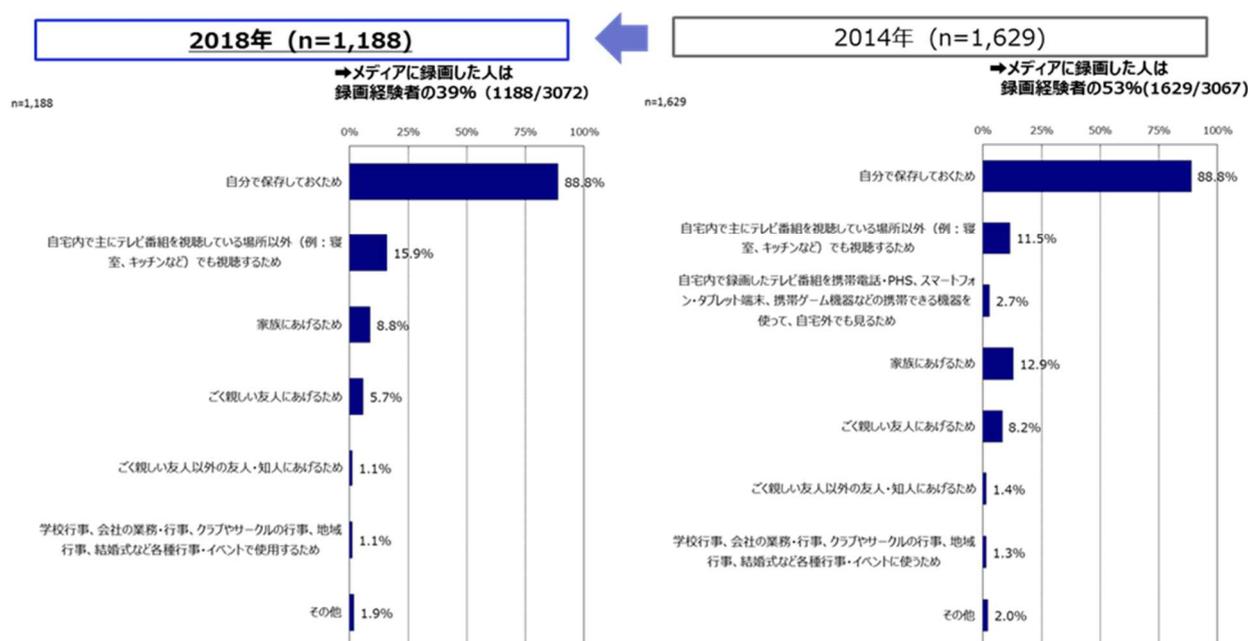
意識的に保存した 27.7%  
意識的に消去した 49.2%

<sup>34</sup> 過去1年間に録画等を行っていない者も含めた全体に占める比率に読み替えると、28.1%である。

図表 15-2 過去 1 年間にブルーレイ・DVD・HDD レコーダーやパソコンなどの HDD (SSD も含みます) に録画・コピー (ダビング) したが、視聴していない番組のうち、以下のような保存や消去をしたものの割合をお答えください。なお、複数の機器で録画している場合は全ての機器の平均をお答えください。(数字記入)

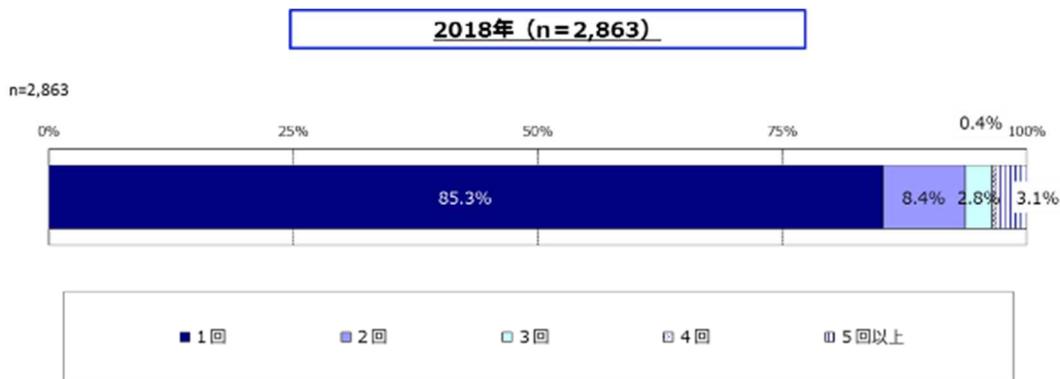


図表 15-3 過去 1 年間にブルーレイディスク、DVD などのメディアにテレビ番組を録画・コピー (ダビング) した方にお聞きします。メディアに録画・コピー (ダビング) する理由は何ですか。(複数回答)

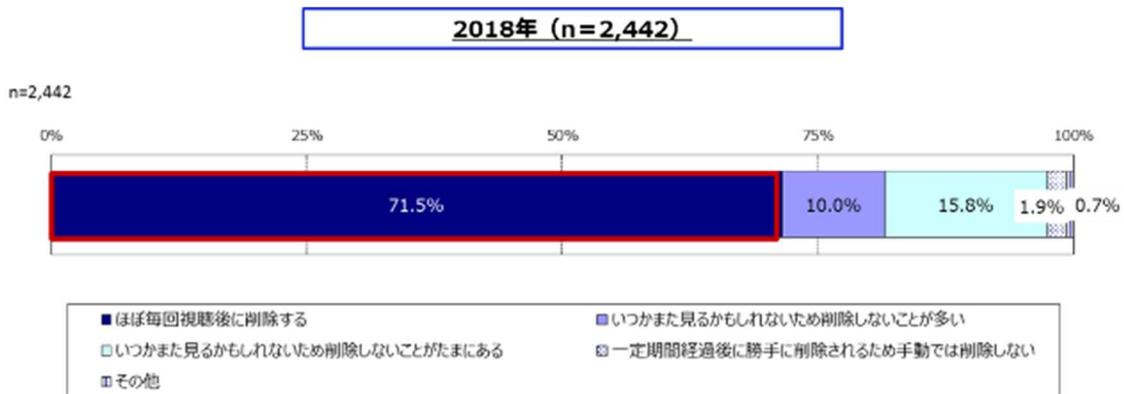


- 録画等に関する理由・事情（複数選択回答）としては、多い順に、「見たい番組の放映時間に、外出していたり、手が離せない場合に、後で見るため」(89.0%)、「同じ時間帯に複数のチャンネルで見たい番組が重なった場合に、見られなかった番組を後で見るため」(58.0%)、「興味ある番組を保存するため」(40.7%)であった。最もよく当てはまる目的としては、「後で見るため」(いわゆるタイムシフト目的)とする回答が最も多く、それらの者が録画した番組を後で視聴する回数としては、「平均1回」が最も多かった(85.3%)。また、「平均1回」と回答した人のうち、その録画番組を「ほぼ毎回視聴後に削除する」と回答した人は71.5%であった。[図表 16][図表 17]

図表 16 「後で見るため」と回答した方にお伺いします。録画した番組をあとで何回視聴しますか。平均的な回数をお答えください。(単一回答)

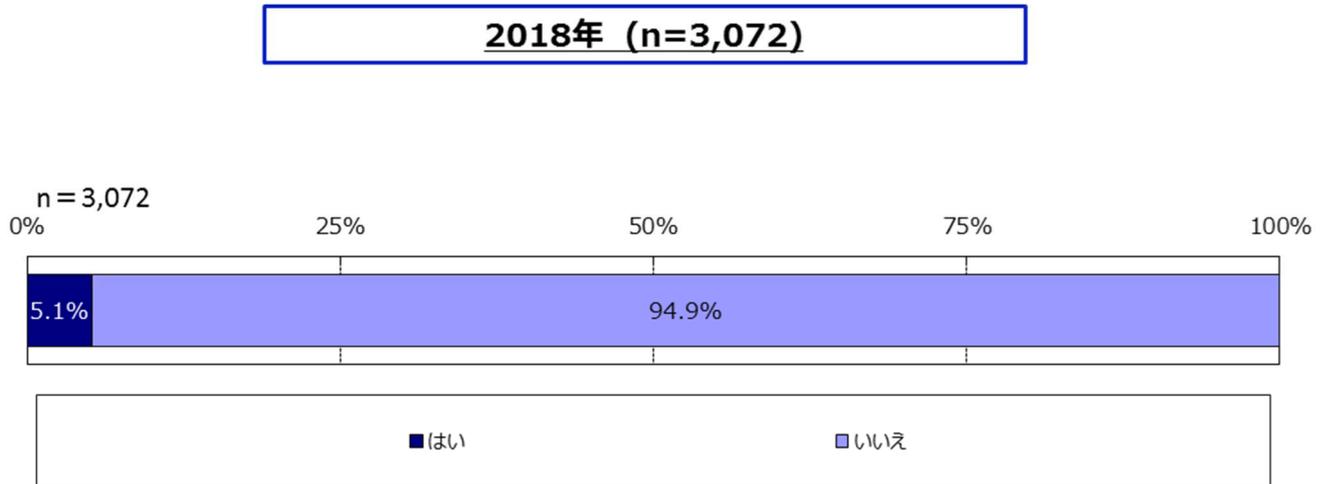


図表 17 「1回」と回答した方にお伺いします。視聴後、録画した番組を削除しますか。当てはまるものをお答えください。(単一回答)



○ スマートフォン・タブレット端末をテレビ番組（ワンセグを含む）の録画に利用していない（「いいえ」）とのりと回答した人は 94.9、5.1%であった。[図表 18]

図表 18 あなたが利用している（利用していた）スマートフォン・タブレット端末をテレビ番組（ワンセグを含む）の録画に利用していますか。（単一回答）



## （2-2）私的録画の実態についての評価

デジタル放送は、歴史が比較的浅く、1996（平成8）年以降、CS デジタル放送により運用が開始されたものであり、1998（平成10）年に一部のケーブルテレビでデジタル放送が開始され、2000（平成12）年にBS デジタル放送、2003（平成15）年に地上デジタル放送が3大都市圏で開始されたのち、2006（平成18）年に全都道府県で地上デジタル放送とワンセグ放送が開始された。コピー制御については、2004（平成16）年に「コピーワンス」が導入された後、総務省情報通信審議会における検討を経て、2008（平成20）年に、BS デジタル無料放送及び地上デジタル放送で「ダビング10」の運用が開始された。そして、2011（平成23）年のアナログ停波（岩手県・宮城県・福島県は2012（平成24）年3月に停波）を経て、2012（平成24年）に完全デジタルへの移行が完了したものである。このように、デジタル放送については、当初は「コピーワンス」により開始されていたこと等に留意する必要があるが、私的録画実態調査については、2014年にも同様の調査が実施されていることから、対比が可能なものについては対比を行った。

2018（平成30）年度私的録画実態調査によれば、過去1年間にテレビ番組を録画等した者の割合は約70%（72.1%）であり、この割合は、2014年調査結果（74.2%）から大きな変化はない。また、そのような録画等に使用される機器としても、ブルーレイディスクレコーダー（HDD内蔵型）が最も多く（58.2%）、このように録画については、録画専用機を使用している割合が高い点は2014（平成26）年と変化がない状況であり、この点は、私的録音と異なる特色であるといえる。

デジタル放送におけるついで、「ダビング10」などのコピー回数の制限がかけられていることについて、録画経験者の54.9%は「知っている」と回答したが、録画経験者にが、1個のテレビ番組の録画デ

ータを普段何個(何回)くらいコピー(ダビング)しているかについて尋ねたところ、「1個(1回)」と答えた人が83.8%で最も多かった。このことから、「ダビング10」というコピー回数の制限があることそれ自体は、視聴者がテレビ番組を録画する際の録画回数の制約になっているものではないということが出来る<sup>35</sup>。

他方、録画経験者による録画等の理由・事情(複数回答)としては、タイムシフト目的(「見たい番組の放映時間に、外出していたり、手が離せない場合に、後で見るため」(89.0%)等)が最も多く、「興味ある番組を保存するため」が約40%であり、その傾向は2014(平成26)年とほぼ変わらない。またとともに、タイムシフト目的と回答した者による録画番組の平均視聴回数は「1回」が最も多く(85.3%)、かつ、その番組については71.5%が「ほぼ毎回視聴後に削除する」との回答であった。このように、タイムシフト目的の録画が多い状況も含め、録画実態についての全体の傾向は、2014(平成26)年と比較して大きな変化はないということが出来る。

なお、過去1年間に録画を行った者にか、過去1年間に録画等したテレビ番組を視聴した時間について3年前からの増減を尋ねたところについて聞いた問いでは、平日・休日共に、「(かなり/やや)増えた」とする回答が減り(約39%→約23%)、「(かなり/やや)減った」とする回答に大きな変化がない(約17%→約20%)一方、「変わらない」とする回答が増加した(約45%→約57%)。2014(平成26)年の調査時点は、地上波放送デジタル化が完了した2年後であり、また、デジタル録画機器の普及が進んでいる状況も踏まえる必要があると考えられる。また、録画経験者にか、ブルーレイディスクやDVDなどのメディアにテレビ番組を録画等する理由としては、「自分で保存しておくため」が88.8%で最も多く、2014年時点の調査と同じ割合であった。したがって、メディアに録画等を行う場合には、主として保存目的である点に変化はない<sup>36</sup>。このほか、録画したテレビ番組を見たことで、物品やサービスの購入に結びついたことがあるかを尋ねたところ問いでは、「録画した番組をきっかけに物品やサービスを購入したことはない」(54.6%)と答えた人が54.6%で最も多かった一方、何らかの購入に結びついたと答えた人が少なくとも17.6%おであり、一部では録画により物品やサービスの購入に結びついている側面も見受けられる<sup>37</sup>。

<sup>35</sup> なお、「ダビング10」について、録画の実態を踏まえれば、利用者の複製回数の制限を行うものではないことから、10回という上限を超える複製を防止するという性格のものとして捉えるべきであり、録画実態がある以上、補償が必要であるとする意見が出された一方、孫コピー禁止によってメディアチェンジができない等の不便を消費者側が強いられていることが問題であるとして、そのような固定化されたルールにおいては補償の必要性は感じないとする意見があった。

<sup>36</sup> ブルーレイディスクやDVDなどのメディアにテレビ録画等をする者については、2014年時点と比べて、それらのメディアに録画したとする回答者の割合は減っている一方(録画経験者の53%→39%)、権利者からは、「40%も保存されているということである。権利者にとっては、4割だからいいという問題ではない」との発言もあった。なお、過去1年間にブランドの各種ディスクを「録画用」に購入した枚数は、ブルーレイディスクについて、180分用(1層式・25GB)が平均4.4枚(参考:「データ用」の購入は0.8枚)、360分用(2層式・50GB)が平均1.1枚(参考:「データ用」の購入は0.3枚)、720分用(3層式・100GB)が平均0.3枚(参考:「データ用」の購入は0.1枚)であり、DVDディスクについては、120分用(1層式・4.7GB)が平均3.7枚(参考:「データ用」の購入は1.2枚)、240分用(2層式・8.5GB)が平均0.4枚(参考:「データ用」の購入は0.2枚)であった。

<sup>37</sup> ただし、録画視聴による経済効果に関して、権利者からは、権利者には還元されていない旨の認識が示された。

### 3. 私的録音録画補償金制度とその代替措置について

#### (1) 私的録音録画補償金制度<sup>38</sup>について

##### (1-1) 基本的考え方

私的録音録画補償金制度は、家庭内など閉鎖的な範囲内における零細な利用として複製が許されていたが(30条1項)、社会全体として大量の録音物や録画物が作成されることとなり、更にデジタル機器の出現によって市販のCDと変わらない高品質の録音物が作成されるようになったことなどを背景に、諸外国の制度も参考にしながら導入された制度である。このように、補償金制度は、私的複製に関する広範な権利制限を維持しながら、特に、私的使用のためのデジタル方式の録音録画に伴う権利者への不利益の補償(30条2項)の均衡を実現した制度である。他方、利用者の個々の録音・録画行為を捉えることが困難であること等を踏まえて構築された包括的な制度であるため、このことの裏面として、制度に内在する課題等が指摘されている。

##### (1-2) 現行制度上の課題

補償金制度については、主に以下のような課題が指摘されてきた。

- ・ 複製を行う者の正確な捕捉、対象機器・記録媒体の正確な捕捉及び分配を受ける者の正確な捕捉の困難性があること、また、配信事業においては課金と補償金の二重取りの可能性があること
- ・ 運用上の課題として、制度に対する利用者の認知度が低いこと、返還制度が十分機能していないこと、共通目的事業の内容が十分知られていないこと
- ・ 著作権保護技術等の進展により私的録音・録画の実態が捕捉可能となるとの意見があるところから、機器等の購入時に全ての購入者が補償金を支払わなければならないという現行制度(一括支払方式)を正当化する根拠が失われつつあること

なお、ドイツ・フランスをはじめとする欧州諸国の多くにおいては、私的複製に係る補償金制度が導入

---

<sup>38</sup> 制度概要は参考資料1を参照。補償金制度は、政令で指定される機器や記録媒体を用いてデジタル方式の録音・録画を行う者は、著作権者等に対して補償金を支払わなければならないとする制度である(30条2項、104条の2～104条の10)。補償金制度の対象となる録音・録画機器及び記録媒体の範囲は、著作権法施行令で定められており、主として録音の用に供するものとして、MDやCDの録音機器等が指定されている。補償金は、製造業者等の協力により、機器及び記録媒体の販売価格に上乗せされて徴収され、文化庁長官が指定した管理団体に支払われる仕組みとなっている。補償金額は、機器については基準価格(卸売価格)の2%(ただし、シングルデッキは1,000円、ダブルデッキは1,500円が上限)、記録媒体については基準価格(卸売価格)の3%であるが、私的録音録画補償金徴収額は、2000(平成12)年度(4,036,256千円)をピークに減少しており、2017(平成29)年度は33,270千円である(金額は出荷ベース)。なお、指定管理団体としては、録音については、一般社団法人私的録音補償金管理協会が指定されている。録画については、一般社団法人私的録画補償金管理協会が指定されていたが、2015(平成27)年3月31日に解散した(2015(平成27)年度の私的録画補償金徴収額は0円)。

されており、また、2001年のEU情報社会指令<sup>39</sup>もあり、私的録音・録画の専用機器・記録媒体（記録媒体を内蔵した一体型の機器等を含む。）のみならず、パソコン、タブレット、スマートフォン等の、いわゆる汎用機器についても対象とする傾向が見られる。他方、世界の補償金制度の導入状況について見れば、補償金制度を導入していない国の方が圧倒的に多いとの紹介もあった。ただし、補償金制度を導入していないそれらの国において、我が国のように、私的録音録画補償金の前提となる広範な私的複製に係る権利制限規定が設けられているのかは定かではなく<sup>40</sup>、また、私的複製に係る権利者に対する実効的な対価還元手段がどのように講じられているのかについては、確認できなかった。

また、補償金を積極的に導入している国であっても、補償金制度に関して多くの訴訟が提起され、中には、利用者団体が原告となっている訴訟もあり、制度に対する納得感が欠けているのではないかとする意見が示された。もっとも、これらに対しては、それらの訴訟のほとんどは製造業者・輸入業者を当事者とするものであり、例えば、指摘のあったフランスにおける訴訟については、同国の法制下においては私的複製の対象にはならないはずの違法な複製元からの複製や、業務上の目的で取得されたものについても課金対象とされたことが問題になった事例（個別の機器・記録媒体の対象範囲や金額等に係る争い）が含まれていると考えられ、補償金制度自体に対する納得感が欠けているということとは異なるのではないかと指摘もあった。

## （2）私的録音録画補償金制度の代替措置について

現行制度上、私的録音・録画に係るクリエイターへの対価還元策として私的録音録画補償金制度が位置付けられているが、同制度については、そのように、制度の性格に由来する課題や、契約と技術による対価還元手段との関係整理の必要性の課題が提起されるとともに、私的録音・録画の実態と制度との乖離が指摘されてきた。このようなことを含め、補償金制度について見直しの検討が開始されたのが10年以上前である。それ以降、見直しのあるべき方向性について、具体的な決着を見てこなかったところであるが、2014（平成26）年度に本小委員会が設置され、2015（平成27）年度より、クリエイターへの適切な対価還元をテーマとして各論点について検討を進めてきた。また、本年度の著作権分科会（第51回）においては、小委員会の検討について、「昨年までの検討結果を土台として、検討を前に進めるという意

<sup>39</sup> EU情報社会指令（2001年5月採択）（抄）

第5条 加盟国は、次の場合に、第2条に規定する複製権に例外又は制限を規定することができる。

1～2 (a) (略)

2 (b) 第6条

に掲げる著作物その他の目的物に対する技術的手段の適用又は不適用を勘案して権利者が公正な補償を受けることを条件として、私的使用のために、及び直接にも間接にも商業的ではない目的のために、自然人により行われるいずれかの媒体への複製に関する場合

<sup>40</sup> 私的複製に係る補償金制度を導入していない国のうち、中国及び韓国は、私的利用のための複製に関する権利制限規定の存在が確認できる。他方、例えば、英国においては、「タイムシフト」を目的とする録音・録画は私的及び家庭内に限って複製することができるとする英国著作権法第70条以外に、娯楽目的での録音録画を容認する規定は見当たらない。ただし、2014年10月に施行された改正英国著作権法により、限定的な範囲で私的複製を認める権利制限規定が一旦創設されたが、権利者のための補償制度を伴わないものであったところ、2015年7月、英国高等法院が同改正法を廃棄すべき旨を判示し、同年12月に同改正法は廃棄された。

識で取り組んでいただければと思います。制度が追い付いていない、つまり制度がないということが、それが録音や録画は対価なしに自由にできるということではないことをしっかりと確認した上で、正しい理解の普及につなげていただければと思っております。」等の意見が示されるなど、長年の議論を踏まえた上で、事態の早期打開を求める声が出されている。

補償金制度は、広範な私的複製の自由の保障と、そのことにより、社会全体で大量の複製が生じることを踏まえた権利者への補償の必要性との調和を図る制度であるが、上記のように課題も指摘されているところ、仮に同制度に代わりうる適切な手段があるのであれば、対価還元手段として有力な選択肢となる。

そこで、補償金制度の代替措置として示された、契約と技術による対価還元手段、及びクリエイター育成基金について、以下のとおり、検討を行った。

## (2-1) 契約と技術による対価還元手段

### (2-1-1) 基本的考え方

私的録音録画補償金制度は、家庭内等で行われる個別の私的録音・録画行為の捕捉及び徴収等が一般に困難であるといった事情を踏まえて導入されている制度であることから、仮に、そのような個別の利用行為の捕捉及び徴収等が実効的に可能となる手段があるのであれば、その範囲内においては、当該手段により代替されうるものとなる。

契約と技術による対価還元手段は、そのような代替手段として特に念頭に置かれ、これまでの議論においても取り上げられてきた。特に音楽配信サービスにおいてはコピー制御技術の向上と直接課金の実現が増えてきているのではないかとする意見も多く見られたところである<sup>41</sup>。

### (2-1-2) 契約と技術による対価還元手段と私的複製の範囲

契約と技術による対価還元手段と、30条1項の私的複製の範囲の関係については、次のように整理することができる。すなわち、30条1項によりは、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（「私的使用」）を目的とする場合に、複製権が制限されているが、契約自由の原則を踏まえれば、私的使用を目的とする複製のうち、契約により複製が許諾されているものがある場合には、その複製は、30条1項により権利制限の対象となっている「私的複製」ではない。つまり、マルチデバイス・ダウンロードについて、契約において許諾の対象となっている複製は、30条1項の私的複製には該当しない複製として整理されるものであり<sup>42</sup>、逆に言えば、契約における許諾の対象として含ま

<sup>41</sup> Google Play Music「ファミリーライブラリ」サービス（Google Playストアで購入した映画等の家族間共有を可能とするサービス）等についての紹介もあった。

<sup>42</sup> なお、この整理により、私的録音録画補償金制度について課題の一つとして指摘されるオーバーライド契約に基づく私的録音・録画の対価と補償金の二重取りの懸念については、一解消された、との指摘があった。ただし、契約等に基づく録音録画のみしか行わない利用者から機器等の購入により補償金を徴収することは依然として二重取りの課題は残るのではないかとする指摘もあった。

れていない私的複製については、30条1項の「私的複製」として残ることになる。

私的複製の範囲は、契約と技術によりる対価還元手段で対応できる領域の範囲にも影響されうるが、そのような契約と技術による定型的な契約と技術による対価還元手段の今後の広がりがについては、将来期待される面も大きい一方で、現時点においてその可能性や程度は必ずしも明確ではないことにも留意する必要がある。

### (2-1-3) 課題

契約と技術による対価還元手段に係る課題として、主に以下の指摘があった。

- ・ 一律の対価上乘せ等は、私的録音の可能性のない利用者にも負担を課すことになり、公平性を欠くと考えられること
- ・ 契約と技術による対価還元手段が馴染まない領域もあると考えられ、特に、図書館貸出CDや友人から借りたCD、テレビ・ラジオ放送等の無料で提供されるコンテンツ等を想定した際には、契約による対価回収は困難であること
- ・ 契約と技術のビジネスモデルは、サービスモデルであるため、特に汎用機器の場合には、当該機器を使用した複製については、必ずしも当該サービスモデルに捉われない複製がありうること

契約と技術による対価還元手段の妥当性について検討する際には、これらの課題との関係整理も必要となる。

### (2-1-4) 契約と技術による対価還元手段の妥当性について

#### ① 価格設定の在り方と対価還元手段としての実効性について

契約と技術による対価還元手段において、どのように価格設定をなしうるのか等をめぐり、意見が分かれた。

この点、価格設定の方法については、適切な対価還元はビジネスモデルによって担保されるべきであるとともに、価格は市場において決定されていくものであって、市場価格が適正価格と言えるのではないかとの意見が出された。他方、例えば、アメリカ合衆国においては、配信サービスの興隆の中でクリエイターに適切に対価還元がなされていないとの指摘<sup>43</sup>があり、契約モデルは実効的な対価還元手段足りうるのかといった意見も出された。

このように、契約と技術による対価還元手段が、実効的な対価還元手段としておよそ適切に機能しうるのかについては、現時点において必ずしも意見の一致を見てはいない。しかし、いずれにしても、ビジネスモデルは関係当事者間で構築すべき事柄であり、その在り方は多様でありうること、また、少なくとも当事者間で合意される範囲においては、契約と技術による対価還元手段も有効な手段でありうると思われる。

このほか、価格設定については、契約と技術による対価還元手段として、対価相当額を契約金額に上乘

<sup>43</sup> 音楽録音物等の使用許諾の枠組みに関し、音楽のクリエイターに対する公正な補償の観点からの見直しの必要性について、アメリカ合衆国著作権局による報告書が公表されているとの紹介があった（United States Copyright Office “Copyright and the Music Marketplace”（2015年2月）参照）。

せ又は含めるなどしていく場合には、私的録音の可能性のない利用者にも負担を課すこととなり、公平性を欠くのではないかとする問題が提起された。しかし、これに対しては、補償金制度においても、仮に、今後、汎用機器を広く対象とした場合には、同様の課題があるのではないかとの意見も出されたところである。このことを踏まえると、一律の対価上乗せ等に関する課題については、補償金制度及び契約と技術による対価還元手段の共通の課題であるとも言える。

もっとも、いずれの手段の場合も、補償金又は上乗せ等の価格は、私的録音を行いうる機会の提供対価として捉えることが可能とも考えられるとともに、契約と技術による対価還元手段については、利用者の需要に合わせた多様なメニューが提示されるのであれば、柔軟に対応しうるほか、補償金制度については、私的録音を行わなかった場合の補償金返還制度が用意されており、また、補償金額について私的録音の実態を踏まえて柔軟に設定する仕組みを導入することにより、このような課題はより低減しうる余地があるとも考えられる。

## ② 「音楽配信サービス以外」の領域における契約・技術手段の可能性について

契約と技術による対価還元手段については、音楽配信サービスの領域において馴染みやすいのではないかとする意見が出た一方、それ以外の領域について、例えば、図書館貸出 CD や友人から借りた CD、テレビ・ラジオ放送等の無料で提供されるコンテンツ等を想定した際には、契約による対価回収は困難ではないかとの指摘もなされたところである。

これに対しては、その解決策として、著作権等管理事業者による使用料規程の活用により、複製を考慮した対価設定を行うことができるのではないかと、また、現にインタラクティブ配信に関しては、使用料規程において複製を考慮した対価設定が実施されているとの意見も出されたが、当該使用料規程の著作権等管理事業者においては、配信事業者のニーズを踏まえて、再生可能期間の長短等により使用料に差を設けている限りのものであり、同規程が予定している以上の複製は許諾の対象とはなっていない旨の説明があった。また、使用料規程による対応は、著作権等管理事業者に権利を委託している権利者のみ対価還元が得られることになる点で限界があるとも考えられる。

このように、契約と技術による対価還元手段が、音楽配信サービス以外の領域においても対価還元手段として有効に機能しうるかについては、明確にはなっていないところであり、いずれにしても、契約と技術による対価還元手段が馴染みやすい領域とそうではない領域がありうることが確認された。

## ③ 「汎用機器」との関係<sup>44</sup>

契約と技術による対価還元手段については、契約と技術によるビジネスモデルが有効に機能する領域があるとしても、特に、パソコン等の汎用機器を使って複製を行う場合には、当該モデルによってカバーされうる複製は、その汎用機器を使用して行う複製のうち一部に限られるのであり、当該機器を用いて行う他の私的複製については、カバーされ得ないはずであるとする問題も提起された<sup>45</sup>。

---

<sup>44</sup> なお、私的複製に係る対価還元手段を検討するに際しては、企業内で使用される業務目的使用の汎用機器は、検討対象から除外されるべきものと考えられる。

<sup>45</sup> なお、私的録音録画補償金制度の廃止・凍結を求める立場からは、私的録音の総体は大きく減少し、かつ、権利者が

確かに、契約と技術によるビジネスモデルは、このような限界を有するものでありうる反面、契約と技術によるビジネスモデルが妥当する領域が仮に今後広がっていくことになれば、私的複製の領域は狭まっていくという関係性も見られうるものでもある。

このように、この指摘は、契約と技術による対価還元~~の~~ビジネスモデルの構築状況との関係如何によるところが大きい論点であり、補償すべき範囲や程度を検討する際に留意すべき問題である。

### (2-1-5) 実効的な契約と技術の対価還元手段の実現に向けて

人々の音楽の楽しみ方の変化や技術の進展等の中で、特に音楽配信サービスに関しては、インターネット上におけるコンテンツの利用状況が捕捉可能な技術も実用化され始めている。また、その技術や契約モデルの在り方についても、利用者のニーズを踏まえて、今後に変化し、多様化していくと考えられる。このような中、今後、音楽配信サービスを中心に、契約と技術による対価還元手段が有効に機能しうる場面が増えていくことも考えられるところである。

今後、実効性ある契約と技術による対価還元モデルが構築され、どのように有効に機能しうるのか、推移を見守っていくことが重要である。

## (2-2) クリエーター育成基金

### (2-2-1) 基本的考え方

このように、クリエイター育成基金は、既存の対価還元手段である補償金制度や、契約と技術による対価還元手段では限界があると判断される場合に、個々の権利者への対価還元ということから離れて、私的録音を総体として捉えた上で、その対価を広く一般に文化芸術の発展に資する事業に充てようとする考え方である。すなわち、将来のクリエイターへの対価還元という形に発想の転換を図ろうとするものであり、質の高い我が国のコンテンツを継続的に生み出すための土壌整備という観点から、健全なクリエイターの育成と創作拡大に向けた支援基金を設立し、権利者、事業者、利用者によって我が国のコンテンツの国際競争力を向上させるべきとの考え方によるものである。

### (2-2-2) 意義と課題

補償金制度については、利用実態に応じた権利者への正確な分配が困難であるとの課題があるが、それであれば、クリエイターの育成等に対価を充てることが、より利用者の意に適うのではないかとの意見も出された。また、現状において、一般に、クリエイターの多くは権利者意識が希薄であるという課題があり、クリエイター育成基金は、クリエイターの権利者意識を醸成し、知の創造サイクルを生み出していくものとして歓迎されるべきであるとの意見も出されたところである。

新たにクリエイター育成基金を造成する際には、財源の確保が課題となるが、この点、権利者、事業者、

---

損失を蒙りうるのは、友人・知人への共有に限られるという考え方を前提として、ほとんどが自分のための録音であり、そもそも不当な損失は生じておらず、改めて補償措置を検討する必要はないから、このような指摘は当たらないとする意見も出された。

利用者の三者の合意のもとに、広く国民・事業者等から一定の基金を集めること、また、税制の優遇措置や特定目的税という方法も考えられるのではないかとする意見もあった。

クリエイター育成基金については、それ以上、具体的な方法論について議論は行われなかったが、他方で、以下の課題が指摘された。

- ・ 基金を造成した場合、原資をどこに求めるべきかが課題であるとともに、当該基金の分配については、私的録音・録画による権利者に対する不利益が根拠となるが、徴収した対価を文化振興・クリエイター育成目的に支出することの理由についてどのように整理できるのか
- ・ クリエーター育成基金においては、「損害を被っているとされる著作権者」と「受益者になるであろう、育成される対象のクリエイター」の不一致が生じるが、誰がどれくらい損害を被っているかということの正確な把握が極めて困難であるという技術的な理由だけで正当化できるのか疑問であり、その配分も極めて難しい
- ・ 当該基金の原資の性質に照らし、どのような目的でクリエイター育成を行うことが望ましいのか決定することは困難と考えられる。文化芸術振興政策全体の中の一部として、私的録音・録画に係る対価還元策とは別枠の中で考えるべき問題ではないか

### (2-2-3) クリエーター育成基金が目指す目的の実現に向けて

クリエイター育成基金を独立の仕組みとして、実効性ある形としていくための具体的な姿については、現時点では合意形成にまで至ってはいないが、その目指す方向性については、一定の共有認識が得られたところである。

そこで、クリエイター育成基金の趣旨を生かす方策として、補償金制度との関係性が注目された。すなわち、同制度においては、正確な分配に限界があることを踏まえ、共通目的事業が設定されており、著作権の普及啓発及び著作物の創作の振興等について、補償金の一部を支出することとしている。クリエイター育成基金の提案の趣旨は、このような補償金制度における共通目的事業において生かす形で改善を図っていくことも適切であり、権利者への分配を確保しつつ、共通目的事業をクリエイター育成基金の精神に合致させるものとして、国民全体の文化振興に寄与していくものとして捉えていくことも考えられる。

### (3) 対価還元手段の方向性

以上のとおり、補償金制度の代替措置として、契約と技術による対価還元手段と、クリエイター育成基金について検討を行ったが、同制度に完全に取って代わるものとしての位置付けと成しうるのかについては現時点では課題が残るところである。三つの選択肢のいずれかの手段を採用すれば足りるという性格のものではなく、これらの手段の組合せも含めて、対価還元を総合的に実現していくことが必要である。

上記のとおり、クリエイター育成基金については、補償金制度の共通目的事業における改善において、その趣旨を生かすことが考えられるほか、契約と技術による対価還元手段については、現に、ダウンロード型音楽配信において、利用者によるダウンロードに係る対価還元を実現できているところである。他

方、これ以外の私的複製に関しても、今後、技術の進展等により、契約により許諾される複製の全体量が増加していくのであれば、30条1項の「私的複製」の範囲は狭くなっていくことになるが、そのことにより、権利者に対する補償が不要であると言える程度まで狭くなっていくことになるのかは、契約と技術による対価還元モデルの今後の構築状況次第であるとも言える。しかし、少なくとも、現時点においては、その実現可能性や範囲は明確ではない。このため、今後、実効性ある契約と技術による対価還元モデルが構築され、どのように有効に機能しうるのか、推移を見守っていくことが重要である。

ただし、対価還元手段の在り方について、例えば、私的録音について、今般の実態調査により直近3年間で私的録音の総体が大きく減少していることが明らかになったとし、また、広範な私的複製のうち、権利者が損失を蒙りうるのは、友人・知人への共有に限られるという考え方を前提として、「現在の私的録音の実態や今後予測される推移を考慮すると、制度として維持することの社会的意義を正当化するのは困難と言えます。また、実態調査の結果からは、少なくとも制度の拡張を検討することができる現状にはないものと考えます。」との意見が出された。他方、前述のとおり、デジタル方式による多様な私的録音の実態が確認される一方で、現行の補償金制度では私的複製の実態が適切に反映されていないために制度が機能していないとして、「権利者の得べかりし利益は日々累積されている状況にある。」との意見も出された。

とはいえ、いずれの見解も、私的録音の実態を踏まえるべきであるとする点では一致しており、クリエイターに対するへの適切な対価還元手段の検討に当たっては、私的複製の実態を踏まえた対応の検討が求められる。この点、前述のとおり、「私的複製は減っている」「少なくとも制度の拡張を検討することができる現状にはない」との意見が出されたが、同制度は、長年検討が進められてきた課題であるところ、クリエイターへの対価還元手段の在り方については、同制度に代わりうる対価還元手段がない範囲においては、私的複製の実態があり、かつ、現行制度を廃止するほどに必要な立法事実があるとは言い難いことを踏まえれば、そのような代替措置が構築されるまでの手当てとして、引き続き、補償金制度により対価還元を模索することが現実的であるとする意見が多かった<sup>46</sup>。もとより、これは、補償金制度を「拡張」という性格の見直しではなく、私的複製の実態を踏まえ、複製の実態に沿った柔軟なスキームにするなどの工夫を講じようとするものであり、複製の実態について様々な意見があることも踏まえて、それらの実態が適切に対象機器・記録媒体や補償金額の決定に反映されることが必要と考えられる。

---

<sup>46</sup> このほか、音楽産業はストリーミング音楽配信に移行し、私的複製は減っているため権利者に大きな不利益はないとする意見に対しては、日本の音楽産業の現状を踏まえれば、ストリーミング音楽配信に全面移行するという点は理解できず、また、そのような議論を持ち出すのであれば、30条1項（私的録音・録画に係る権利制限規定）の見直しも併せて議論する必要が生じざるを得ないとする意見も見られた（30条1項と補償金制度との関係をめぐる議論については、前述 III.1も参照）。

## IV 対価還元の手段（見直しの方向性）

### 1. 当面の手当てとしての見直しについて

対価還元手段については、本来、「補償金制度ありき」でも「補償金制度廃止ありき」でもなく、私的複製の実態を踏まえつつ、どのようにしたら実効性のある（現に権利者にリターンのある）公平で現実的な解決策となるか、各手段の組合せも含め、総合的に探るべきである。そして、そのような観点から、上記のとおり、補償金制度以外の対価還元手段も含めて検討を行い、契約と技術による対価還元手段については、特に、ダウンロード型音楽配信における最初のダウンロード（複製）について妥当することが認められ、また、クリエイター育成基金については、その提案の趣旨に賛同する意見も見られた一方で、限界があることが確認された。

このように、補償金制度に代わりうる対価還元手段として限界がある範囲においては、引き続き、同制度により対価還元を模索することが必要と考えられるが、上記のとおり、その場合の方策としては、私的複製の実態の変遷に対応し得る柔軟なスキームとしていくことが上記のとおり提案された。

代替措置が構築されるまでの手当てとして、補償金制度を、「私的複製の実態の変遷に対応し得る柔軟なスキーム」としていこうとする場合、私的複製の実態との乖離を~~解消する~~観点からは、特に、パソコンやスマートフォンといった、いわゆる汎用機器について、私的録音・録画の実態のあるものを補償金の対象とすることが検討課題対象となる。

なお、私的録音・録画の実態~~に関しては~~、録音と録画で状況は異なるとの指摘があった。すなわち、~~私的録音・録画の実態調査結果を踏まえれば~~、録音に使用されている機器は、現在指定されている録音専用機器から汎用機器にシフトしている実態を踏まえて、汎用機器を補償金制度の対象とすることの是非が特に問われるのに対して、私的録画については、主として放送番組の録画の用に供される機器（HDD内蔵型ブルーレイディスクレコーダー等）による複製実態が認められるところ、現在補償金制度の対象とされていないそれらの機器を対象とすることの是非が、補償の必要性との関係で特に問われている。これらのことから、録音と録画に分けて、対価還元の手段を検討することが適切である。

そこで、クリエイターへの対価還元手段について、現実的かつ実効的な対価還元手段を構築していく観点から、私的録音録画補償金制度について、契約と技術による対価還元手段等との組合せの是非や可能性等も踏まえ、以下のとおり検討を行った。

## 2. 汎用機器を補償金制度の対象とする場合の課題について

汎用機器を補償金の対象とすることの可否を検討する場合、課題はないのか、あるとすれば、それについてどのように解決・整理できるのかについて、~~を~~検討する~~ておく~~必要がある。この点については、大きく3点の課題が指摘された。

### ~~(2-1) 私的録音・録画を行わない購入者の補償金返還の実効性の確保について~~

~~現在、補償金制度の対象は、一部の専用機器・記録媒体に限定されており、私的録音・録画に実際に使用されていることが確認された記録媒体を内蔵した一体型の録音・録画専用機器や、汎用機器等は対象とされていない。~~

~~この点について、汎用機器を補償金制度の対象とすることは、その機器で私的複製を行わない者にまで補償金を課すこととなり、納得感が得られにくいとする意見が出されたが、同様の指摘は、契約と技術による対価還元手段についても、対価相当額を契約金額に含めるなどしていく場合には、私的録音の可能性のない利用者にも負担を強いることになり、公平性を欠くのではないかと意見もあったことは、前述のとおりである。~~

~~他方、「汎用」か否かという硬直的な区分は不適切であり、私的複製の実態に着目すべきだとする意見も出された。すなわち、実際に私的複製の用に供されている機器等については、権利者に対する対価還元を検討する必要性が高いところであり、そのような機器等については全て、一旦組上に載せた上で、使用実態を踏まえて評価を加えていくというプロセスを組み込んだ制度とすることが公平に適うとする考え方である。~~

~~もっとも、この考え方による場合であっても、現在対象外の機器・記録媒体について、実際に何を対象としていくべきか、及び、その補償金額の水準をどのようにすべきかについては、私的複製の実態とともに、契約と技術による対価還元モデルの構築状況等も勘案しつつ、決定することが適切と考えられる。すなわち、対象機器・記録媒体の範囲について見直しを行う際には、私的複製の実態を踏まえた柔軟な運用を可能とする方向での見直しを行うことが考えられる。~~

~~しかし、私的録音・録画を行う蓋然性が必ずしも高くなく汎用機器を対象とする場合には、現実的かつ実効性ある対価還元手段として、どのように柔軟な運用を可能とする仕組みを導入できるのかが、次に問題となる。特に、汎用機器の購入者は私的録音・録画を行わない可能性もあり<sup>47</sup>、それら私的録音・録画を行わない購入者の補償金返還の実効性をいかに確保できるか、また、それらの補償金を徴収する事業者等の対応コストなどの社会的コストをどのように評価するかが課題となる。~~

~~それについては、特に機器については、私的録音・録画を行わなかったことの事後的な証明は困難であり、補償金返還制度の実効性確保には限界があることが指摘された。その改善策としては、補償金返還の~~

<sup>47</sup>~~この点に関し、パソコンやスマートフォン等の汎用機器については、企業内で使用する汎用機器はコンテンツ消費のために用いられることが原則的に想定されていないことや、一般消費者においても私的録音・録画を全く行わない購入者も多く存在していることが考えられる等との意見があった。また、私的録音実態調査結果によれば、パソコンやスマートフォンが録音等に使用される実態が見られるが、これは、配信からの録音なども併せての利用頻度であることを考慮する必要がある、との意見も示された。~~

申請手続き等についてインターネットを活用して簡易化を図ることや、業務用に購入される機器はあらかじめ制度の対象から除外しておくなどの意見が示される一方、現行制度の制度的性格を踏まえれば、集約的かつ統計的に考えるべきであるとして、私的録音・録画の客観的な実態を踏まえて補償金額による調整（私的録音・録画の実態を踏まえて割合的徴収を行う）で解決を図るべきことについて、意見があった。また、私的録音・録画を行う者を支払義務者とする現行制度を前提とする場合には、「低廉な補償金を負担することによって30条1項の私的録音・録画を適法に行える地位を得る」ことを周知徹底すること等にもむしろ重きを置いてはどうか、とする意見もあった。しかしながら、支払義務者を私的録音・録画を行う者としている現行制度の位置付けの変更を行わない限り、私的録音・録画を行わない利用者との関係では、補償金返還の在り方は課題として残るものと考えられる<sup>48</sup>。

## （2-1-2）録音録画機能の多様な提供主体の責任についてどう考えるか

現行制度においては、特定機器・記録媒体の製造業者等を協力義務者としているが、汎用機器本体（ハードウェア）のみならず、ソフトウェア等も複合的に機能して私的録音・録画が実現される場合に、それらの機能の提供主体（汎用機器の製造業者や輸入業者以外）を、補償金制度においてどう評価すべきか。また、そのような汎用機器による録音・録画機能と用途・使用実態を把握するための調査は誰がいつ実施し、コストを誰が負担するかが課題となる。

これについては、録音・録画機能の提供主体が多様化していることを踏まえると、機器や記録媒体の製造業者のみを対象とすることには不公平感があるとする意見も出されたが、録音・録画機能があるソフトウェア等を全て補償金制度の対象とする場合、私的録音・録画の正確な実態が把握できなければ、利用者にとって二重課金の可能性が高まるとともに、それを回避するためにコストをかけて実態調査を実施することも現実的ではないとする意見が出された。また、補償金制度が権利者の私的複製による不利益を補償することを目的としていることに鑑みれば、ソフトウェアの提供主体にまで責任範囲を広げる必要はなく、著作物の固定が可能な機器・記録媒体等を補償金制度の対象とすればこの目的は達成されるという意見もあった。

以上のとおり、汎用機器を用いた複製について、機器や記録媒体の製造業者以外の複製機能提供主体を責任主体として位置付けようとする場合には課題が大きいとの意見がある一方で、汎用機器の対象化を検討するに際しては、必ずしも現時点で解決が不可欠な課題とはいえないとの意見もあった。

なお、製造業者等に係る「協力義務」の位置付けについて、仮に「支払義務」に変更しない場合には、協力義務の実効性を確保するために、法律上明確化する必要があるとの意見があった。すなわち、補償金

<sup>48</sup> 製造業者等を支払義務者とする位置づけは、私的複製補償金制度を採用する欧州諸国で一般的に採用されており、欧州諸国では、返還制度の運用等について問題になっていないわけではないとの意見があった。他方、製造業者等を支払義務者と位置付けた場合であっても、権利者の不利益を補償すべき者は、その不利益を生じさせている消費者であるという現在の補償金制度の原則を踏まえれば、製造業者等が製品の価格に補償金を上乗せするなどして、消費者に転嫁するという前提のもと成り立つ制度であることから、実質的に消費者が補償金を支払う点に変わりないとして、私的録音録画を一切行わない消費者から一律に補償金を徴収することには課題は残る、とする意見もあった。

制度の対象機器の製造業者等による「協力」の内容として具体的に想定されていたのはいわゆる「上乗せ徴収・納入」方式であったことが認められるが、法文上、「そのことは一義的に明確ではない」との判決<sup>49</sup>があることを踏まえて、実効性のある制度とするため、「協力」の内容を確認的に明確化すればよいということではないかとの意見であり、指摘があった。また、この点に関し、現在、私的録音補償金管理協会と製造業者等との私的録音補償金に係る契約書においては、機器等の出荷価格への上乗せ徴収・納付や、購入者に対する周知のための製品等への表示等が製造業者等の協力内容として明記されているとの紹介があった。他方、これらに対しては、「協力」の具体的内容の法定化にはより慎重な議論が必要であるとする意見もあった。

### (2-2-3) 課金対象を「機器」「記録媒体」に限定している現状についてどう考えるか

現行制度は私的複製補償金制度を取り入れている欧州諸国は、「機器」及び「記録媒体」<sup>50</sup>を補償金（報酬請求権）の対象としているが、これら以外に、汎用機器を使用して私的録音・録画を行うことに寄与するサービス等（例：クラウドサービス）を補償金制度の対象とすべきか、仮に対象とした場合、その対象範囲はどのように考えるか、また、徴収方法等は見直す必要があるかが課題となる。

これについて、サービス等も私的録音・録画機能を提供している実態がある以上、サービス等も原則として対象とすべきであるとする意見も見られたが、それらは汎用性を有するので対象化には反対であるとの意見が出された。また、特にクラウドサービスについては、本小委員会として、私的使用目的の複製として整理しうるものがあると確認したところであるが、海外事業者がいる場合にどのように実効的な運用を確保できるか等、対象化については現時点では課題も多いため、今後も諸外国の状況も踏まえて更に検討する必要があるとする意見が出された。

この点、私的複製補償金制度を導入している欧州諸国においては、「機器」「記録媒体」を補償金（報酬

<sup>49</sup> 知的財産高等裁判所は、製造業者等による協力義務（104条の5）の「協力」の内容として、立法過程において具体的に想定されていたのは、「上乗せ徴収・納付」方式であったことが理解できるとしつつも、「法文上、そのことは一義的に明確ではない」とし、その他に例えば「①特定機器の製品パッケージに当該機器の購入者は指定管理団体へ補償金を支払う義務があることや、その金額及び支払先等を表示する方法、②特定機器の売り場において、製造業者等が自ら又は製造業者等から委託を受けた販売業者が、特定機器を購入する者から補償金を徴収する方法などが想定される」ことから、上乗せ額を製造業者等に請求できるとすべき根拠は、一義的にはないことになるとした（知財高判裁平成23年12月22日判決）。他方、同判決は同時に、私的録音補償金の徴収は「上乗せ徴収・納付」方式によりのみ行われてきた実態があることを踏まえ、また、製造業者等に係る協力義務の立法趣旨（「特定機器の購入者と指定管理団体との間には直接の接点はないため、補償金の請求に際し購入行為を把握しうる立場にある第三者の協力が制度の実現に必要となるところ、録音・録画機器の発達普及が私的録音・録画を増大せしめる結果をもたらしていることから、録音・録画機器の提供を行っている製造業者等が、公平の観点上、権利者の報酬取得の実現について協力することが要請されていると考えられる」）を確認した上で、このような「実態の下で、『上乗せ・納付方式』に協力しない事実関係があれば、その違反について損害賠償義務を負担すべき場合のあることは否定することができない」とし、「製造業者等が協力義務に違反したときに、指定管理団体…に対する直截の債務とはならないとしても、その違反に至った経緯や違反の態度によってはそれについて指定管理団体が被った損害を賠償しなければならない場合も想定」される可能性がある」と判示した（同上）。

<sup>50</sup> 私的複製補償金制度を取り入れている欧州諸国は、「機器」「記録媒体」については、「記録媒体内蔵型の機器を含め、補償金（報酬請求権）の対象としている。」

請求権)の対象としつつ、現状において、クラウドサービス等を広く対象としている実態は見られない<sup>51</sup>ことも踏まえれば、この課題についても、汎用機器の対象化を検討するに際して、現時点で解決が不可欠な課題とは必ずしもいえないとの意見があったところである。

なお、対象機器等の定め方に関し、現行の政令による指定方式では技術の進歩に対応できず権利者の不利益は解消されないことは明らかであるので、法令上は「直接私的複製に供される機器、媒体」として抽象的に規定しつつ、具体的な機器等や補償金額は個別に委員会等で決定していくことを提案する意見と、現行の政令指定のスキームは、関係者の利害調整をするために必要である<sup>52</sup>として制度維持を求める意見とに分かれた。現行制度が対象機器等を法令で個別に定めているのは、明確性及び法的安定性の観点によるものと考えられるが、他方で、私的複製の実態に適切に対応できていないという指摘<sup>53</sup>があることから、その調和をいかに実現すべきかを考える必要がある。また、現在の指定方式は、技術仕様に着目した規定ぶりとなっており、対象機器等の範囲が製造業者等以外には理解できないという課題や、既に販売されていない機器等が指定されたままであるといった課題も指摘された。

### (2-3-1) 私的録音・録画を行わない購入者への補償金返還の実効性の確保について

現在、補償金制度の対象は、一部の専用機器・記録媒体に限定されており、私的録音・録画に実際に使用されていることが確認された記録媒体を内蔵した一体型の録音・録画専用機器や、汎用機器等は対象とされていない。

この点について、汎用機器を補償金制度の対象とすることは、その機器で私的複製を行わない者にまで補償金を課すこととなり、納得感が得られにくいとする意見が出されたが、同様の指摘は、契約と技術により対価還元手段についても、対価相当額を契約金額に含めるなどしていく場合についても、私的録音の可能性のない利用者にも負担を強いることになり、公平性を欠くのではないかとの意見もあったことは、前述のとおりである。

他方、「汎用」か否かという硬直的な区分は不適切であり、私的複製の実態に着目すべきだとする意見も出された。すなわち、実際に私的複製の用に供されている機器等については、権利者に対する対価還元を検討する必要性が高いところであり、そのような機器等については全て、一旦俎上に載せた上で、使用

<sup>51</sup> 私的複製補償金制度を取り入れている欧州諸国は、「機器」「記録媒体」については、記録媒体内蔵型の機器を含め、補償金（報酬請求権）の対象としているが、クラウドサービス等を広く対象としている実態は見られない。ただし、フランスでは、クラウドサービスのうち、NPVR（ネットワーク・パーソナル・ビデオ・レコーダー：第三者がクラウド上の記録領域を利用者個人に割り当てて提供する録画等のサービス）は課金対象とされている。

<sup>52</sup> 知財高裁は、補償金の対象機器等を定める現行の政令指定方式について、「著作権法30条2項の規定に基づき、新たに普及するに至った録音・録画機器を特定機器として政令で指定するには、関係者の協議を経てきた。[中略]関係者間の協議には妥協が伴うが、反面、妥協ができていない録画態様には、録画補償金制度が適用されることはないということが出来る。」としている（知財高判平成23年12月22日）。

<sup>53</sup> 政令指定対象機器等としては、私的録音については1998（平成10）年にCD-R及びCD-RW関連の録音機器・記録媒体が、私的録画については2009（平成21）年にブルーレイディスク関連の録画機器・記録媒体が追加指定されて以降、新たな指定は行われていない。

実態を踏まえて評価を加えていくというプロセスを組み込んだ制度とすることが公平に適うとする考え方である。

もともと、この考え方による場合であっても、現在対象外の機器・記録媒体について、実際に何を対象としていくべきか、及び、その補償金額の水準をどのようにすべきかについては、私的複製の実態とともに、契約と技術による対価還元モデルの構築状況等も勘案しつつ、決定することが適切と考えられる。すなわち、対象機器・記録媒体の範囲について見直しを行う際には、私的複製の実態を踏まえた柔軟な運用を可能とする方向での見直しを行うことが考えられる。

しかし、機器等の価格に補償金を一律に上乗せ徴収する現在の運用の下で、私的録音・録画を行う蓋然性が必ずしも高くない汎用機器を対象とする場合には、現実的かつ実効性ある対価還元手段として、どのように柔軟な運用を可能とする仕組みを導入できるのかが、次に問題となる。特に、汎用機器の購入者は私的録音・録画を行わない可能性もあり<sup>54</sup>、それら私的録音・録画を行わない購入者への補償金返還の実効性をいかに確保できるか、また、それらの補償金を徴収する事業者等の対応コストなどの社会的コストをどのように評価するかが課題となる。

これについては、特に機器については、私的録音・録画を行わなかったことの事後的な証明は困難であり、補償金返還制度の実効性確保には限界があることが指摘された。その改善策としては、補償金返還の申請手続き等についてインターネットを活用して簡易化を図ることや、業務用に購入される機器はあらかじめ制度の対象から除外しておくなどの意見が示される一方、現行制度の制度的性格を踏まえれば、集合的かつ統計的に考えるべきであるとして、私的録音・録画の客観的な実態を踏まえて補償金額による調整（私的録音・録画の実態を踏まえて割合的徴収を行う）で解決を図るべきことについて、との意見があった。また、私的録音・録画を行う者を支払義務者とする現行制度を前提とする場合には、「低廉な補償金を負担することによって30条1項の私的録音・録画を適法に行える地位を得る」ことを周知徹底すること等にむしろ重きを置いてはどうか、とする意見もあった。しかしながら、機器等の価格に補償金を一律に上乗せ徴収する現在の運用を維持しつつ、支払義務者を私的録音・録画を行う者としている現行制度の位置付けの変更を行わない場合に限らず、私的録音・録画を行わない利用者との関係では、補償金返還の在り方は課題として残るものと考えられる<sup>55</sup>。

<sup>54</sup> この点に関し、パソコンやスマートフォン等の汎用機器については、企業内で使用する汎用機器はコンテンツ消費のために用いられることが原則的に想定されていないことや、一般消費者においても私的録音・録画を全く行わない購入者も多く存在していることが考えられる等との意見があった。また、私的録音実態調査結果によれば、パソコンやスマートフォンが録音等に使用される実態が見られるが、これは、配信からの録音なども併せての利用頻度であることを考慮する必要がある、との意見も示された。

<sup>55</sup> この点、製造業者等を支払義務者とする位置づけは、私的複製補償金制度を採用する欧州諸国では、製造業者等を支払義務者とする位置付けが一般的に採用されており、欧州諸国では、返還制度の運用等について問題になっているわけではないとの意見があった。他方、製造業者等を支払義務者と位置付けた場合であっても、権利者の不利益を補償すべき者は、その不利益を生じさせている消費者であるという現在の補償金制度の原則を踏まえれば、製造業者等が製品の価格に補償金を上乗せするなどして、消費者に転嫁するという前提のもと成り立つ制度であることから、実質的に消費者が補償金を支払う点に変わりないとして、私的録音録画を一切行わない消費者から一律に補償金を徴収することには課題は残る、とする意見もあった。

## (2—4) 小括

以上のとおり、汎用機器を対象とすることを検討する場合には、補償金返還の実効性確保等の課題が残ることが確認された。この課題を解決しようとする場合には、特に、私的録音・録画を行う者を支払義務者とし、製造業者等を協力義務者とする現行制度の位置付けの見直しを行うべきかという点に関わるところが大きい。

この点、現行制度は、支払義務者等について、私的使用を目的として、特定の機器・記録媒体にデジタル方式の録音・録画を行う者が支払義務を負うこととしつつ（30条2項）、当該機器・記録媒体の製造又は輸入を業とする者についても、支払の請求及びその受領に関し「協力しなければならない」と定め（104条の5）、製造業者及び輸入業者（以下「製造業者等」という。）が支払の協力義務を負うこととしている。これは、録音・録画機器等の発達普及に伴い、社会全体として著作物等の利用が促進されてきた反面、それが私的録音・録画を増大せしめる結果をもたらし、個々の利用者のレベルでは必ずしも大量の私的複製が行われているわけではないものの、総体としてみれば大量に私的複製が生じているということから、権利の保護と著作物の利用との間の調整を図るため、公平の観点から定められているものである。

他方、~~そのような趣旨を踏まえつつ~~、私的複製補償金制度を導入する欧米諸国においては、同様の趣旨を踏まえつつ、製造業者等を支払義務者として位置付けているが、そこで、我が国~~で~~においては、製造業者等を支払の協力義務者として位置付けていることについて。~~そこで、この点については~~、法制度上、義務という形で強制力がなければいとなれば補償金制度が事実上機能しないとも考えられるとして、コンテンツの訴求力を利用して利益を上げている製造業者等について支払義務を課すべきであり、そのような制度は、一般的に国際的な理解があるとの意見が出された。

これに対し、補償金制度は、私的複製を行う利用者の行為を前提とするものである以上、利用者の行為を捨象して、複製機能を有する機器・記録媒体を提供する製造業者等の支払義務を位置付けることは、我が国の法制度として無理があるとする意見も見られた。

このように、補償金制度における製造業者等の位置付けの見直しを行うことについては、現時点において、意見集約に至らなかったところである。また、支払義務者・協力義務者の位置付けは、現行制度の重要な柱の一つであることから、仮に見直しを行う場合には、補償金制度全体を抜本的に見直す必要が生じると考えられるところ、社会的理解を得られる新たな制度を構築するためには、更なる検討を要すると考えられる。他方、この度の見直しについては、新たな機器等による複製の実態を踏まえて、代替措置が構築されるまでの手当てとして必要な見直しを行おうとするものと整理されたものである。また、長年検討を行ってきた課題であるところ、更に検討に時間を要することが関係当事者にとって望ましい姿なのかという点についても、疑問が呈された。

したがって、支払義務や協力義務の位置付けについて、~~抜本的な見直しを行うことは~~、現時点では課題が大きいと考えられ、このことを踏まえつつ機器等の価格に補償金を一律に上乗せ徴収する現在の運用を前提にして補償金制度による対価還元手段を検討する場合、私的録音・録画の蓋然性が一般的に高くはない汎用機器を補償金の対象とすることは、引き続き課題として残ることになる。

もとより、クリエイターへの対価還元の在り方については、私的録音・録画の実態と補償金制度の乖離の指摘を踏まえて、長年の議論の蓄積の上に、今日の議論がある。対価還元の方策については、~~そうして~~たことにも留意しつつ、現実的かつ実効性ある手段を模索する必要があるところ、このような観点も踏

まえながら，以下，録音と録画のそれぞれについて検討を行った。

### 3. 「私的録音」に関する現実的かつ実効的な対価還元策

私的録音・録画の実態調査結果を踏まえれば、補償金制度による手当てを行う場合の汎用機器への課金についての課題は、特に「私的録音」について検討の必要性が高いといえるが、上記のとおり、汎用機器への課金について課題が残るとされた場合であっても、汎用機器を利用した私的録音・録画の実態があるものについて、対価還元手段を検討する必要性がなくなるものではない。他方、音楽コンテンツについては、ダウンロード型音楽配信とパッケージソフト（購入 CD やレンタル CD）とではその特色が異なるため、その流通形態を踏まえて対価還元の手段を検討すべきではないかとする意見もあった。

そこで、以下では、ダウンロード型音楽配信と、パッケージソフトとに分けて、それぞれに関する対価還元手段の在り方について、検討を行った。

#### （3—1）ダウンロード型音楽配信に係る対価還元策をどう考えるか

ダウンロード型音楽配信については、マルチデバイスへのダウンロードにつき、「契約と技術による対価還元手段」が有効に機能しており、利用者は当該ダウンロード以降の私的録音を行う必要性に乏しいので、補償金制度による対価還元策を検討する必要性も乏しいとの意見がある。これについて、どのように考えるかが課題となる。

この点、ダウンロード型音楽配信サービスは、基本的にマルチデバイス・ダウンロード対応であり、また、利用者の音楽鑑賞スタイルは、我が国においても、今後ますますストリーミング型に移行することが予想され、それにより、総体としても「私的複製」は減少していくとして、補償の必要性は乏しいとする意見が出された。これに対しては、過去1年間に「有料の音楽配信サービスからダウンロードした音楽データや、音楽 CD から録音、リップングした音楽データのコピー」を行ったことがある者が全体の 3.2% であり、これは、他の私的録音の方法に比べれば相対的に僅少であるものの、私的複製の実態がある以上、補償は必要であるとする意見があった。

#### （3—2）パッケージソフト（レンタル CD 等）に係る対価還元策をどう考えるか

パッケージソフトについては、私的録音の実態調査結果からも、ダウンロード型音楽配信の場合と異なり、私的録音が行われる可能性が高いことから、対価還元手段の在り方に関する検討としては、特にパッケージソフトを念頭においた発言が多かった。

この点、対価還元手段としては、CD の購入やレンタル時に私的録音の分も含めた全ての対価を徴収するモデルを模索してはどうかとする意見も出されたが、現行法のもとで私的録音は自由に行うことができるところ、パッケージソフトの販売者やレンタル事業者には、利用者の私的録音の対価を支払う法的義務はないことから、現在、そのような処理は行われていないことについて説明があった。また、契約手法で対価還元を図ることを求める見解に対しては、このような私的録音の権利制限規定を踏まえ、レンタル価格や販売価格等には私的録音の対価を含めないとする長年のビジネス慣行があり、そのビジネスモデルの転換を図ることはおよそ現実的ではない上、それによって権利者へ還元される対価の総量が増加するとは考えられないこと、また、友人から借りた CD の場合は、そもそも対価を上乗せすることが

困難であるとする意見が出された。これに対して、CDの購入やレンタル時に私的録音の分も含めた全ての対価を徴収するモデルの模索を推進する立場から、ビジネスモデルの変更を行わないことを選択しつつ、多くのステークホルダーに影響が大きい補償金制度の変更のみを求めることは合理的でない、との意見が出される一方、録音機器等の発達普及に伴い私的複製が可能になっていることを踏まえて製造業者等に協力義務を課す現行補償金制度の趣旨を踏まえれば、製造業者が免責される対価還元手段は考えられないのではないか、とする意見が出された。

他方、本小委員会では、補償金返還請求の問題を回避する方策として、対価還元の手段について、私的録音・録画を行う者に最も近いポイントでの対価回収を行うことが、透明性の観点からも現実的であり、それにより補償金返還請求の問題は回避可能であるとする意見も出された。すなわち、契約手法による対価還元としてではなく、補償金制度を前提としつつ、補償金を製品価格に一律に上乗せ・徴収する以外の方式として、補償金の徴収方法の運用の見直しによる解決策を模索する意見も出されたである。具体的には、例えば、私的録音が行われる可能性が高いレンタルCDについて、レンタルCDショップを協力義務者とし、同ショップでのCD貸出時に消費者から補償金を徴収する形に制度を改めようかといった提案<sup>56</sup>や、製造業者等の協力のもと、利用者による対象機器等の購入時に私的録音録画の意向を確認し、その意向のある購入者から、購入時に補償金を徴収する方法等について、提案があった。

なお、購入CDについては、プレイシフトのために複製を行う場合も多いと考えられるが、そのような複製は、購入者が通常の著作物の享受のために行うものであり、権利者等の利益を不当に害するものではなく、補償は不要ではないかとする意見もあった<sup>57</sup>。

### (3-3) 現実的な解決策としてはどのようなものが考えられるか

以上のとおり、私的録音に係る対価還元手段としては、特にパッケージソフトを念頭に、契約と技術による対価還元手段の在り方について検討を行ったが、上記のとおり、契約と技術による対価還元手段の実現に向けて、対価還元モデルの構築に向けた具体的な見通しは、現時点では得られなかった。

反面、そのような補償金制度以外の対価還元手段が現に構築機能されておらず、また、今後構築され有効に機能する具体的な見通しも当面見られない領域の私的録音については、引き続き現行の補償金制度により対応することが想定される。この場合、どのような解決策が考えられるかが課題となるが、私的録音の実態があるとしても、上記のとおり、汎用機器を一律に補償金の対象とすることについては課題が残ると考えられる。

他方、補償金制度は、現在、録音機器等の価格に補償金額を一律に上乗せして徴収することにより運用されている。そして、このような運用を背景に、私的録音の蓋然性が高い機器等が補償金の対象として政令により指定することが想定されているところ、改めて、現在の私的録音の実態を踏まえた時に、私的録音の蓋然性の高い機器等として具体的に何が該当するのか、確認することが必要であると考えられる。

<sup>56</sup> ただし、レンタルCD貸出時に補償金を徴収とする対価還元策の提案については、既に家庭内にあるCD等の音楽データの私的録音は、同対価還元策では捕捉することができないとする発言があった。

<sup>57</sup> プレイシフトを目的とする複製と「補償すべき範囲」との関係については、II2(2)①も参照。あわせて、補償金制度創設時における国会質疑の状況について、後掲・脚注60も参照。

すなわち、現在の補償金制度は、「主として録音の用に供するもの」（著作権法施行令第1条第1項柱書）を補償金の対象として政令で指定し、私的録音の蓋然性の高い機器を補償金の対象として制度設計し、運用されている。このことを踏まえれば、私的録音の蓋然性の高い機器であって、かつ、私的録音の実態が認められるもの、換言すれば、相当の蓋然性をもって私的録音に供されるであろう販売形態や広告宣伝が行われているもの<sup>58</sup> であって私的録音の実態が認められるものとして、~~については、記録媒体内蔵型の録音機器等を含め補償金制度の対象とすることが考えうるが、~~具体的に何が該当するのかについて、現在の実態を踏まえて確認していく必要があると考えられる<sup>59</sup>。

なお、~~本小委員会においては、~~私的録音に関する対価還元手段としては、私的録音の蓋然性の高い「機器」等への課金という従来からの現行制度の運用方法に捉われずとも、私的録音を行う者に適切に課金する等の方法は考えられないかとする問題提起も行われたところ、確かに、私的録音録画を行う者を支払義務者とする現行制度（30条2項）の考え方を踏まえれば、仮に、利用者による私的録音の動向をより適切に捕捉できる方法が関係当事者の協力等により実現できるとするならば、30条2項が想定している補償金支払の本来の姿により近い対価還元の方法として、望ましい在り方とも考えられる。

このため、私的録音に係る対価還元手段の在り方については、私的録音の蓋然性の高い機器（主として録音の用に供される機器）等への課金を行うという現行の運用を前提とした場合の対応の検討と併せて、補償金の徴収方法の在り方の工夫など、多様な私的複製の実態を踏まえた適切な対価還元手段の構築に向けた検討を深める必要があると考えられる。

<sup>58</sup> このほか、「主として録音の用に供する」の判断基準については、私的録音に用いられる機器の上位をパソコン（CD等の光学メディアドライブつき）やスマートフォンといった汎用機器が占めている以上、もはや私的録音の実態等に注目すべきとする意見もあった。これについては、私的録音の実態に着目するならば、パソコンやスマートフォンといった各汎用機器における私的録音実態の割合は相対的に小さいことから、それらの汎用機器は「主として」とはいえないのではないかとする意見があった一方、私的複製の正確な捕捉が困難であることを前提に補償金制度が構築されている以上、対象機器等も大きくくりで定めざるを得ないとする意見もあった。

<sup>59</sup> この点について、私的録音の蓋然性の高い機器等を補償金の対象にすることが意見の大勢であるとし、実態調査結果を踏まえれば、「ポータブルオーディオプレーヤー（iPod、ウォークマンなど）」「HDD（ハードディスク）レコーダー（音楽専用、据置型）」及び「録音機能付きカーオーディオ、カーナビ」はそのような機器等に該当するとして、時期を逸することなく政令で指定する方向性を明記すべきとする意見があった。これに対して、現時点では補償金の対象とすべき機器等について方向性は結論付けられてはいないとし、特に、ポータブルオーディオプレーヤー（記録媒体内蔵型の録音機器）は、追加指定について見送られてきた状況であるところ、何故いま俎上に上るのかを確認する必要がある、とする意見があった。

#### 4. 「私的録画」に関する対価還元手段について

私的録画に関して、補償の対象として検討されるべきコンテンツは、主として放送番組である。放送番組の録画実態としては、汎用機器による録画も見られるものの、典型的には、ブルーレイディスクレコーダー（HDD 内蔵型）による録画が多い。この機器は、「主として録画の用に供する機器」といえると考えられるが、現行制度の対象機器は、アナログデジタル変換した映像を固定する機器（アナログ放送をデジタル録画する機器）に限られており、アナログ停波に伴うデジタル放送への完全移行後のデジタル放送番組の録画に係る対価還元の在り方について決着しない状態が続いてきた。

これについては、放送番組に付されている DRM との関係や、いわゆるタイムシフト目的の録画との関係で、補償の必要性の有無を中心に議論があり、以下のように検討を行った。

なお、機器等の進歩等により、「機器」と「記録媒体」が一体のものとして売り出されるものは録画機器においてもみられるところ、その在り方については、私的録音の場合と同様である。

##### （4—1）技術によるコントロールがある場合の補償の可否はどう考えるか

私的録画が可能な流通形態としては、特に「放送」が念頭に置かれているが、放送運用規定と対価還元に関して、無料放送における「ダビング 10」の導入を示した総務省情報通信審議会の中間答申（2008（平成 20）年 6 月）においては、「適正な対価の還元」との関連で、補償金制度の在り方自体が情報通信審議会の検討対象とはならない点は「異論はみられない」と明示されている<sup>60</sup>。また、技術によりコントロールされている範囲の録画について、対価還元は不要であるとする意見がある一方、放送におけるコピー制御の規格は権利者が選択したものではないとの発言があった。こうした意見を踏まえ、放送される動画コンテンツの複製に係る補償の必要性について、どのように考えるべきかが課題となる。

これについては、既に見たとおり、私的録画の実態調査において、放送番組の録画（ダビング・コピー）は 1～2 回程度が多い実態が明らかとなった。無料放送に係る「ダビング 10」という回数制限があるものの、実際の視聴者のコピー回数は上限を大きく下回る実態があり、「ダビング 10」という回数制限が利用者の私的録画の回数を制約していると評価できる状況にはない。

これに対し、視聴者のコピー回数が上限を大きく下回るのであれば、当該コピー制御技術（及びそれに付随する制御と機能）はそもそも不必要であり、また、日本の放送は、世界で唯一、無料放送も含めて権利者のために DRM が適用されていると考えられ、その不必要な機能のコストや多大な不便さを利用者側が負担させられているのであるから、それらをやめるのが先決であるとする意見が出された。また、

<sup>60</sup>— なお、総務省情報通信審議会は、同中間答申において、「当審議会としては、『対価の還元』の具体策については、『補償金制度』以外の側面から、今後も継続して検討していくことが必要である」とし、その後の最終答申にて、コンテンツ製作・流通の強化方策の在り方について、「放送事業者、通信・インターネットサービス事業者、メーカー、権利者、消費者、有識者等の関係者からなる『新たな検討の場』を設置して、デジタル・コンテンツの保護（DRM）に係るルール<sup>60</sup>の在り方、コンテンツ海外展開の促進、スマートテレビの機能の充実及びコンテンツ流通プラットフォームとしての活用、権利処理の迅速化・効率化、クリエイターへの対価の還元を含むコンテンツの製作・流通促進の方策等について、幅広い観点から議論し、速やかに実行していくことが必要である。」と提言している（2012（平成 24）年 7 月）。

「録画源に著作権保護技術が伴っているか否かは、私的録画補償金の対象とするか否かにおいて大きな要素となっていることは否めない。」との知財高裁による判示<sup>61</sup>があったこと捉えて、許諾しない自由がある中で、権利者は「ダビング 10」等の制限の範囲で私的複製されることを前提にあえてコンテンツの放送を許諾しているのだから、選択肢の多少はあれ、何らかの DRM 技術を選択できる以上は、権利者が DRM が適用されたコンテンツは、技術と契約によるコントロールが可能であることから補償は不要と考える、とする意見もあった。

しかし、これに対しては、「ダビング 10」が総務省情報通信審議会で提案された当時は私的録画補償金制度が機能していたので、どの権利者も「コピーネバー」について言及しておらず、権利者が放送番組に係る放送運用規定として「ダビング 10」を選択したわけでもないとして、コピーネバーも含めて権利者が DRM を真に選択可能になって初めて補償の可否が議論できる環境が整うことになるとする意見や、私的録画ができる以上、社会全体としてみれば膨大な大量のコピーが行われていることに鑑みて補償は必要であること、とする意見があった。また、「ダビング 10」によるコピー制限については、回数制限の上限を大きく下回る録画実態に止まることを踏まえると、利用者の複製回数の制限（コントロール）を行うものではなく、10 回という上限を超える以上の複製を防止するという意味合いに止まるものと捉えるべきであるとする意見もあった。このほか、補償金制度導入時は、録音の補償金について、第二世代のデジタルコピーを制御する連続コピー制御システム（SCMS）が事実上の前提となっており、技術によるコントロールがあることにより補償不要という整理にはなっていなかった旨の紹介もあった<sup>62</sup>。

#### （4—2）タイムシフト目的の録画についてどう考えるか

実態調査結果において、放送波を最初に録画する部分は、タイムシフト目的の録画が多い状況が見られることから、そのような私的録画の実態を踏まえた補償の要否についてどう考えるかについて検討を行った。

これについて、タイムシフト目的の録画物を視聴後に削除している割合も高いことを踏まえると、タイムシフト目的の録画により、権利者に経済的不利益が生じるとは考えられないとする意見が~~あ~~見られた一方、タイムシフトにより視聴者は利便性を享受しているが、権利者は二次的なビジネスチャンス（パッケージ化・オンデマンド配信等）を失い、経済的な不利益があるといったことや、ハードディスクに録画物を残すことによりビデオライブラリ化することがあれば、ベルヌ条約のスリー・ステップ・テストに違反することになるというのが現行制度の立法趣旨であるとする意見があった。

他方、タイムシフト目的の録画については、いまに始まった論点ではなく、現行制度の創設の検討の際において、既に検討が行われており、~~また~~具体的には、1991（平成 3）年 12 月の著作権審議会第 10

<sup>61</sup> ただし、知財高裁による同判示は、「技術と契約によるコントロールが可能であれば補償が不要」とであると判示したのではない（前掲・脚注 17 参照）。

<sup>62</sup> これに対しては、SCMS はコピーの世代制限を行う技術で、個数制限はなく、1 世代目のコピーは制約なく行うことができたとの指摘や、我が国日本の放送は、複製世代及び回数の制限に加え、放送運用規定で認定された DRM 技術等を適用しない限り、受信機からの出力も記録もできないように技術でコントロールされており、利用環境は大きく異なるとの指摘があった。

小委員会報告書（第5章（結論）第2節（今後の進め方））において、「私的録画の目的の中では、タイムシフティングが多く、タイムシフティングは権利者に実質的な不利益を生じさせていないのではないかとする意見もあることから、関係者の協議において一具体的な額を定めるに当たっては、これらの意見についても検討する必要がある」とされてきていた。これについては、タイムシフト目的の録画が補償不要との前提で補償金の額の検討に織り込まれたという解釈も可能ではないかとする意見も出されたがおり、少なくとも、タイムシフト目的の私的録画の実態が含まれているからといって、補償が当然に不要であるとはされていない<sup>63</sup>。

なお、その点、直近の実態に着目すれば、タイムシフト目的の録画が相対的に多く、かつ、その場合の視聴回数は1回が多いとともに、視聴回数が1回の番組のうち約7割は、視聴後に消去されている実態がみられる。しかし、同時に、4割は保存目的も有しており、このことは4年前から変化はない。また、ブルーレイディスクやなどのメディアへの録画目的についても、約9割が「自分で保存しておくため」としている点は4年前と同様であるが、過去1年間におけるメディアへの録画については、録画経験者の53%から39%に減少している。保存目的の録画も一定割合見られ、タイムシフト目的の録画が多い傾向は4年前から比べても変化はないことや、他方、過去1年間にテレビ番組を録画した者の割合は4年前と大きな変化はなく7割を超えているほか、過去1年間の録画経験者が録画に使用した機器等としては、ブルーレイディスクレコーダー（内蔵型）が58.2%と、4年前（50.1%）と同様に、割合が最も高かった私的録画に使用される機器等の状況にも大きな変化はない。そこで、このような私的録画の実態を踏まえれば、立法事実に変化があったとしても微細な変化にすぎず、タイムシフト目的の録画については、具体的な額において調整すべき問題であるとする意見があった。

### （4—3）私的録画に係る望ましい対価還元手段はどう考えるか

私的録画に係る望ましい対価還元手段の検討にあたっては、私的録音の場合と同様に、私的録画の実態を踏まえる必要がある。ただし、私的録音における場合と異なり、地上デジタル放送は、当初「コピーワ

<sup>63</sup> この点について、タイムシフト目的の録画について、補償不要との前提で補償金の額の検討に織り込まれたとする解釈も可能ではないかとする意見も出された。ただし、タイムシフトやプレースhift目的の複製について、補償金制度の導入時に係る著作権法改正の国会質疑における政府参考人答弁では、タイムシフトやプレースhift目的の複製について、平成3年調査において、タイムシフトは録画目的の第1位（録音目的の第5位）に、プレースhiftは録音目的の第2位に挙げられていることを紹介しつつ、「しかしながら、それ以外の録音理由等を拝見いたしてみますと、まず録音についての第一は、レコード、CD、市販の録音済みのテープを買うよりも安く済むからというような理由が挙げられておりますし、三番目には、好きな音楽を抜き出して編集したテープを自分でつくって聞くんだというようなことがございます。それから、録画について見ましても、二番目には、放送で見た後さらに繰り返して見る、あるいは三番目には、市販の録画済みビデオカセット、ビデオディスクを買うより安く済むから、こういったことが実態調査の中で挙がってきているわけでございます。こういった状況を考えますと、一著作物を利用してその利用者が利益を得ているという状況はございますし、かなりの部分が保存をされているというようなことを考えますと、プレースhiftあるいはタイムシフティングというような場合があり、そして通常これらの場合は侵害の程度は必ずしも高くはないということがあったといたしましても、全体として考えますと権利者の利益を侵害しているという状況が見受けられるのではないかとことから、今回のような制度を考えたわけでございます。」としていたの政府参考人答弁が行われている（1992（平成4）年12月7日参議院文教委員会）。

ンス」で開始された後、途中から「ダビング 10」が導入されたことや、完全デジタル放送に全面的に移行したのは 2012（平成 24）年と、比較的最近のことであり、デジタル録画機器の普及状況も、このような全面デジタル化等の流れとも連動しながら変化してきたことを踏まえると、私的録画の実態については、制定当時との対比が必ずしも容易かつ適切ではない側面もある。しかし、2014 年 4 年前の私的録画の実態調査結果との対比は、全面デジタル放送移行以降の同じ放送運用規定のもとでの録画実態であり、既述のとおり、メディアへの録画経験割合について変化が見られるものの、録画使用機器の傾向や録画の目的等の実態について、4 年前と比べて大きな変化は見られないことが確認された。あわせて、「ダビング 10」といった録画回数の制限は、利用者の実施の録画回数の制約とはなっていないことも確認された。「ダビング 10」といった当該 DRM については、権利者はその制限の範囲で私的複製されることを前提にあえてコンテンツの放送を許諾しているのだから不利益はないとする意見が出されたが、当該 DRM については、権利者が自由に選択できるわけではないとの指摘や「ダビング 10」の導入経緯があることも考え合わせれば、「DRM が適用されたコンテンツは、技術と契約によるコントロールが可能であるから補償は不要」ということを裏付ける実態は見られないとも考えられる。

なお、私的録画について対価還元手段としては、「有料放送はもちろん<sup>64</sup>、無料放送においても、著作権者の立場からはその私的録画に対して許諾権を及ぼしていると解される現状では、その許諾に相当する行為を行った大元において対価徴収をする機会があり、そこで対価還元が可能と考える」とする意見が示された。他方、このような契約手法については、音楽コンテンツの流通における議論と同様に、私的複製に関する権利制限規定（30 条 1 項）がある以上、視聴者（利用者）による私的録画についてまで契約で対価還元を図ることは不可能であるとする意見や、テレビに録画機能が搭載されていたとしても全く利用しない視聴者もそれなりにおり、契約による対価還元はかえって不公平な負担が利用者に転嫁される恐れがあるといった意見が出され、契約による対価還元の実現可能性については疑問が呈された。

上記を踏まえれば、現在の私的録画の実態等を踏まえてもなお、DRM が適用されているコンテンツであれば補償が不要と見られる根拠が見当たらない場合には、コンテンツの私的録画について補償の必要性が否定されるものとはいえないと考えられる。したがって、そのような私的録画については、契約と技術による対価還元手段では限界がある場合には、引き続き、補償金制度により対応することが求められるところ、私的録音における場合と同様に、現在の私的録画の実態を踏まえ、私的録画の蓋然性が高い機器として具体的に何が該当するのか確認していくことが必要と考えられる。すなわち、現在の補償金制度は、「主として録画の用に供するもの」（著作権法施行令第 1 条第 2 項柱書）を補償金の対象として政令で指定し、私的録画の蓋然性の高い機器を補償金の対象として制度設計し、運用されていることから。そのことを踏まえれば、私的録画の蓋然性の高い機器であって、かつ、私的録画の実態が認められるものが市場に流通している場合、すなわち、相当の蓋然性をもって私的録画に供されるであろう販売形態や広告宣伝が行われているものであって、私的録画の実態が認められるものは場合について、補償金制度の

<sup>64</sup> 有料放送については、視聴者から対価を徴収するとともに「コピーワンス」を原則とした厳しい制限の下で運用されており、契約と技術による対価還元が不可能な理由がなく、また補償の対象として検討されるべき理由もない、との意見が出された一方で、地上デジタル放送は「コピーワンス」で始まり、また、その録画物を DVD などのメディアに保存するための作業工程での不具合に関するクレームが視聴者より頻発したことを踏まえて総務省情報通信審議会で検討が開始され、「コピーワンス」が見直されたという過去の経緯を踏まえれば、「コピーワンス」、「ダビング 10」及び「コピーフリー」は、当然に補償の対象であるとする意見が出された。

対象にすることが考えられるが、具体的に何が該当するのかについて、現在の実態を踏まえて確認していく必要があると考えられる。

なお、タイムシフト目的の録画について、権利者に実質的な不利益が生じさせていないのではないかとの意見については、現行制度導入時における整理と同様に、具体的な補償金額を定めるに当たって、検討する必要があると考えられる。

## V 対価還元的手段（具体的な制度設計）

### 1. 当面の手当てに係る基本的な考え方

補償金制度については、補償金制度維持のための社会的コストや配信サービスの発展に鑑みれば、すでに「当面」の期間を超えているように思われるとする意見もあった。他方、私的録音録画補償金の徴収額が減少しているのは、私的複製の実態に対応した追加指定がなされていないためであるとする意見があった。

本小委員会は、このような課題やを踏まえ、また、私的録音・録画の実態調査結果も踏まえて、対価還元手段について総合的に検討を行ったところであり、補償の必要性がある私的録音・録画については、上記のとおり、代替措置が講じられるまでの当面の手当てとしては、補償金制度について、協力義務者の位置付けを維持しながら、私的録音・録画の蓋然性の高い機器（主として録音／録画の用に供される機器）等への課金を行うという現行の運用を前提とした手当てをまずは行うことが考えられる。

ただし、この場合には、私的録音・録画の蓋然性の高い機器等として具体的に何が該当するのかについて、現在の実態を踏まえて再確認していく必要があると考えられるとともに、補償金制度については、制度に内在する課題や運用上の課題に関する指摘（Ⅲ.3(1-2) 参照）がなされてきたことにも留意する必要がある。したがって、補償金制度に係る手当てを行う場合には、これらの指摘にも留意しながら、具体的な制度設計を行うことが適当である。

他方、補償金制度の課題としては、このほかにも、著作権保護技術等の進展により私的録音録画の実態が捕捉可能となり、機器等の購入時に全ての購入者が補償金を支払わなければならないという現行補償金制度の運用（一括支払方式）を正当化する根拠が失われつつあるといった指摘もなされてきた。しかし、これについては、上記のとおり、現時点においては、契約と技術による対価還元手段にせよ、補償金の徴収方法の在り方の工夫にせよ、利用者による私的複製の動向をより適切に捕捉し得る新たな枠組みの構築の実現可能性について、現時点で共通理解が得られているわけではない。もとより、関係当事者の協力等により、そのような枠組みが構築されうるのであれば、今後の新たな対価還元の在り方として望ましいといえる。

以上を踏まえれば、クリエイターへの適切な対価還元の在り方を検討する本小委員会としては、私的録音・録画の蓋然性の高い機器（主として録音／録画の用に供される機器）等への課金を行うという現行の運用を前提とした対応の検討と併せて、補償金の徴収方法の在り方の工夫など、利用者による私的複製の動向をより捉えた適切な対価還元手段の構築に向けた検討を深める必要がある。この検討においては、関係当事者による協力が不可欠となると考えられるところ、また、著作権法が目的とする文化の発展に寄与するものとなるかという点も含め、社会的コストとの兼ね合いも含めて検討される必要があるとの指摘も出されたところ、技術の動向や複製機器の実態等も踏まえながら、検討を行う必要があると考えられる。

## 2. 現在の運用を前提として手当てを行うとした場合の補償金制度の在り方

私的録音・録画の蓋然性の高い機器等の価格に補償金を一律に上乘せし、一括徴収するという現在の補償金制度の運用を前提として必要な手当てを行う場合には、制度に内在する課題や運用上の課題として、補償金制度についてこれまで指摘されてきた点についても留意しながら、具体的な制度設計を行うことが適当である。本小委員会では、補償金制度について、①補償金制度の対象範囲、②対象機器・記録媒体の決定方法、③補償金額の決定方法、④支払義務者・協力義務者、⑤補償金の徴収・分配等、⑥共通目的の事業、の各項目について検討を行ったところ、その結果等については、以下のとおりである。

### (2-1) 補償金制度の対象範囲

上記のとおり、現在の補償金制度は、利用者による個々の私的録音・録画行為を正確に捕捉することは困難であるという事情を踏まえ、私的録音・録画の補償金を機器等の販売価格に上乘せし、徴収する運用が事実上の前提になっており、そのため、補償金の対象機器・記録媒体としては、「主として録音／録画の用に供するもの」が政令により指定されている。相当の蓋然性をもって私的録音・録画に供されるであろう販売形態や広告宣伝が行われているものについては、「主として録音／録画の用に供するもの」に該当すると考えられるが、そのような機器等であって、私的録音・録画の実態が認められるものとしては現在の複製実態を踏まえたときに、そのような機器等として具体的に何が該当するといえるのか、現在の指定対象機器等が録音・録画の実態を適切に反映しているか等について、現在の複製実態を踏まえ、確認する必要があると考えられる。

なお、汎用機器のうちスマートフォンについては、無料でストリーミング配信されているコンテンツについて、画面収録をすることができる機能も登場している。これについては、当該機能の目的は、個人利用者が電話の操作やメールの送り方等の各種機能の操作方法を誰かに教えたり、アプリ開発者が自身の開発したアプリがどのように動作するかを説明すること等を主な目的としており、私的録音・録画といった特定の用途を目的としているものではないとの説明が、製造業者からあった。この点については、私的複製が可能になるのであれば、基本的に画面収録の機能を有するスマートフォンも補償金制度の対象になりうると思われるものの、当該機能の動向や実態等を踏まえ、継続的に検討していくべきではないかとの意見が出されている。

### (2-2) 対象機器・記録媒体の決定方法

現行制度上、その購入において補償金の支払義務が発生する対象機器・記録媒体については、政令で定めることとしており、著作権法施行令において、技術仕様に着目した規定により、録音・録画専用機器及び記録媒体について、個別に指定されている（同施行令1条及び1条の2）。

このような政令指定の在り方は、当該機器等について補償金支払義務が発生するものであることから、法的安定性及び対象機器等の特定の明確性の要請の観点から具体化されていると考えられる一方で、技術の実態や私的録音・録画の実態が反映されにくい現状についての指摘がある。この点、現行制度の政令指定方式について、現行方式について言及した知財高裁判決を踏まえ変更する必要はないとする意見が

出される一方で、政令は柔軟なものとして、具体的な対象は規則や告示に再委任することで機動的に決定していく仕組みとすることについての意見もあった。また、現在の政令の規定は、技術仕様に着目した規定となっているが、専門性が高く利用者にとって対象機器等の範囲は明確とは言い難いとの指摘や、過去に指定された機器等のうち既に販売されていないものについては、その実態を踏まえ指定対象から削除することも考えられるとする意見も出された<sup>65</sup>。

いずれにしても、私的録音・録画の蓋然性が高い機器等に課金を行う現行の補償金制度を前提にした場合においては、上記(2-1)の検討も踏まえ、追加指定等が適切かつ必要な機器等がある場合には、実態を適切に反映することができる仕組みを検討していく必要があると考えられる。

### (2-3) 補償金額の決定方法

現行制度上、補償金額については、指定管理団体が、あらかじめ、製造業者等の団体で製造業者等の意見を代表すると認められるものの意見を聴いた上で、私的録音録画補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受ける必要がある。また、文化庁長官は、認可申請のあった補償金額案について、文化審議会(著作権分科会使用料部会)の審議を経て認可することとなっている(104条の6)。

このような現行制度における補償金の決定手続について、これまで大きな問題点は指摘されていないが<sup>66</sup>、音楽産業の動向や著作権保護技術の進展、利用者による音楽視聴環境等の変化を踏まえた私的複製の実態が、補償金額に適切に反映される仕組みも必要と考えられる。とりわけ、対象機器・記録媒体ごとに、私的複製に供される度合いも異なると考えられることから、対象とする機器・記録媒体の範囲の決定について、私的複製の実態を踏まえた柔軟な運用を可能とする方向での制度見直しを行うこととする場合には、補償金額の決定と対象機器・記録媒体の決定とを一体的に行うことが効率的であることや、また、例えば、私的録音録画に使用される可能性が低い機器等については、補償金の対象から除外したり、補償金の額で調整したりする工夫を行うことが適切であるとする意見が見られた。もっとも、これは、私的録音録画の実態がある汎用機器は、広く課金対象にするとの考え方を前提とするものであり、私的録音・録画の蓋然性が高い機器等を補償金の対象とする現行の補償金制度を前提にする場合においては、対象機器・記録媒体の決定方法(上記(2)+(2-2))の議論と密接に関係するものとして、慎重な検討を必要とするものと考えられる。

なお、この論点については、補償金額等の具体的な決定プロセスについて、関係当事者による協議を重視する方式は考えられるかという点についても検討を行った。私的複製補償金制度を導入しているドイツやフランスについては、当事者間の協議を重視する仕組みが採用されているが、我が国においては、ドイツのような仲裁制度が確立していないといった制度的土壌が異なることや、独占禁止法との整合性を図る必要があるところ、補償金額の決定の過程において、関係当事者から意見聴取等を行うことの必要性は確認されつつも、最終的には法的権限を有する専門機関が、柔軟に対象機器等や補償金額を設定できるようにすることも選択肢であるとの意見や、そもそも、決定方式としては現行の仕組み以外に適切

<sup>65</sup> IV.2 (2-3) も参照のこと。

<sup>66</sup> ただし、私的録音についても私的録画についても、当初定められた補償金額が一度も変更されていないことや、その理由は製造業者等が見直しに反対してきたこと並びに製造業者等の反対がある限り異なる補償金額による認可申請ができなかったためであるとする運用上の課題について、発言があった。

な方法は思いつかない，とする意見もみられた。

また、補償金額の算定にあたっては、私的複製の実態のほかに、DRMの採用状況、機器や記録媒体の価格や保存容量等が考慮要素となりうることについて、意見が示された。特に、私的録音について、対象機器・記録媒体に保存される楽曲の中には、音楽配信によりダウンロードした楽曲も含まれている可能性があるところ、それらは、配信契約に含まれているものである限り補償の必要はないものであることから、補償金額の決定にあたっては、そのような実態を踏まえて行うことが必要と考えられる。

なお、補償金額については、現在、定率による補償金が採用されているところ、定額に改めることについての意見も出された。

#### (2-4) 支払義務者・協力義務者

上記のとおり、補償金制度における製造業者等の支払義務の位置付けの見直しについては、抜本的な見直しを行うことについて意見集約には至らなかったが、私的複製の用に供する機器・記録媒体を提供する製造業者等について、引き続き、協力義務を負うとした場合であっても、製造業者等の位置付け・役割をより明確にする観点から、法令上、協力すべき行為の明確化を図ることも検討すべきではないかとする意見も出されたところである。特に、協力義務の位置付けについては、当事者より、協力義務とは「精神的義務」等であって具体的な債権的請求権は生じていないという主張が現に生じたことがあるため、制度を実効的なものとするためには見直す必要があるとの意見があり、具体的には、現在の運用（機器等に補償金を上乗せして販売し、購入者から受領した補償金を指定管理団体に納付すること）を協力義務の具体的な内容としてを明記することを求める等の意見が示された一方で、見直しに慎重な意見も示されたことは、既述のとおりである<sup>67</sup>。

#### (2-5) 補償金の徴収・分配等

補償金の徴収に関しては、制度導入時は、録音・録画機器の実態も踏まえ、私的録音と私的録画のそれぞれについて指定管理団体が二団体存在していたが、私的録画に供される機器について、その実態を踏まえて補償金の課金を再開する場合には、機器への二重課金の回避や管理費用削減の観点から、一つの団体とすべきかについて検討を行った。

これについては、録音機能及び録画機能にそれぞれ特化した機器の市場は縮小し、両方の機能を有する機器へ遷移しつつある現在の流れを考えれば、補償金は一体的に徴収することが望ましく、管理主体も一元化することが望ましいとする意見が示された。私的録画に関しては、現在、補償金制度の対象機器が市場に出回っておらず、録画に関する指定管理団体は解散しているが、今後、録画についても補償金の徴収を再開する場合には、技術の進展を踏まえ、このような指摘にも留意した運用が可能となるような仕組みとできるよう、必要な制度的な手当てを行う必要があると考えられる。

次に、徴収した補償金の分配・支出に関しては、補償金制度に内在する課題として、分配を受ける権利者の正確な捕捉の困難性が指摘されていることを踏まえ、徴収した補償金の分配・支出の適切性を、どの

<sup>67</sup> IV.2(12-2)を参照のこと。

ように確保すべきかということが議論された。

この点、補償金制度は、個々の利用者の私的領域に立ち入ることの限界を前提に、広範な私的複製の許容を基礎とするものであることから、個別の利用実態を把握することには限界があり、また、厳密な分配を行おうとする場合には、取引費用がかえって高騰し、制度として成り立たない。このため、分配の前提となる利用実態については、どのように推定していくかということの合理性が重要である<sup>68</sup>とともに、共通目的基金との組合せも必要であるということが確認された。

なお、今後についても、徴収した補償金の分配・支出の適切性を確保するため、指定管理団体において定期的に実態調査を行うとともに、間接分配の意味合いを持つ共通目的基金との組合せを通じて分配を行っていく必要があることや、共通目的事業を通じて行う場合を含め、補償金制度について、利用者・購入者に対する説明・周知も適切に行っていくことが必要であると考えられる。

また、補償金返還制度については、その実効性の課題が指摘されているところ、返還申請をインターネット上でできるようにするなどの簡便化を行うことについての提案も出された。

**【参考】** 私的録音補償金の徴収・分配は、一般社団法人私的録音補償金管理協会（sarah）を通じ実施されており、その概要は以下のとおりとなっている（2016年度実績）。

- ・ 補償金は対象機器・記録媒体の販売価格に上乗せされ、製造業者や輸入業者は、購入者が支払った補償金を、私的録音補償金管理協会に対して支払う（補償金受領額：約 5,400 万円、補償金額平均：機器 1 台当たり 632 円・記録媒体 1 枚当たり 1 円 13 銭）。
- ・ 私的録音補償金管理協会は、受領額のうち徴収・分配及び共通目的事業等を実施するための業務手数料である管理手数料 10%（規定では 20%）（残余金は次年度に分配する）を控除し、残額の 2 割を共通目的事業、8 割を権利者分配基金に分ける。
- ・ 共通目的事業は、自主事業（冊子配布等の著作権・著作隣接権の保護に関する事業）に約 50 万円、第二種助成事業（音楽・芸能に関わる創作活動等に対する一般公募事業（2016 年度実績：29 事業））に約 970 万円を支出。
- ・ 権利者分配基金は、著作権者、実演家、レコード製作者の 3 団体を通じて、権利者に分配されている（分配率は、著作権者 36%、実演家 32%、レコード製作者 32%）。
- ・ 各団体（一般社団法人日本音楽著作権協会・公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・一般社団法人日本レコード協会）は、それぞれの分配規定に基づき、手数料などの控除や前年度繰入れの基金等の戻し入れをした後の分配資金を権利者に分配している（著作権者：日本音楽著作権協会は約 1,500 万円（分配先 7,373 人）、日本脚本家連盟は約 64 万円（分配先 261 人）、実演家：日本芸能実演家団体協議会は約 1,400 万円（分配先 12,611 人）、レコード製作者：日本レコード協会は約 1,300 万円（分配先 594 社））。
- ・ 日本音楽著作権協会は、私的複製の元となった放送、購入レコード、貸レコードの全量のデータを基に分配計算を行っている。分配先である 7,373 人の内訳は、個々の著作者自身と音楽出版社、著作権者の法人であり、この他、相互管理契約を締結している海外の団体（54 団体）にも送金して

<sup>68</sup> 権利者団体からは、徴収した補償金の分配については、私的領域における複製は正確な捕捉が困難であるという制約があることを踏まえつつも、全量データや出荷金額等の客観的な分配資料を基に分配を行っており、透明性の確保を図っている旨の説明があった。

いる。

- ・ 日本芸能実演家団体協議会は、全体の金額を、放送、市販録音物、貸レコードの三つのジャンルに分け、それぞれのデータで分配を行っている。なお、権利者で按分して分配していくが、総額が少なくなると、1円に満たない人が出てくるため、分配対象者は減少傾向にあるとの説明もあった。
- ・ 日本レコード協会は、私的録音源を放送からの録音、購入レコードからの録音、貸レコードからの録音に分け、出荷金額のシェア等で分配を行っている。分配先の 594 社は、会員社以外も含んでいる。

## (2—6) 共通目的事業

補償金制度については、正確な捕捉・分配の困難性等が指摘されているが、そのような包括的な制度としての性格に由来する内在的課題に対応し、法は、著作権等の保護に関する事業及び著作物の創作の振興・普及に資する事業に対して、補償金の二割以内で政令で定める割合<sup>69</sup>に相当する額を支出することとしている。

このような共通目的事業については、その内容が十分知られていないとの指摘があることを踏まえて、活発な議論を行った。特に、利用者の立場からは、補償金がクリエイター育成に使われるようにしてほしいとする意見があったことに呼応し、各権利者団体からは、共通目的事業の支出にあたり利用者の意見も取り入れ、透明性をより高める運用の改善を行うことの提案があったほか、共通目的事業に対する支出割合について、権利者やアーティストの合意が得られるのであれば、支出割合を二割以上としていくことも考えられる とのことについて意見が出された。

今回の検討においては、対価還元手段としては、私的録音録画補償金制度及び契約と技術による対価還元手段と併せて、クリエイター育成基金についても検討した。クリエイター育成基金は、私的録音・録画を総体として捉えた上で、その対価を広く一般に文化芸術の発展に資する事業に使用することを目指すものであり、補償金制度における共通目的事業と趣旨を同じくすると捉えることもできる。このため、同制度の改善の一環として、権利者への分配を確保しつつ、クリエイター育成基金の精神に合致させ、国民全体の文化の発展に寄与していくものとして捉えていくことも適切であるとする<sup>69</sup>ことについて、異論は見られなかったところである。

補償金制度は、私的複製に係る権利者に対する対価還元手段であり、その分配・支出先については、権利者の意思に基づいて決める必要がある。しかし、このことは、逆に言えば、権利者側の合意があれば、分配・支出先についても変更可能であるということが出来る。共通目的事業への支出については、現在、私的録音補償金管理協会において、共通目的委員会を設置し、権利者のみならず、有識者や製造業者も委員として参画し、支出先に関する協議が行われているが、そこに利用者<sup>が</sup>加わり、透明性を更に高めて支出する運用の改善を進めていくことも考えられるとする意見もあった。また、このような改善等も講じながら、透明性の確保を引き続き図るとともに、支出割合については、将来のクリエイター育成のために支出してもよいという権利者の総意があるのであれば、現行の二割以上とすることも視野に入れて、改善を図っていくことが適切と考えられる。なお、そのような権利者の意思を確認できる場面としては、共

<sup>69</sup> - 著作権法施行令第 57 条の 6 により、政令で定める割合は「2割」と定められている。

通目的事業に対する法令上の一律の適用除外だけでなく、指定管理団体より構成団体に徴収額を支払った後に、会員間の分配の過程において、共通目的に資する事業への支出の割合を高めることも考えられるのであり、二割とする共通目的事業の法令上の支出割合を高める必要はないのではないかとの意見も出された。また、補償金制度において、現在の著作権者に配分する利益を将来の著作権者の利益のために配分するというのは、制度の根幹を崩すものであり、共通目的事業への支出割合は大きくすべきではないとする意見もあった。

補償金制度の手当てとして、現行の補償金制度の考え方の本則に則り、私的録音・録画の蓋然性の高い機器等を補償金の対象として追加することとしつつ、汎用機器等については、従来どおり、一律に課金対象としないとする場合には、現行補償金制度の基本的枠組みに変更を加えるものではない以上、共通目的事業への支出割合について、現状の二割の法定の上限は維持することが適当であると考えられる。ただし、クリエイター育成を含む、著作物の創作の振興・普及といった観点や、補償金制度等に対する理解が正しく、広く浸透するように、また、共通目的事業の内容についての周知も含め、共通目的事業の運用改善を進めていくことが期待される。

## 開催状況

第1回 平成30年6月15日

クリエイターへの適切な対価還元について（私的録画に係る補償すべき範囲について論点整理, 意見交換）

第2回 平成30年7月13日

クリエイターへの適切な対価還元について（私的録画に係る補償すべき範囲について意見交換）

第3回 平成30年9月4日

クリエイターへの適切な対価還元について（具体的な制度設計について意見交換）

第4回 平成30年10月23日

クリエイターへの適切な対価還元について（私的録画に関する実態調査の報告及び具体的な制度設計について意見交換）

第5回 平成30年11月12日

クリエイターへの適切な対価還元について（議論の整理）

第6回 平成30年12月4日

クリエイターへの適切な対価還元について（議論の整理）

第7回 平成31年2月1日

著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について

## 委員名簿

	今 子 さゆり	ヤフー株式会社 CI 本部政策企画部シニア IP スペシャリスト
	岩 本 太 郎	一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会ライツ専門部会法制部会主査
	上 野 達 弘	早稲田大学法学学術院教授
主査代理	大 淵 哲 也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	奥 邨 弘 司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	華 頂 尚 隆	一般社団法人日本映画製作者連盟事務局長
	河 島 伸 子	同志社大学経済学部教授，東京大学政策ビジョン研究センター客員教授
	河 村 真紀子	主婦連合会事務局長
	岸 博 幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	小 寺 信 良	一般社団法人インターネットユーザー協会代表理事
主査	椎 名 和 夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事・実演家著作隣接権センター運営委員
	末 吉 互	弁護士
	杉 本 誠 司	ネクストエンターテインメント株式会社代表取締役
	世 古 和 博	一般社団法人日本音楽著作権協会常務理事
	太 佐 種 一	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会委員長
	高 杉 健 二	一般社団法人日本レコード協会常務理事
	龍 村 全	弁護士
	松 田 政 行	弁護士
	丸 橋 透	明治大学法学部教授
	宮 下 令 文	一般社団法人日本動画協会理事・著作権委員会委員長

(オブザーバー) (第3回～)

多賀谷 裕 一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会 I C T 基盤部長

(以上 21名)